

金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

18

1978

金 光 教 教 學 研 究 所

金光教学 ——金光教教学研究紀要——

1978
No.18

神道三柱教会の成立と崩壊 ——布教史研究ノート——	……山田 実雄……1
金神社建築運動に関する一考察	……早川 公明……29
擬態としての組織化 ——神道金光教会設立とその結収運動——	……佐藤 光俊……62
日天四と金光大神	……岩本 徳雄……113

資料 小野家文書(12)―永世御用記……………	138
教団史資料目録(4)―教団史資料二……………	159
昭和52年度研究論文概要……………	172
紀要掲載論文検討会記録要旨……………	177
彙報 ——昭和52.1.1~52.12.31——……………	182

(第17号正誤表P.192)

神道三柱教会の成立と崩壊

—— 布教史研究ノート ——

山 田 実 雄

「布教とは何か」という問いは、布教史研究における基本的な問いであると同時に、究極的な、それゆえに至難な問いでもある。しかも、この問いを問うことは、まさに今日的な課題へと迫ることにもなるのである。そして、この問いが今日的な課題であればあるだけ、今、動きつつある布教の方向の見定めが容易にし難いという問題を抱え込むのである。つまり、何をもって今日の状況を見定めていけばよいのか、ということに突き当たるのである。そこで、われわれはこの課題に答えるために、今日の状況を射程内に収めながら、もう一つの問いを用意する必要性に迫られる。それは、「布教とは何であったか」という問いである。つまり、それは金光教の歴史を通して、今日の状況を見定めていこうとする問いである。本稿は、なかでも、多くの地方の布教の歴史を解明していく試みの一つとして山口県東部地方の布教に焦点をあて、その布教の歴史を明らかにしようと試みるものである。

周防国布教への契機

1
「是非一度下リテ（周防国へ―注筆者）衆人へモ御蔭ヲ頂カシ呉レ」^①との要請に応えて、周防国東部地方（以下周東地方と呼称する）の布教を開始したのは、北国屋大明神こと藤井吉兵衛であった。時は明治五年春頃のことである。藤井が

この要請を受けることとなった直接の契機は、連根運搬船にて尾道に入港していた周防国玖珂郡由宇村の住人、岩本菊太郎が大患に罹り、その病苦からの救済を求めて藤井吉兵衛のもとに参拝したことに始まる。^② 岩本がどのような経路で藤井のことを聞き知ったかは定かでないが、当時なにかと世間の評判になっていた藤井のことを耳にした岩本は、葉をも掴む思いで参拝したのである。藤井の広前に参拝した岩本は、藤井の祈念によってたちまちにして大患快癒のおかげを受け、世間の噂が正しいことを確信したのである。広大なるおかげを受けた岩本は、その喜びを隠すことができず、さらに、周東地方の人々へもおかげを与えて下されよ、と藤井に対して救済活動を要請したのである。これに対して、神から、「三十日道ヲ抔メヨ、三十日シタラ帰レ」との指示を得た藤井は、岩本の船に同乗し、三十日間のお道開きに乗り出すことになったのである。これが周東地方に金光大神の信心が伝播される端緒となるのである。

藤井吉兵衛といえ、笠岡金光大神の「御神号帳」^④にその名が見え、金光大神にもまみえ、直々に取次を請うた人物である。彼の信心はじめは早く、慶応三年、笠岡教会初代斎藤重右衛門の広前に参拝し、その取次によって持病治癒のおかげを受け、これを契機に藤井は、金光大神の信心の道に入り、明治四年には金光大神から直接「斯道ノ為益々努力セヨ」^⑤との理解を受けたのである。岩本が藤井の広前に参拝したのは、藤井が金光大神から「斯道ノ為益々努力セヨ」との言葉を受けた翌年であった。こうした事情から藤井は、岩本の要請をまさに金光大神の願いを果たし得る好機として受けとったのであろうか、彼は早速に岩本の希望を聞き入れ、周東地方の布教に乗り出すことになったのである。

岩本とともに由宇に上陸した藤井吉兵衛は、各地を巡回し布教に努めた。^⑥ しかし藤井の「巡回布教」は決して容易なものではなく、しばしば官憲や既成宗教者たちの妨害に遭遇せざるを得なかった。

不肖ヲ見レバ、狐狸ヲ使フ者が来タトカ何トカ非常ノ噂高マリ、殊ニ門前村ノ如キハ、数多クノ山伏来リテ不肖ヲ取囲ミ、狐狸ヲ追ヒ出ストヤラ云ヒテ一心ニ折レド、何恐レンカ何一ツ出ル筈モナシ、却ツテ不思議ニモ山伏ノ錫杖ノ柄折レ、金輪ノ外レタリ等シテ、遂ニ彼等モ閉口セリ。^⑦

其当時、尾道ヨリ藤井ト云フモノガ下リ居ルトテ邏卒（警官）ガ類リニ搜索セドモ、丁度立去リタル後々ニ来リテ彼等ノ目ニ触レズ。^⑧

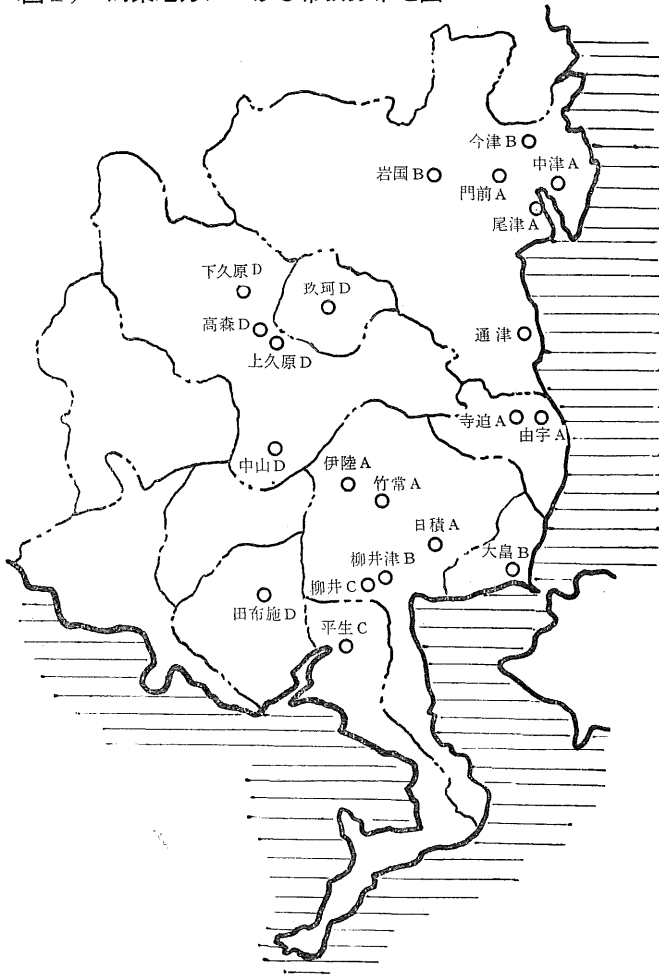
と、この引用資料で窺えるように、苦難に喘ぐ人々にとって藤井の巡回は、まさに招福の神の到来として受容され、噂を呼ぶこととなったが、その反面、藤井の噂が高まり、その噂が人々の口伝えに広がるにつれて、官憲や既成宗教者の反発をかうこととなるのである。これに対して、「何恐レンカ」との強烈な信念に燃える藤井の布教は、こうした妨害にも屈伏することなく、ますます祈念力を研ぎすましながら三十日間続けられたのである。この巡回布教の結果は、「御蔭ヲ蒙リシモノ枚挙ニ遑アラズ」という程の成果を収め、周東地方において金光大神の信心が最初に根づくこととなったのである。この後の藤井の周東地方への巡回布教は、第一回の布教で獲得した地域を基盤として、明治十年と十五年・六年と二度にわたって実施され、いよいよ金光大神の信心の定着を確かなものとしていったのである。「周防一ヶ国を挙げて悉く金光大神の信者なりといふも敢えて過言にあらざるを覚えしめき」^⑩とか、「当時の周東は信徒二万と称せられた」^⑪と後世の者が語り伝えているのは、まさにその証左であるといえよう。

では、このように周防一ヶ国悉く金光大神の信者と言われ、また、信徒二万とも言われる布教実態は、どのようなものであり、また、その布教規模はどの程度のものであったのであろうか。次に、このことを布教形態、並びに信仰伝播の様子を明らかにするなかで窺うこととする。

巡回布教の規模と実態

藤井吉兵衛の布教圏を知る手がかりとして、まず、尾道西教会所蔵の自筆資料「御神木帳」^⑫を検討することから始めたい。

(図 I) 周東地方における布教分布地図



◎「御神木帳」における各地区記載人数内訳表（時期別）

C										B				A						
市	宗	萩	平	大	福	高	伊	祖	日	柳	大	大	柳	岩	岩	伊	日	寺	由	
之	尾	原	生	皇	岡	岡	陸	陸	積	井	尾	田	民	国	城	陸	積	迫	宇	
谷	村	村	村	村	村	村	村	村	村	古	仁	仁	井	下	下	下	下	下	下	下
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	開	津	津	津	今	今	今	今	今	今	今
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	作	村	村	村	津	津	津	津	津	津	津
1	1	1	1	1	1	2	1	1	5	2	1	1	1	1	2	4	1	1	1	2
1	1	1	1	1	1	2	1	1	5	2	1	1	1	1	2	4	1	1	1	2

※ ・は現在地名が未確認の村であることを示す。

この「御神木帳」は明治八年、すなわち、藤井が周東地方への布教を開始(明治五年)してから三年後に書かれたものである。従って、明治五年の布教開始から同八年に「御神木帳」が作成される間に入信した人々は、地区ごとに整理し、記載されていると見なすことができる。とすれば、地区ごとに整理して記録されているところまでが明治八年までの入信者であると思ふことができる。この推測に従って「御神木帳」を分析した結果、図Iの地名にAとBと付した地区が明治五年から同八年までの入信者である、と判定できるのである。Aについては間違いなく「御神木帳」作成までの入信者といえようが、Bまで含むかどうか断定し難いところから、明治八年までの入信者は、Aまでか、あるいはAにBを加えた範囲かのいずれかである。このいずれにせよ、藤井の布教範囲は、由宇村を中心として、柳井、日積、伊陸、岩国、大畠地方に及ぶ規模であることが分かるのである。この外、図の地名にCと記入してあるのは、明治八年以降、十五年頃までの入信者の地区である。以上は、藤井の直接の信徒ともいふべき人々の分布状況であり、しかも高德者とおぼしき人々のものであるので、信徒の末端まで加えると、その分布地域はさらに広範な広がりを見せるであろう^⑭。しかし、今日では信徒の末端まで知ることが到底不可能であるから、間接資料を手がかりとしながら、信仰伝播の実態を明らかにすることによって布教圏の拡大していく様子を浮上させたい。

此結構なる御道を人々に知らしめて遣りたいが一心、先づ手近い親族から説いて廻りたるが、孰れも氏〔高橋助之進・玖珂村干束の人〕注筆者の靈験を眼前に見てあれば、一も二もなく其勧めに従う。然らば今度は近隣の懇意のものより始めんとて夫れから夫れへと伝ひ遂に村へ遠く足踏み出し其功勞の見る者ありたるが、当時、久原村に阿山品之介ありて盛に伝道するありたり、高森には坂本善三郎ありて大いに布教に従ひ……^⑮

これによると「此結構なる道」と自覚した高橋は、身内をはじめ、遠く他村の人々にまで伝道せざるを得ず、機あるごとに伝道活動をしたのである。先の図I中、Dの地名は、この引用資料をもとにしたものであり、玖珂村から久原村・高森村へと伝播された様子を示すものである。これと同様の事例をもう一点あげよう。

藤井吉兵衛によって入信し、のち周東地方における布教の中心となって活躍した由宇村の唐樋常蔵は、布教のために度々伊陸地方に出かけた。唐樋はその途中、伊陸村の大竹作次郎の所によく立ち寄り、彼に信心を勧めたのである。これに対して大竹は、唐樋の勧めを頑固に拒み続けた。ある日のこと、唐樋はかたくなに信心することを拒絶する大竹に、「この神様の信心をすれば、目に見えたおかげが頂ける」と、彼の眼前で神の力を示したのである。それにはさすがの大竹も敬服せざるを得ず、これがもとで、信心を始めることとなり、後には米中千代樋（通津教会初代）など多くの人々を信仰に導くこととなったのである。ここでも唐樋（由宇）から大竹（伊陸）へ、そして米中（通津）へと信仰伝播がなされ、次第に布教圏が拡大していく様子を知ることができる。

ここで看過してはならないことは、信仰が伝播されていくには靈験力が不可欠な要件となり、さらにありがたい信心ゆえにそれを伝えずにはおれないという伝道欲に支えられていたからこそ信心の伝播が果たせた点である。これに加えてさらに注目すべき点は、信心が伝播される中で、「一心以て一たび縋らば、如何なるものも忽ちに救はると聞くに及びては蘇生もしたる心地せられて」^⑩「神徳漸くに輝く程に、是を聞き、伝えて、日々氏が宅に來りて救ひを求むるもの引きも切らず」との噂、世評がたち、それが口コミの波に乗って人々に語り伝えられたということである。信心が伝播されていくには、布教者（信者）の靈験力と伝道欲、そして世間の噂・口コミ、この三者が働き合ってこそ可能であったのである。藤井吉兵衛によって始められた周東地方への布教は、岩本菊太郎を初めとして唐樋常蔵、藤井ヨシ、岡山安次郎、住川啓太郎（以上由宇村）などに第一次伝播され、そこから高橋助之進（玖珂村）、明田角太郎（日積村）、大竹作次郎（伊陸村）、熊谷喜太郎（柳井）、徳永健次（平生村）等へと第二次伝播され、さらに第三次伝播として米中千代樋（通津村）、松井作三郎（岩国）、阿山品之介（久原村）、坂本善三郎（高森村）等に伝わり、その伝播の流れは止まることを知らず、布教圏は漸次拡大していくのである。

講の成立とその営み

追々と世間にお道が拡まりかけましたので唐樋先生から何でも一つ講社を拵へて信心させて頂かうではないかとの相談がありましたので一も二もなく承知を致し、堀本利吉、住川啓太郎などの人々にも相談して、始めて此所に講社形の小団体を作りましたが、是が全く周防国では講社の起った皮切でありました。^②

周東地方には他のどの地方にも見られるように地縁的な結合形態をもつ講や、報恩講や念仏講などの信仰的講や、あるいは代参講の形態をもつ伊勢講などがあり、それらの講は、慣習化、伝統化された習俗として村の人々の日常生活と深く関わっていた。このような慣習化、伝統化された土着の講の影響を強く受けていた唐樋たちは、引用資料の如くごく自然な意識で近隣の同信者を集めて講を結ぼうとしたのである。講を結ぼうとした唐樋たちの意識は、既存の講を範としたものであることは容易に推察されるところである。徳永論文では、講の形態について「講社が開かれる時は、講元の家に講中の者が集まり、教師が出向いて行って祭事、説教を奉仕」したと報告されている。^③この報告は、神道金光教会成立以降における講社活動の実態報告のようであるので、講発生当初、すなわち、神道金光教会成立以前の講の実態としてそのままあてはめることはできないが、少なくとも講には講の先達ともなるべき人物が不可欠であり、その先達（後には教師）を中心として講会が開かれていたことは明白である。唐樋たちの講の先達は、当然、藤井吉兵衛である。唐樋たち信徒は、先達であるところの藤井の来訪を待つて講を開くこととなるのである。

明治十五年頃にも藤井吉兵衛師はよく柳井へ来られ榊村林助へ二十日間も泊られていた。御話を聞きに行く人は皆、藤井様とは呼ばず、大権現様と申していた。^④

と、熊谷喜太郎が回顧しているように、大権現こと藤井吉兵衛の来訪の度に人々は藤井の話聞きに参集したのである。

講が開かれるとは、こうした状況を指すのであろう。榊村林助宅に滞在した藤井は、二十日間同所に滞在したのではなく、林助宅を拠点として各地の講を巡回して歩いたのである。このことは榊村林助宅の場合に限らず、いずれの地方でもこのような形態をとっていたのであろう。一方、地元の信徒たちは、講を開くためには辛抱強く藤井の来訪を待つのであるが、そこにはおのずと辛抱の限界があった。つまり、地元の講員（信徒）たちは、先達の来訪を辛抱強く待つばかりでなく、講の中から先達ともなるべき人が誕生することに期待を寄せることになる。この期待に応えて先達となつたのが唐樋であり、「御神木帳」に「出家宮・御神木スミ」と記されている人であったのである。こうして一地方の講から藤井吉兵衛にかわって先達となり得る布教者が出現することとなり、それらの布教者を中心としてまた講が結ばれていくのである。

先達としての布教者が出現するについては、さらに布教者輩出の基盤というべき点が問題となる。次に、その点について触れておきたい。

其時分は御神徳を身に頂かねば、決して信心家とは他が許さんのです。それで又信心の仕方にかいても当今のやうなまぬるい遣方ではありません。なかなか熱心のもので熱烈燃ゆるといふのは全く其当時の信心の仕方でありました。^④

当時の人々は、神徳のない「信心家」を布教者として認めなかった。彼らは、世人に布教者として認めさせるためには我が身に神徳を受け、人々にそれを示さなければならなかった。こうした風潮は、一般信徒の信心振りにも影響を与えずにはおかなかった。

岡山安次郎がまだ信心の浅い時のことであろうか、彼は住川啓太郎とどちらが早く神徳を身に受けるかと、二人で競い合うのであった。世間はこうした二人の挙動を「金神氣狂」と罵るのであるが、彼らは世間の噂には全く頓着せず、家の中に神床をしつらえ、祈念・祈禱に没頭したのである。周東において多くの布教者が出現した裏にはこのような時

代状況があり、そうした状況に支えられていたことも見逃せない事実である。

次に、これらの講が他の講と区別するうえでどのように呼称されていたのか、また、その講の営みはどのようなものであったのか、という点について述べておきたい。

明治十四年に記された資料に「天地金神講社人名帳」^⑩なるものがある。資料名から一目瞭然であるが、今日もなお、金神講（社）という呼称が残っているところから、一般的には当時の人々は金神講（社）とか天地金神講（社）と呼び、他の講と区別していたようである。

次に講の営みであるが、これについては今日残存している「金神講」の実態調査を紹介し、それによって当時の講の実態を推測してみたい。

われわれが調査したのは、柳井市宮本の「金神講」^⑪である。この講は近隣の人十二名の任意の参加者で構成され、毎月一度、九日の夜、講が開かれる。講が開かれる時は、その月の当屋（講元）の家に参集し、当屋に設けられている祭壇で天津祝詞、大祓詞二巻を奉唱し、そのあとで、供えた御洗米（お米）を下げ、講員各自が洗米を指で摘み、その偶数か奇数かで吉凶を占う「みくじ」を行うのである。偶数は吉、奇数は凶で、凶が出ると三度まで「みくじ」を引き直すことが許されるのである。「みくじ」のあとは茶菓で懇談をする。時には深夜まで話し込むことがあるそうであるが、決して酒を飲まないのがこの講の伝統となっている。今日では講の先達は、当屋が順番であたることになっているが、以前は長老が先達を一任されていた。これは、布教者が先達を務めていたことを物語るものである。また、「みくじ」で吉凶を占うのは、布教者が祈念・祈祷のあと神の意を伝え、「理解」をしたことの名残りであろうか。一般的な講が祭事のあと賑やかに直会の宴を催したのとは異なり、ここでは一切そうしなことがないということは、この講が地縁的結合や、あるいは娯楽として結ばれたのではなく、「みくじ」＝理解・救済のみを求めて結ばれた講であったことを物語っているといえよう。

布教者たちの受難

神道国教化を標榜し、殖産興業、富国強兵、文明開化のうたい文句のもとに欧化をめざす政府にとって、祈祷者の性格を強く持つ布教者の輩出は好ましいことではなかった。文明開化政策の一環として政府は、民衆を愚民と見なすことよって人民教化を図った。とりわけ、政府は神道国教化政策遂行のために宗教統制を厳しく実施し、信教の自由を極端なまでに制約し、修験宗（明治九年に禁止）などの民間信仰をはじめ、仏教、キリスト教などの既成宗教に至るまで、厳しい統制の枠は広げられたのである。特に政府によって文明開化方針に逆行すると見なされた占い、口寄せ、憑祈祷などは、医薬を否定し、政策を妨害するものとして禁止された。周東地方の布教者たちも例外ではなく、これらの政治方針によって官憲の弾圧を受けたのである。

齡十五にして官憲からの弾圧を受け、七日間の拘留にあった熊谷喜太郎は、次のように当時のことを回顧している。「明治十六年頃、許可なくして内密に取次をしていたら中屋利平という者が自分（熊谷）に『近々警察が無許可で神を拝んでいる熊谷を取締るといつていたので用心せよ』と忠告してくれた。自分は忠告を受けたけれどもなお、神様が有難いの心に心をひかれ官の許可をとろうとはせず、内密々々にやりて居りたので遂に拘留された。違警罪^⑧の科で十日間の拘留にあうところ、十五才という年令なので七日間の拘留で済んだ^⑨」と熊谷は記している。この熊谷の回顧は、当時の布教者等が救済を願う人々と官憲との間にあってどのような姿勢でそれらに臨んだかを物語るものであり、またこれは他の布教者たちの態度を代弁しているものでもある。一方、官憲は、熊谷のように無許可で神を拝み、民衆を集める布教者を不遜の輩と見なさざるを得ず、弾圧の対象としたのである。信徒数が少数であれば黙認ということもあり得たであろうが、「当時、周東は信徒二万と称せられた」というのであるから黙認されるはずもなく、周東の布教者は次々と拘留されたのである。熊谷は他の布教者のことにつき、「外々ニ沢山許可なしで神様を拝んでやり居りた人々は、みだ

りに吉凶禍福を説き利を凶る者と云ふ違警罪に処せられ拘留^④された」と記しているように、唐樋常蔵をはじめとして、米中千代穂、明田角太郎、徳永健次、藤井ヨシ、住川啓太郎等^⑤が相次いで拘留されたのである。

徳永健次も拘留された一人であるが、彼は明治十五年、金光大神のもとに参拝し、講を結んで布教することの許可を金光大神に申し出た。これに対して金光大神は、「此処ニハ講社ト云フ事ハアリマセン国元ニ歸リテ其上講社ヲ取り立テ」て信心すればよいと徳永に答えた。徳永は、金光大神の言を支えとし、地元で講を結んで布教したのである。講は成功を収め、多くの信徒ができ盛大を極めたが、それが官憲の注目するところとなり、明治十七年、「無職ニシテ衆人ニ神訓ヲ伝へ尚祈念セシ科」^⑥により徳永は拘留されたのである。

明治十五年から十七年頃にかけて布教者たちは、なぜこのように弾圧を受けねばならなかったのであろうか。これは二つの理由をあげることができる。既述のように明治十五年まで祈念・祈祷は、既成宗教の伝統的な信仰形態であるところから、政治を妨害しない限りという制限付きで認められていた。ところが明治十五年に至ると、この制約は、さらに強められ「禁厭祈祷ハ医術診断施療中ノ者ニ限ル」^⑦という制限となり、この条項によって布教者たちは、いよいよ布教活動を拘束されることとなったのである。拘留された布教者たちは、こうした一連の規定に触れたのである。これが第一の理由である。次に第二の理由を述べてみたい。

衆知の如く明治政府の人民教化政策は、教導職制によって遂行された。漸次、神道国教化の基盤が固まってくるに従い、政府は、明治十五年、神官の教導職兼務を禁止し、続いて明治十七年には教導職制度をも廃止した。このことによって宗教団体は、教導職制度にかわって管長制度のもとで統轄されることとなった。管長制度を設けた政府の目論見は、各宗教団体に教団統制の一切の権限を与えた管長を置くことによって、宗教を管理、統制することであった。しかし、現実には無所属の宗教者（布教者）が多く存在していたので、政府は、管長制度を施行し得る条件を整えねばならなかった。そこで政府は無所属の布教者をいずれかの宗教団体に所屬せしめるための政策を実施しなければならなかった。

その結果がこのような弾圧となつて現われたのである。周東地方の布教者が弾圧されたのは、かかる政治状況が大きくかわつていたと見なさねばならないのである。

このような状況下で弾圧を受けた布教者たちは、自ら宗教者―布教者として生きようとする限り、布教合法化の問題を考えざるを得ないところまで追いつめられたのである。次に、こうした政治状況の中を布教者たちはどのように生きていったのかを窺知したい。

神宮教神風講社金神組の誕生

布教公認の方途を求めて、いち早くそれに着手したのは、唐樋常蔵を中心とする由宇村の人々であった。^④ 彼らは、その相談相手に地元の榊八幡宮宮司、三上清作を選んだ。神道国教化政策が進められる中で、唐樋たちが、由緒、格式も高い神社の宮司をその相談相手に選んだのも、けだし当然のなりゆきであったといえよう。一方唐樋たちからの相談を受けた三上は、山口県下にあつて梟社の格式をもつ白山神社宮司、名越長易を紹介し、白山神社の地位と権威を頼りとして唐樋たちの問題を名越に預けたのである。この頃の経緯を熊谷喜太郎は次のように記している。

其のあと（拘留のあと―法筆者）官の許可をとりてやると云ふので岩国の名越長易と云ふ白山神社の神官が心配されて表立って神様を拝むことも御談しすることも出来るようになり、其後に至りて金光教という道が成立して教師にもなられる道が開けたり。^⑤

と述べているように、名越は、唐樋たちの願いを聞き入れ、布教合法化のために力を尽くすことになつたのである。

名越の奔走の結果、周東地方における布教者たちは、金神組という講社形態の組織を作り、神宮教神風講社に所属することになつたのである。ここで問題となるのは、名越がなぜ神宮教神風講社を選んだのか、それに所属するまでの経

緯はどのようなものであったのか、ということである。金神組が神宮教神風講社に所属するまでの経緯を物語る資料を発見することができなかったので、当時の宗教事情を明らかにすることでその経過を瞥見してみたい。

天皇制イデオロギーを宣布し、国民教化を担わされた教導職のうち、特に神宮教導職は教化運動の最先端に立って活動を進めた。この教化運動の効果を一層あげるため、各神社は、神社の下部組織である講社を再編し、統合体として組織化することで実をあげようとした。これは神社にとって組織力、財力を確保する意味で効力を発揮することとなったが、その組織化が精力的に進められることによって、正負両面の問題を浮上さすこととなった。プラス面としては、国民一般に教化運動の主旨徹底という効果をあらわし、マイナス面では、神社相互間の勢力争い、対立を惹起せしめ、統一していなければならないはずの神社界に亀裂を生じせしめたのである。それは、「それぞれの教会、講社はおのれの神社の主祭神こそが民衆のさまざまな現世利益や安心立命を満足させるものだ」と押し出し、絶対化する必要性が出てき、このことは必然的に他の教会、講社、神社の主祭神の相対化、否定が進行することになったのである^⑧と指摘されるような実態となって現出したのである。この結果、神道界を二分したといわれる祭神論争(明治十三年)が惹起され、翌年には祭神論争の決着をつけるべく神道大会議が開かれるまでに発展したのである。もともと祭神論争が惹き起こされたのも、神社相互の勢力拡張^⑨、勢力争いから起こったものであることから、たとえ祭神論争の決着はついたとしても、講社を中心とした勢力拡張、組織拡大への動きは容易に停止しなかった。

白山神社宮司名越長易も、こうした時代状況の影響を受けていたはずである。とすれば、名越が唐樋たちの願望を聞き入れたのは、一つには、神社の勢力拡張を果たす上での有効な手段という意味を含んでいたのではなからうか。

神宮教の基礎は、近世の御師たちの活躍によって全国に出現することとなった講社を再編成した伊勢神宮崇敬講社集団であった。それらの組織を管掌するところとして神宮教院が設置されていたが、神官・教導職分離の際、田中頼庸を中心として下部組織を統一して独立した教団となったのが神宮教である^⑩。明治八年頃には、この神風講社信徒は三百万

人と報告されていること②から、かなり大規模な組織であり、ここまでの組織になるには相当激しい活動を展開したようである。こうした組織ゆえに神宮教は、純粹に信仰的に統一された信仰集団というより、天皇制イデオロギーによって教義的に粉飾しさえすれば組織に組み込まれるという、いわば雑居集団的性格を濃厚にもっていた宗教団体であるといえよう。名越が明治十六年頃から神宮教への所属運動を開始したとすれば、ちょうど神宮教の独立前後のことであり、勢力拡大を図る上からも神宮教自体としては名越の申し出を拒む理由はどこにもなかった。名越の神宮教への所属運動は、こうした点を見ぬいてのものではなかったかと推測するのである。以上のような実情から名越は、違警罪でとわれた布教者たちをまとめて、明治十七年に神宮教附属神風講社金神組として組織したのである。

金神組の教義と制度

はじめに、神宮教神風講社に所属した金神組の教義と制度とはどのようなものであったかについて、神宮教広島本部より発行された『教義書第二編』（以下『教義書』と略す）『神風講社金神組要旨並に教師補心得』（以下『金神組要旨』と略す）によってその一端を窺ってみたい。

この『教義書』は、「金神の説」「神魂帰天の説」「教義問答」の三編で構成され、このうち「金神の説」が金神組について直接触れたものである。「金神の説」によると、周東地方に伝えられた信心のそもその始まりは、備中国の人、「金光氏」が神によっておかげを受けたことに始まり、その人の奉祀する社を金乃神社と称し、祭神は、天照大御神、月読尊、素盞鳴尊の三柱であると、その信仰の起源ともいべき点に触れ、続いて、この信仰を継承する人々をまとめて金神組という組織を作り、神宮教神風講社に所属した、と所属に至る経緯を冒頭で述べている。この書の要点は、内容的に三つに大別できる。それは、(一)、「金の神」という名称の由来、(二)、「周東地方の布教者たちの救済実態への神

道的解釈、(三)、「金の神」の恩恵を受けた「金光氏」の教え解釈の三点である。次に、この一つ一つについて概略述べてみよう。

(一)の「金の神」の名の由来については、「記紀」の用語解釈に照らして、「根の国にませる神なれば地根の義なるべし、カはあらかねの地、また住所をすみカ、舎をあらかなと云るカなればなり」と語呂合せ的な解釈によって「金の神」の由来を説明し、位置付けようとし、そのことから素盞鳴尊との関連付けを試みているのである。ここで注目すべきことは、「金の神」の説明がなされなければならない実態が周東地方の布教者の営みにあったという点である。つまり、このことは、布教者たちが「金の神」、もしくは、金神を奉祀していたことを物語っているといえよう。

(二)では、「備後風土記」の一説を援用することによって、布教者の救済活動の実態を大義名分化している。それを要約すると、「昔、素盞鳴尊が北国より南国に向う途中、八疫禺社」という所で日が暮れたので、尊は、蘇民将来、巨旦将来という兄弟のいずれかの家で宿泊することを希望した。兄蘇民は、正直で義気に厚い家は貧しかった。弟巨旦は、義気がなく吝嗇であったので尊の投宿を断り、貧しい兄の方が宿泊を引き受けることになった。兄は貧しいながらも尊を粟でもてなした。その後、再び尊が同地を訪れた時、尊は兄に子孫の有無を尋ねた。兄が三人いると答えると、尊は、兄に対して茅で輪を作り身につけることによって疾病から身を守ることを教えた。疾病が大流行した時、兄蘇民の家族の外は全て災いに遭ったので、尊は、人々に対して疾病に罹ると蘇民の子孫が作った茅の輪を身につければ必ず災いから免れることができると教えた」という具合に寺社縁起風の解釈をほどこしているのである。そして、このあと、「この伝説によれば、災いを避くる道をば素盞鳴尊の教へ給ひけり。備中備後の国にはその旧跡も今に存在せることと周く人の知れるが如し」と、周東地方の布教者たちの救済活動をこうした伝説と重ね合わせるによって神道的解釈による正統化を企図し、大義名分化を目論んでいるのである。

(三)では、「金光氏」の教えとして、「御かげは自ら祈りて蒙るべし」「信心を尽して神慮を待つべし」との二つの教

えをあげている。この二つの教えは、蘇民の行状に照らして「蘇民は常に品行を謹み信義を固くし、よく天理を明瞭した、これこそ「信心を尽して神慮を待つべし」という信仰態度であり、「蘇民は身、自ら謹み守れる所」があったから恵みを受けた、これが、「御かげは自ら祈りて蒙るべし」という信仰姿勢である、と説明しているのである。これら二つの教え解釈は、時の人民教化、神道国教化路線の徳目によって読み替えられたものであり、このことはすなわち、周東の布教者たちの信仰を神道的教説によって読み替えようとする神道化の試みであったといえよう。

次に、『金神組要旨』では、こうした教義的側面がどのように表現されているか、という点について略述したい。

『金神組要旨』の序文中に「社中病患或は災害に罹るもの祭典を依頼する時は」という一文がある。これは、「禁厭祈祷ハ医術診断施療中ノ者ニ限ル」という法令を受け入れたもので、この規定に触れた科で違警罪にとわれたのが周東地方の布教者たちであったという事情から、まず冒頭でこうした法令への配慮がなされ、続いて、祭典の依頼があった場合、布教者は依頼者に対し「講話曉諭」し、「罪穢知らず識ず過犯すことを悔悟解除せしめ」なければならぬと義務付けているのである。この表現になると、これまで祈念・祈祷・みくじ（理解）を行う祈祷者の性格を強く持っていた布教者のイメージは、少なくとも表現の上からは後退し、それに代わって、願い来る人々に対し「講話曉諭」「悔悟解除」せしめ、「祭典・講話」をつかさどる近代的宗教者像が浮上するのである。これゆえに、『金神組要旨』では、金神組の布教者は禁厭祈祷を行う輩とは「天淵の違い」があると主張し、金神組に対する淫祠邪教視を排斥しているのである。このことが意味するところは、既述してきたように、神道国教化を標榜する社会状況下において神道的解釈によって自らの正統性を主張するのである。

次に制度上の問題について触れておきたい。金神組は、名越長易によって組織されたことから、名越が総長の任にあたった。その本部は、有力な信徒が多く住んでいたところからか由宇村に置かれた。金神組の内部組織は、この時点では、制度上、統一、統合されてはならず、各地に点在する講に金神組という名を冠しただけの組織であったようである。

たとえば、組織内にあって中核的な役割を担うべきはずの本部は、十分に位置づけられず、由宇にあってどのような働きをしていたのか定かでない、という具合である。このことは反面、金神組を組織した当面の目的が、公認を得ることのみであったことを意味し、従って、この時点での本部の役割は、総長の事務所、もしくは、連絡の世話係的な事務所であった、と見なし得るのである。こうしたなかで、一点だけ将来に向けて配慮してある箇条が目される。それは、

(一)、講中、協議し、積立金をし教費にあて他日教会設置の用意をすること、(二)、「御洗米、小守札」は総長に申し込み下附を受けること、という条項である。名越は将来、教会を設立することによって組織拡充を図り、布教者の定住を期待し、また、お守り、木札の下附を通じて中央集権化、総長の権威化を企図しているのである。特に後者の総長の権威化、中央集権化が条項でうたわれているのは、どのような理由によるのであろうか。名越は唐樋たちの期待に比べて金神組の公認獲得に成功し、総長という責任ある立場に置かれたにもかかわらず、名越の信仰的権威・信頼感は低く、到底、藤井ヨシや唐樋常蔵たちに及ぶものではなかった。さらに、この金神組なる組織は、既成宗教の傘下組織であり、しかも寄り合い所帯的な性格が強い集団であったがゆえに、いわゆる教祖、宗祖というものに対する意識が低く、従って、中央(総長・本部)に対する絶対視も稀薄であったと思われる。こうしたことから、名越は総長の権威化、中央集権化を目的む条項を制定せざるを得なかったのである。この点にかかわってさらに言及するならば、名越が総長の権威化、中央集権化を企図せねばならなかった理由の裏には、名越より外に信仰的権威をもつ人々が多く存在していたことを意味し、教祖、宗祖となり得る複数の人々が存在していた、ということを示すのである。例えば、藤井吉兵衛をはじめ、出家宮である藤井ヨシ、唐樋常蔵、あるいは、大谷の金光大神というように、組織の中核に据えられるべき人がいることでも、このことは首肯されよう。そうした信仰的権威をほしのままにしている人々をそのまま放置しておくことは、組織の運営上問題とならざるを得ず、しかも、さらに複雑なことには、「組員たるものは時々本宮へ参拝致すべきこと」「本宮の小守并木札、規則書を拜受すべきこと」と神宮教側からの制約も加わり、いよいよ組織の核は曖昧なものとな

り、組織統合のうえで好ましいことではなかった。神宮教の立場からは、伊勢の本宮をはずすことはできず、金光大神の取次を受けた信徒は、大谷を大本社とみなしたであろうし、また、信徒の中には唐樋や藤井ヨシたちを伊勢の本宮や大谷の大本社以上に重視した者も存在していたはずである。金神組において組織の核一つとりあげても、このように複雑な問題をかかえていたのである。このように教団体制の確立に目標を置いていた金神組は、内部の講を十分に掌握することができず、総長の権威化も思うにまかせず、組織内の意志統合も果たされなのまま、暗中模索の状態の中で組織充実を図っていかねばならなかったのである。

神道三柱教会の成立

乙第五二号

由宇村 環乃金五郎

右今般金神組ヲ破ラント致候兆相顕候ニ付過ル十八日付ヲ以副長ヲ差除候条尔後本組ニ関係無之者ニ付此旨為心得係員并信者一同工御通達可有之候事

追テ夫々手続係員信者等工無洩御通知可有之候事

明治十八年九月廿日

金神組総長 名越長易 ㊦

唐樋常藏殿

住川啓太郎殿

藤井ヨシ殿

高本六郎兵衛殿

米中千代槌殿

この引用資料は、金神組からの離脱的動きをいちはやく察知した総長名越が、部下布教者（教師）にあてた通達である。通達が出された日付から推察すると神道金光教会認可直後のことであることから、神道金光教会の動きが周東地方にも何らかのかたちで影響を及ぼしていることを知る一つの手がかりとしておさえることが可能である。環乃の動きは、己の信仰のもとを大谷の大本社と見なしてのものなのか、それとも外に意図するものがあったのか定かではないが、いずれにしろ、すでにこの時点で金神組から離脱の動きがあったことは明らかである。こうした動きは、少なくとも内部混乱を呼び起こすことになったであろうが、この混乱がさらに表面化するのには、佐藤範雄の周東地方への進出によってであった。

それまで一介の流行神であった「大谷の金神様」は、佐藤の尽力によって「教祖」として位置付けられ、神道金光教会として認可されることとなった。公認を得たことを契機として佐藤は、各地方で他宗の組下に付いている布教者を神道金光教会に転属させるための運動、つまり、講社結収運動を開始したのである。この一環として佐藤は、明治十九年三月、山口県の講社結収を手がけた。山口県への佐藤の進出によって金神組は大きく揺れ動き始めたのである。佐藤が周東地方に進出するまでは、同地方の「信徒の多くは其の御本社（まごしん）の何所（どこ）なるかをも知らぬ位の時なりければ」というのが実態であり、「御本社」のことなどさして問題になっていなかったようである。ところが、佐藤の動きが知れるや否や、信徒の中には、「俺等（わし）は三柱を離れても本社の方へ属（つ）かねばならぬ。また、それが俺等として順当（まこと）ぢや」との聲が起こり、「御本社」に付くか付かぬか、「御本社」を何処（どこ）にみるかで議論を呼ぶこととなり、遂には「御本社（まごしん）は備中にあるとは薄々聞いては居たが、近頃では御初穂までも皆名越が横奪（よこつ）て了（しま）うさうで、肝心の御本社（まごしん）へは何も届かぬさうぢやテ」という噂まで飛び出すのである。一方、こうした不穏な動きに対して反感をもつ人々、つまり、金神組でよしとする人々の中には、たとえ「三柱教という継母（まはは）にかかって居たにもしろ、今更眞の親が知れたからと言って、夫れが捨てられる義理のものではない」と頑（まこと）とした信念を貫き、名越と歩みを共にする決意を表明する者もあったのである。

佐藤の結収運動は、こうした人々と対立することとなり、この結果、佐藤は藤井ヨシ一派の結収を断念せざるを得ず、^⑧金神組での一方の旗頭と見なし得る藤井ヨシ一派の説得には失敗したのである。

金神組総長の立場にある名越としては、藤井ヨシ一派を守り得たとはいえず、佐藤の動きを看過することはできず、しかも、既述のように名越に対する誹謗、中傷ともいふべき噂が立てばなおさらのこと、汚名挽回という意味においても、神道金光教会に対抗する上でも是非とも確固不動の組織確立を図らねばならなかった。そこで名越は金神組を神風講社から切り離し、神宮教直轄教会に昇格させ、制度もさらに整え、明治十九年頃、^⑨神道三柱教会として認可を得るべく運びをつけたのである。この時の「神道三柱教会規約」によると、佐藤の結収運動での争点となった「御本社」、総長（教長）の位置付けに十分な配慮がなされているのである。由字に置かれていた本部は、岩国に移され、三柱教会の教長は、「教祖ノ正統ヲ以テ推戴」^⑩するという一条が加えられたことよって、その教祖正統を継承する者として名越長易が自ら教長の任にあたっているのである。金神組をめぐる抗争が、正統、異端、本物か偽物かで争われたことに決着を付けようとした名越の苦心の跡がみられるのである。しかし、三柱教会にあって教祖とは誰なのか、何をもって教祖の正統と見なすのか、その根拠は何なのか、という点は全く不明である。

藤井吉兵衛によってもたらされた信心は、「大谷の金神様」より発しているとはいえず、周東の布教者の信心実態は、自らそれなりに自立した本物といふべき信仰者の姿をもっていたはずであり、それをまとめて組織した名越は、本物・偽物かで争うことなど想像だにできなかったに違いない。

以上のように金神組は、神道三柱教会へと再編され、あらたな歩みを進めることになったのであるが、名越はなぜこのようにしてまでも金神組に執着せざるを得なかったのであろうか。それは、組織者としての組織に対する愛着がそうさせたのか、それとも、名越に信頼を寄せる布教者、信徒が多く存在していたからであらうか。このいずれも、名越が金神組に執着する理由には違いないが、さらに次のような角度からこの点をおさえておくことも必要である。

白山神社は、幕末まで町人の参拝すら許さなかったといわれるように、その名も、格式も高い神社であった。しかし、格式が高い反面、土地の人々との繋がりは薄く、氏子組織も十分に整っていなかったようである。従って、白山神社の財的基盤は脆弱であった。名越が金神組総長として金神組を統理していくことは、先に触れたように、神社が講社を組織し、勢力を拡張しようとしたことと同義であった。しかも、白山神社の氏子組織よりはるかに規模の大きい信徒集団であるだけに、名越は金神組をどうしても死守しなければならなかったのである。名越のおかれたこのような事情も、金神組再編成への動きをする一動機となっているのである。

神道三柱教会として金神組の再編を果たした名越は、いよいよ組織充実という課題に取り組むことになるのであるが、名越の企図とは逆に、神道金光教会への転属者は絶えることがなかった。たとえば、明治十九年の熊谷喜太郎を先頭に、同二十一年までに、野村徳次郎、奥林弥重、唐樋常蔵、米中千代槌、久保ハナ、藤田藤左衛門等が転属し、二十三年までには、さらに十名の転属者を見るのである。⁵⁶このように神道三柱教会の前途は決して洋々たるものではなく、むしろこうした事態が名越へも影響し、それが焦りとなり、ついには、総長としての名越の運営手腕の問題が表面化し、神道三柱教会の崩壊という事態に逢着するのである。次に、神道三柱教会崩壊寸前まで三柱教会教師として活躍した徳永健次の動きを辿ることによって、三柱教会の崩壊に至るまでの問題を明らかにしたい。

神道三柱教会の崩壊

徳永健次は、「布教者たちの受難」の節で触れたように、自ら講を取り立てて布教をした人物である。彼は、明治二十年一月、地元平生村の金神組講社を神道三柱教会出張所と改め、同二十年十二月、神宮教師を辞し、三柱教会一等講生となり、続いて同二十一年、出張所を神道三柱平生分教会に昇格させ、同時に彼は教導職試験の公的な資格を取得

したのである。^⑥そしてこの後、徳永は彼を中心として結ばれた講社を神道三柱教会組織の中に組み込むべく働き、次に示す表の如く次々と出張所、教会所を設置して行くのである。この表で窺えるように徳永の活躍はめざましく、これゆえに彼の働きは三柱教会内部でも注目されたに違いない。神道金光教会への転属者が相次ぐ状況下において彼の存在は大きかった。

開設年・月	開設地	教会の種類
M 22・9	都濃郡末武村	三柱教会分教会所
M 25・5	熊毛郡光井村	三柱教会出張所
M 26・5	都濃郡須々方村	出張所
M 26・10	〃 向道村	出張所
M 29・10	福岡県企救郡曾根村	教会所
M 29・12	熊毛郡田布施村	説教所

ところが、明治三十年代に入ると、名越と徳永との間に亀裂を生じる、という事態が起こってくるのである。

三柱教会ヲ全廢シ根本的的改革ヲナシ具体的教理ヲ有スル大日本教会ト改ムヘキ筈ニ候処名越ハ今日ニ至ルマテ為スヘキ事ヲモ履行セサルノミナラス一教会トシテ教務ハ少シモ実行セヌ又部下教師ニ対シテ會長タルノ行動ナク反テ斯道ノ上ニ汚点ヲ散布スルモノニ有之候此上ハ法規ニヨリテ処分スルノ外無之候^⑦

という一文を三柱教会平生分教会長徳永健次の名でもって大日本教会本部^⑧に提出し、善処するよう要請しているのである。この引用資料から推察すれば、明治三十四年までに神道三柱教会は、その「本分ヲ尽ス事能ハス且ツ永続ノ見込ミ」がないとの判断が下され、三柱教会内部の心ある者はもちろんのこと、大日本教会でも三柱教会の処置につき策を講じていたのである。その処置として、ゆくゆくは大日本教会に吸収合併するよう方針が立てられていたのである。こうし

た事情にあるにもかかわらず、なお名越は、依然として教務の取り運びはせず、怠慢であったところから、徳永の怒りに触れるところとなり、大日本教会に法規によって処分すべきであるとの意見書が提出されたのである。同資料に添付された「注意事項」^⑥にも、三柱教会は、過去一度も教務、事務報告書が提出されなかったことがない、教長名越の杜撰な運営を指摘されているように、三十年代に至るや名越の組織統理者としての怠慢が暴露されるに至ったようである。このように名越の組織統理者としての欠陥が暴露されたのは、どのような理由からなのであるか。それには次の二つの理由をあげることができる。

第一の理由は、神宮教の解散をあげなければならない。神宮教は明治三十一年、神宮教内から「神宮教は非宗教団体に転向すべきであるとの議」^⑦が起り、翌年九月、正式に解散した。神宮教解散によって、それまで直轄教会であった三柱教会は、上部団体を失うことになり、それまで教務（教政）上の指示・指導、教理等を神宮教に依拠してきた三柱教会本部は、教団運営、教務手続のうえでの方針が揺さぶられ、信仰的・教義的な支えも失うこととなり、これまで神宮教によってカバーされてきたものが一度に露出されることになったのである。このため、三柱教会は運営困難に陥り、名越が批判の矢面に立たされたのではなからうか。第二の理由は、信仰の根拠が不明確であったがゆえに教義が曖昧となり、布教形態も巡回布教ということから、信心継承の問題が十分に考慮されていなかった、という点である。三柱教会内部の教師（布教者）はもちろんのこと、制度上においても信心継承の問題については、全く無頓着であり、その意識は稀薄であった。従って、次代を背負って立つ布教者については、講社や教会の中から徳を積むことに自覚的に取り組む人々が自然発生的に出現することを待つ、というのが信心継承の伝統的形態となっていたのであろうか。しかし、時代状況の推移^⑧とともに布教者の出現のテンポは次第に弛み始め、あらたな布教者の誕生し難い事態が現出してきたのである。ゆえに、信徒数も当然減っていくという現象があらわれはじめるのである。このような事態に逢着した三柱教会は、財的にも、教勢のうえにも弱体化は隠せぬこととなり、「近頃では御初穂までも皆名越が横奪了う」という噂

は、単なる噂に止まらず現実問題となってきたのである。こうした噂は、三柱教会の内部の人々に不安を与え、名越への信頼感を失わせることとなり、彼らはより確かな組織体制をもち信頼できる組織へと傾斜し、依存せざるを得ず、より「具体的教理ヲ有ス」る他宗への転属を真剣に考えたのも当然と言わねばならない。そこに、三柱教会所屬の布教者、信徒たちが、三柱教会の杜撰な運営にみきりをつけ、大日本教会に走らねばならない理由があったのである。こうした事態に直面した名越は、全くなすすもなく、事態収拾への意欲すら失ってしまったのか、神道三柱教会は大日本教会に吸収され、その名も消え、自然消滅したのである。

大日本教会に転属する意向を固めていた徳永は、神道金光教会第十教区支部長高橋茂久平の働きかけで金光教師に志願することとなり、明治三十五年十月十七日、訓導に補せられたのである。それは金光教が独立して二年後のことであつた。

(元教学研究所所員)

注

① 尾道西教会『尾道西教会長・北国屋大明神のおもかげ』一〇頁。

この冊子は尾道西教会所蔵資料『教会誌』をもとにして記述されたものである。この冊子の筆者は、資料のことにつき次のように説明している。

「この『教会誌』は、大明神の在世当時から現今にいたるまでのことどもを、教会の記録としてこまかに書きとめたものである。そのうち、大明神在世中のことは、大明神がみずから筆をとって書き記したのから、そのまま写しとつてある」。藤井吉兵衛が「信仰動機及経歴」として自ら記したものの写本をも

とにして書かれたのが、この冊子である。

② 尾道西教会、前掲書九〜一〇頁。

③ 尾道西教会、前掲書一〇頁。

「道ヲ拡メヨ」との表現は、金光大神の信心を自覺的に「道」としてとらえた場合の表現であり、神道金光教会成立以降のとらえ方のようなものである。従つて、この時点では「道」という自覺的なおさえ方はなされていなかった、と見るべきである。

④ 笠岡教会『笠岡金光大神』九二頁。

⑤ 尾道西教会、前掲書八頁。

⑥ 藤井吉兵衛の布教形態は、各地を巡回して布教したところから、これを「巡回布教」と呼称しておきたい。

- ⑦ 尾道西教会、前掲書一四頁。
- ⑧ 尾道西教会、前掲書一五頁。
- ⑨ 尾道西教会、前掲書一〇頁。
- ⑩ 『教会誌』中、明治十年九月十日のこととして由宇村大峰山参拝の記録があり、また、「明治十五年頃にも藤井吉兵衛師はよく柳井へ来られ」たとの熊谷喜太郎の談（徳永篤孝「山口県東部初期布教について―第一回中間報告―」『金光教学』第五集。以下『徳永論文』と略す）及び、「尾道大権現当一家一宿相成」（徳永健次「記録覚」明治十六年のこと・熊毛教会蔵）との資料があり、明治十年と同十五、六年に巡回布教があったことは明らかである。
- ⑪ 佐藤範雄『芸備之靈光』六六～六七頁。
- ⑫ 徳永論文一七〇頁。
- ⑬ 徳永論文では、この資料を「信徒名簿というべき」としているが、人名の頭に「出家宮」「御神木スミ」と記入されていることから、この資料は、「信徒名簿」というよりは、「高德者名簿」、あるいは、講の中心となる人に御神体としての御神木を与えられたことから「御神木（控）帳」というべきものである。ここでは、この資料を「御神木帳」と呼んでおきたい。また、この資料は、徳永論文においてその資料内容がすべて紹介されているので、それを参照されたい。
- ⑭ 図では示し得ないが、明治十五年頃までに、高知県土佐國吾川郡に二名、福岡県筑前遠賀郡山鹿村に一名というような広がりを見ているのである。
- ⑮ 坂本義守「唐樋常蔵師（其五）」『大教新報』明治四十四年七月二十八日号。高橋助之進は、「唐樋外伝」における伝承者の一人としてかなり多くの回顧談を語っている人物であるが、その信仰経歴は不明である。
- ⑯ 唐樋常蔵の入信については、諸説がある。『大教新報』『別冊金光大神』「桂・唐樋両先生のおもかげ」（重住薬太著）では、藤井吉兵衛によって入信した説をとりあげている。ここでは、この説を採用した。
- ⑰ 坂本義守「唐樋常蔵師（其八）」『大教新報』明治四十四年八月十八日号。この伝承は、由宇教会所の常心会の席にて坂本が直接、大竹作次郎から聴取したものである。大竹作次郎の経歴は不明である。
- ⑱ 米中千代樋は、明治三十二年、神道金光教会通津仮説教所を開設、大正八年六月二十二日帰幽、通津教会はのち灘教会と改称された。由宇教会「唐樋常蔵師」四五頁参照。
- ⑲ 坂本義守「唐樋常蔵師（其三）」『大教新報』明治四十四年七月十四日号。
- ⑳ 坂本義守「唐樋常蔵師（後の三）」『大教新報』明治四十五年三月二十一日号。
- ㉑ 徳永論文一六六頁、及び佐藤範雄「信仰回顧六十五年」一六八頁参照。
- ㉒ 岡山安次郎は、唐樋と同じ運根運搬船に乗っていたことから唐樋によって明治十年（二十七歳）ごろ入信し、神徳を積む修行

をした人物であるが、布教は行わなかった。

⑳ 徳永論文一六六頁参照。

㉑ 由宇教会『唐樋常蔵師』四二頁参照。

㉒ 柳井教会『熊谷喜太郎先生を偲びて』参照。

㉓ 由宇教会『唐樋常蔵師』四二頁参照。

㉔ 『大教新報』の「唐樋常蔵師」にわずか一カ所その名がみえるだけで、この人物については一切不明である。

㉕ 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』一六八頁参照。

㉖ 坂本義守「唐樋外伝(三)」『大教新報』明治四十五年四月二十六日号。

ここで講と講社との明確な区別をしておきたい。

講とは、「教祖の取次をうけるために参拝することを目的とした、身内縁者或いは小地域の同信的・親睦的な集団であった」

(橋本真雄「出社の成立とその展開上」『金光教学』第四号) と述べられているように、「信徒の同信的結合組織」を講と呼び、習俗的な

においの強いものである。講社とは、神社に所属し、規約・制度を整えた神社崇敬集団で、特に明治七年(教部省達書乙第三十八号)の「教院設置・講社出願手続方」についての達書によって

制度化された神社の崇敬者による結合組織とおさえておきたい。本稿では、神風講社に金神組として所属するまでを講とよび、

それ以降は講社と呼んでおきたい。その理由は、金神組成立後の

講は、講の規約・制度を整え、神社の崇敬集団的意味合いが強いところからである。

㉗ 桜井徳太郎『講集団成立過程の研究』七四～八二頁「防長の講」参照。

㉘ この資料は、講社の信仰的営みを表現しているが、この点を講の営みにおきかえてみると、教師を布教者(祈禱的・祈禱的強いに、祭事を祈念・祈禱に、説教を「みくじ」に置き換えることができる。「みくじ」とは、「神の意を知ること」である(藤

尾節昭「布教史試論—金神考—」『金光教学』第一六号、一三四頁参照)。

㉙ 徳永論文一六七～一六八頁の熊谷喜太郎談。榊村林助は「御神木帳」に記載されている人である。

㉚ 「出家宮」の意味するところは不明であるが、出家宮として記載されているのは、唐樋常蔵と藤井ヨシの二人のみである。

これから類推すると、『御神木帳』中、最も徳の高い人に与えられたのが「出家宮」であった。また、「御神木スミ」とは、講の

信仰の目あてとしての神体、あるいは、御神木を授けることによつて、信徒の積極的な布教活動を期待している、という意味

を示すものであろう。このことについては、橋本真雄「出社の成立とその展開上」(『金光教学』第四号)に詳しく述べられている。

㉛ 坂本義守「唐樋外伝(三)」『大教新報』明治四十五年四月二十六日号、岡山安次郎談。

㉜ 同右。

㉝ 徳永論文一七一頁参照。

㉞ この講は、「須佐之男神社」の御札があることから、おそらくとも明治十四年～十七年までには成立していたようである(牟

田浦正「金之神社について」『金光教学』第一四集・九頁参照。

③⑧ 違警罪は、明治十三年旧刑法が制定された際、刑法第四編違警罪として制定され、同十五年一月一日から施行された。この違警罪が、明治四十一年、警察犯処罰令となった。違警罪の法令を収集できなかったので、警察犯処罰令で違警罪の内容を類推したい。

警察犯処罰令 第二條

十六、人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ為シタル者

十七、妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈祷、符呪ヲ為シ若ハ守札類

ヲ授与シテ人ヲ惑ハシタル者

十八、病者ニ対シ禁厭、符呪等ヲ為シ又ハ神符、神水等ヲ与

ヘ医療ヲ妨ケタル者

③⑨ 熊谷喜太郎「感録」。

④① 同右。

④② 坂本義守「唐樋常威師」『大教新報』明治四十四年七月七日号。

④③ 徳永健次直筆「教祖御親教」。

④④ 同右。

④⑤ 内務省達乙第四十二号。

④⑥ 由宇教会「唐樋常威師」二四頁、坂本義守「唐樋常威師」(其

二)『大教新報』明治四十四年七月七日号参照。

④⑦ 榊八幡宮は由宇村の駿河八幡宮とともに領主吉川家の尊信を受けた神社である。排仏毀釈運動が盛んとなるつれて、同地方で

は仏教檀徒の神道への改式が流行し、榊八幡宮の門徒は、五百戸を越すとまで言われていた。由宇町「由宇町史」宗教編参照。

④⑧ 白山神社は、具社(明治六年)という社格をもつ神社であり、維新以前は岩国領主の氏神として古くより尊崇を受け、その格式ゆえに町人の参拝を許さず、専ら武士階級の崇敬神社としてその格式を重んぜられていた(岩国市刊「岩国市史」宗教編、並びに現白山神社宮司、宮地忠孝氏より聴取)。

④⑨ 熊谷喜太郎「感録」。

④⑩ 中島三千男「国家神道の確立と民衆」『歴史公論』⑧。

④⑪ 神道本局資料「講社書類(一)」(本所蔵)によると明治七年に講社組織認可を申請している神社は、九十九件にのぼっている。

④⑫ 豊田武「日本宗教制度史の研究」二二一頁参照。

④⑬ 中島三千男「国家神道の確立と民衆」『歴史公論』⑧。

④⑭ 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」『岩波講席日本歴史』第一巻参照。

④⑮ 徳永篤孝「山口県東部布教史研究報告」昭和二十五年五月三十一日提出。

④⑯ 佐藤範雄が布教公認・一教独立を意識して動くようになるまで、金光大神は世間の人々に「大谷の金神様」と呼ばれていたようである。山本定次郎の伝承によれば、「元治元年の春、弟伊平出産の時、母の産後、血の道病にて足がたため様になり、其節、大谷の金神様の広前へ参詣して祈願仕。……」(『研究資料

金光大神言行録』三卷一八一〜二と記されている。

⑥⑦⑥⑧ 坂本義守「唐樋常蔵師(其五)」『大教新報』明治四十四年七月二十八日号。

⑥⑨ 佐藤範雄「信仰回顧六十五年」一六八頁参照。

佐藤の記録によると、この時、唐樋常蔵をはじめ外九名の者が神道金光教会教師になるよう手続をとった、と記されている。

⑥① 徳永健次が記した「履歴第二号」には、明治二十年一月、「神宮教直轄三柱教会出張所ヲ設置ス」と記録されているので、少なくともこれ以前に、金神組は神道三柱教会(正確には「神宮教直轄三柱教会」)になっていた、とみるべきである。

⑥② この時点で総長から教長という名称が変わっている。教長には引き続き金神組総長であった名越があたっている。

⑥③ 神道三柱教会の本部は、おそらく岩国の白山神社に置かれたようである。

⑥④ 『神道三柱教会規約』第八條(熊毛教会所蔵資料)。

⑥⑤ これは徳永論文において著者が本教独立までに本教教師になつた人々を一覧表にしているものから類推した数である。おそらく明治二十三年までに教師となつた人々は、ほとんど神道三柱教会からの転属者と見なしてもよいであろう。

⑥⑥ 徳永健次「履歴第二号」。

⑥⑦ 熊毛教会所蔵資料。

⑥⑧ 「大日本教会は、柴田峽治らが組織したもので、明治二十三年(一八九〇)に発布された『教育勅語』を經典とし、その精神

を普及宣伝する目的をもって、二十九年(一八九六)創設されたものである。教派と見るべきものではないが、一つの宗教運動と見るのである。」(桜井匡「明治宗教制度史研究」三四七〜三四八頁「大日本教会」の項参照)。

⑥⑨ 熊毛教会所蔵資料。明治三十五年十二月十日付で大日本教会本部より三柱教会教師宛に通達されたものである。

「御直轄三柱教会ハ教会ノ本分ヲ尽ス」能ハス且ツ永続ノ見込ミナキニ付昨々普通教会ニ降格シ大日本教会ノ附属トナシタリ尚更ニ不日全廃シテ大日本教会ニ編入スル「トナレリ」ということで、今後、三柱教会の名称はすべて大日本教会と改めるよう指示した通達である。

⑦⑦ 注⑥⑨の資料に添付されたものである。

⑦① 桜井匡「明治宗教制度史研究」。

⑦② 文明開化思想が国民の間に浸透し、人間中心の世界が形成されることによって、人々の神観念、信仰観は変化せざるを得なかった。とりわけ、天皇制イデオロギーは、天皇にたつたる神々以外を認めず、天皇とその神々によって国民・国家が支配されてきたのである。民衆宗教にかかわる神々の否定、これが、あらたな布教者の輩出のブレーキとなつたのではなからうか。

⑦③ 「三柱分教会移転二開スル決議変更届」(熊毛教会所蔵資料)によると、三柱分教会所を他家に移転し、従来建物大日本教会とする決議を行っている。

⑦④ 広島県、山口県、島根県で第十教区が編成されていた(大正十二年、金光教「職員録」参照)。

⑦⑤ 「徳永篤孝氏聞き書」(昭和五十一年三年二十一日聴取)。

金神社建築運動に関する一考察

早 川 公 明

はじめに

元治元(一八六〇)年正月朔日の神伝と、それに基づいて展開された金神社建築に関する一連の動きを本教史的に位置付ける場合、従来は、その目的が取次広前の建設にあったとみなされてきたため、この過程で進められた布教合法化の動きについては副次的な位置付けしかなされてこなかったように思われる。^②しかしながら、近年では、神伝に示された「二間四面の宮」の構造・様式の考察や神伝が下されるに至った背景の内的・外的必然性の考察を通して、右のような位置付けに対する問題提起的な論究が一部の研究者によってなされるに至っている。それは一つには、金神社がその構造・様式からして果たして取次広前となり得たであろうかというものであり、^③今一つは、金神社が取次広前の機能を備え得たかどうかは別としても、この金神社建築は当時の状況からして布教公認をこそ目的としたものであり、従って布教合法化の一連の動きの中で把握し直す必要があるというものである。^④

そこで本稿では、そのような問題提起に基づいて、この金神社建築の動きに法制史的側面から照明を与えることによって、その経緯を、布教合法化の一連の動きとして位置付けることを試みてみたい。

そのためには、まず、なぜ布教活動を合法化させる必要があったのか、すなわちその動因となるべき状況的必然性が

述べられなければならないであろう。次に、布教合法化の方途がどのようなにして求められていき、そのためになぜ金神社の建築が必要とされたのかが述べられなければならないであろう。さらに、金神社の建築が結果的に実現しなかったことも布教合法化運動の挫折として見ていく必要があるであろう。以上三つの設問に添って考察を加え、もって本稿の目的を果たしたい。^⑤

一、金神社建築運動の契機

本章では、まず金神社の建築が開始されるに至った、その動因を求めするために、当時の金光大神がおかれていた状況を窺うことから考察を始めるべきであるが、この点に関しては、先の拙論においてすでに言及するところがあった。^⑦そこでここでは、そのうち金神社建築が求められる直接的契機になったと思われる二つの点、すなわち、斎藤重右衛門に対する官憲の弾圧と、橋本卯平との出会いとについて、さらに考察を加えることで、それに代えておきたい。

まず、斎藤重右衛門が弾圧を被るに至った事情を推察してみると、当時の村の宿老惣代が記録した『御用留』によれば、彼が百姓の分際でありながら、金神信心をはじめ段々増長し、自ら「金子宮」と名乗って大勢の群集を誑かし、あるいは分不相応な布施をなし、さらには派手ないでたちで金光大神のもとへ参拝したこと、これらが理由となって逮捕されたことがわかる。^⑧そこには統制者側の解釈による多少の誇張があったにせよ、こうしたことがいったん代官所によって表沙汰とされた以上は、幕藩体制下における宗教規制のあり方からして、身分的にも、教義的にも、あるいは集団化組織化の制限の上からも、彼の行為は充分取り締まりの対象とされるに足るものであり、しかもそのことは、同じく百姓の身分で金光大明神と名乗って布教活動を続けていた金光大神の場合にも、そのままではまるごとであった。ただ、金光大神の場合には、笠岡が幕府直轄地として倉敷代官の直接支配下にあったのに対して、大谷は浅尾藩の膝下

を離れた石高少量の飛地であり、直接「お上」の目が届き難かったこと、さらに村内においては村役人から内済の処遇を受け、そうした中で修験道の許状を得て、一応半農半祈禱者として認められていたことなど、重右衛門の場合とは置かれていた境遇の違いによって、またその布教行為においても、重右衛門ほどには外見上の派手な振舞に及ばなかったことよって、これまで布教活動を継続し得ていたのである。けれども、このたびの齋藤重右衛門の受難によって、金光大神をはじめとする一群の金神信仰者の布教活動の一端がお上の側に明らかにされた以上、金光大神の以後の布教活動がきわめて不安定な状態におかれることになったであろうことは想像に難くない^⑩。その事件がきっかけとなって、万一浅尾藩の寺社奉行が取り調べに乗り出した場合には、藩に未公認の修験者としての資格が何の効力も有しないばかりか、その布教行為を黙認していた村役人にまで連帯責任が及びかねなかったのである。従って、金光大神個人のみならず、村方や、あるいは救済を求めて参拝してくる信者の身の上安全のためにも、この状況下で、単に手を拱いて日を過ぎているわけにはいかなかった事情が推察される。

齋藤重右衛門の受難が与えた影響を以上のごとく考えてみると、こうした状況を打開し、以後の布教活動を存続せしめる上での絶好の機会を用意したのが、川崎元右衛門の手引きによって金光大神のもとに訪れた神官橋本卯平との出会いであったといえよう^⑪。

橋本卯平は、萬延元(一八六〇)年白川家から神職許状を得て、郷里大和国吉野郡(現奈良県大和郡下市町)丹生川上社に仕える社家の跡目を相続して後は、白川家申次人として、同郷の黒木村八幡宮神主職継目の幹旋を請け負った経験があった^⑫。また、丹生川上社の社中の人達は、毎年白川家に吉野薄紙漉を献納して、同家との間に祭典用紙調達役としての関係を結んでいた^⑬。さらに安政元(一八二四)年の米国艦隊来航の折には「宸襟不安、早退帆」の「御祈作法伝授」を白川家に願ひ出、文久三(一八六二)年八月、天誅組の乱に際しては、社人中二名がその中心人物として参加するほど、吉野地方の伝統的な尊皇氣風を体していた^⑭。

一方、白川家の側では、江戸中期からの復古思想の興起に伴い、皇室直結の神祇伯正統家として神道界における主体性の回復がはかられ、宝曆・明和の両事件以後は、平安時代からの神祇の正統につながれようとする国学者や神道家、さらには吉田家門下からの転入神官など、同家所屬の諸国門人が急増していた。そして、幕末期において神祇伯の地位にあった白川資訓は、とりわけ尊皇攘夷の志厚く、復古運動の展開によって、旧儀・祭儀復興の気運が澎湃としていた中において、同家一門の学師矢野玄道や古川躬行などと共に名を連ね、文久年間以来、再三再四、神祇官再興の議の建白を重ねていた。また、こうして復古的思潮が高まっていた幕末期には、宗教統制弛緩の間隙をぬって、新たに白川家へ入門する百姓町人身分の者も頓に増加していたのである。^⑩このことは、白川家が神祇道開講のための学寮や講組織をもち、学師達による彼等入門者への神祇道普及を名目上の本旨としながらも、現実には門人獲得による勢力の拡大と財力の確保とが先行して、入門を容易に許可する傾向のあったことを一面で物語っているといえよう。なお、こうした入門者の手引きは、多くの場合「申次人」と称される人物によってなされていたが、一般に申次人には、触頭・取締役・目代など、白川家における地方組織の中心人物があたっていたということである。^⑪

こうして橋本卯平の背後や白川家の内情をみると、彼が比較的白川家にとりいり易い立場にあったこと、しかも、そうした白川家の内情にも通じていたことが充分推察できる。また、彼が同家における地方組織の中心人物であったかどうかはなお疑問の残るところであるが、すでに申次人としての働きをした経験のある彼の立場からすれば、金光大神との出会いによってそこに白川家への積極的なとりなし姿勢が働くのは、たとえ金光大神への信仰的帰依がなかったとしても、至極当然のことだったのである。

以上で、契機に関する論究を終え、次章からは金神社建築の動きが如何なる経緯を辿って進められていったかを見ていくこととする。

二、金神社建築運動の展開

元治元年正月朔日の神伝に従って始められた金神社建築の動きは、大別すると次の三つにまとめられる。第一は、川崎元右衛門を棟梁として実際に社殿を建築すること、第二は、川手保平・森田八右衛門を世話人に頼み、彼等から役人を通して浅尾藩に出願し、その承認を得ること、第三は、橋本卯平を代理人として白川家から金神社建築に必要な布教資格を得ることである。

まず同年正月四日に社殿建築の手斧始めを行い、十日には庄屋をはじめ村方から了承を得た上で浅尾藩への出願の手続きをとり、四月初旬には川崎元右衛門と橋本卯平とが、建築に要する木材の調達のためと、白川家に出願して布教資格を得るために、京都・紀州方面へ出発した（『覚』¹⁰⁵～¹⁰⁷頁）。こうして三つの動きは、神伝の指示どおりそれぞれの役割を与えられた人物を中心にして、ほぼ同時に並行して始められたのであるが、しかし、その後には辿った経過は必ずしも一様に順調には進められなかった。社殿の建築工事については、木材の調達後ほとんど動きらしい動きは認められず、また浅尾藩への出願についても、それに対して承認の得られたようなふしが認められない¹⁰⁶。おそらく、この出願の手続きの過程で、金光大神は、当時において新規に社殿を建築することの容易ならざる事情を一層認識せしめられたようである。「こしらえてお上がかなわねば、どこへでも、宮のいるという所へやるけにかまわん。こしらえいたせい。」（『覚』¹⁰⁵～¹⁰⁶頁）という神伝中の指図であったにもかかわらず、あるいは、その後白川家から「宮の儀は、屋敷内建て、苦しゅうなし」（『覚』¹⁰⁸頁）との沙汰を得たにもかかわらず、社殿の建築工事が押して進められた様子がなく、また、以後当分の間、浅尾藩への出願が差し控えられたのは、その故であると思われる。

このように、前記二つの動きがいったん滞りをみせたのに対し、白川家から布教資格を得るための動きは、その後も比較的順調に進められ、しかも、そこには他の動きには見られなかったような積極的姿勢が示されることになった。そ

ここで、以下の経緯を辿るにあたっては、まず、この白川家からの布教資格取得の動きを追うことから考察を始めることとし、かつ、その経緯を、当時の宗教統制上の諸規制と関らせながら、それら諸規制に対する克服が目指されていく順に従って、三段階に分けて究明していくこととする。

元治元年四月上旬、橋本卯平達の上落のことは先に記したが、この時の白川家への出願によって、同月九日、金光大神は同家に初入門して神拜式許状を得、同時に川崎元右衛門も入門して宮大工にふさわしく上棟式の許状を得た（『白川家門人帳』153頁）。続いて翌慶応元（文久）年正月二十四日、斎藤重右衛門、高橋富枝も入門して、金光大神と同様の許状を受けた（『白川家門人帳』197頁）。

ここまでの過程を第一の段階とすれば、それは、金光大神をはじめ主だった同信的金神布教者達が、まずそれぞれの居宅において神事に奉仕する個人的な資格を取得したということである。もちろん、いずれも建前としては神事関与を禁止されていた百姓であったから、村役人からの内済処遇が得られなければ、この資格も意味をなさないのであるが、少なくとも吉田家と肩を並べて全国神職を管掌する一方の神道家元であった白川家の門人として神事に携わる以上、単なる邪宗信仰の誇りを受けることからは大いに免れ得たであろうし、それだけ村方からの内済処遇も得られ易くなったわけである。従って、この第一段階にあっては、各布教者達に対して、神事関与と新義異宗取り締まりの両面から加えられていた規制を、まず村内レベルにおいて克服することが目指された、といえるであろう。そして事実このことによって、文久三年初頭の笠岡での事件以来暫くは停滞ぎみであった各布教者達の広前が再び活況を取り戻した。金光大神の広前には、白川家への入門の前後より、各方面からの講参りの集団が次々に訪れるようになり、^①斎藤重右衛門の広前でも、入門の年には参拝者総数が一万人を越すほどの盛況ぶりを回復したのである。^②

しかしながら、元治から慶応初年にかけてのこうした布教活動の復活も、それによって教勢が一層地域的数量的に拡

大すると、それを恐れる既成権力側からの圧力がまたしても加えられることになって、先のような村内レベルでの個人的な布教資格によっても、もはや充分とはいえない状況を迎えることになった。すなわち、慶応二(欽)年になると、同じ布教圏内での勢力の衝突が以前にもまして頻繁になったからであろう、修験者達からの干渉が再度活発化して、金光大神や橋本・高橋達の広前に訪れるようになった²⁰⁾。また、その急激な教勢伸張に対する警戒のためばかりでなく、とかく尊皇攘夷派の入門者の多かった白川家門人に対する幕府側の警戒が強かったためでもあろうか、幕府直轄領笠岡では、斎藤重右衛門の布教活動に対して再び強い圧力が加えられたごとくであって、ために慶応二年四月、彼は悲痛な決意のもとに書き置きを認めなければならないほどの境遇に追いやられることになったのである²¹⁾。

そこで、こうした状況を打開するためにも、さらに積極的に布教資格取得の動きが進められることになる。

慶応二年秋、神命に従って、金光大神は再度橋本卯平を代理に立て、白川家から十月二日付けで「自宅神拝之節、冠・布齋服・浅黄差貫、称_ニ河内_ト」の許状を得て資格昇級を果たし、同時に藤井駒次郎以下七名の信者達も入門し、「神拜式斗り」の許状を得た(『白川家門人帳』197頁)。この昇級によって金光大神は、元治元年以降に入門した他の同信的金神布教者達よりも一段と高位の資格を得たことになるが、それに止まらず、以後の半年間は、後述するごとく、それに要する複雑な手続きに執拗なまでの努力が払われて、遂に慶応三(欽)年二月二十日、白川家から「金光河内」の名で「金神社神主」の資格を得るに至るのである。

ところで、先述したように、幕藩体制崩壊期といえどもなお封建的身分制度が厳然として存在していた当時において、神主職を得ることは、「百姓身分からの階層的離脱を意味し、単に金光大神個人のみでなく、「社家」として一家全体の村内での処遇、ひいては宗門人別改めへの記載上の扱いとも関る問題を孕んでいたので、村役人の私的裁量に任せられる類の問題ではなかった。そして、白川家の側でも、神主職の許状交付については、藩の認可を示す添簡を必要としていた。けれども、神主となる以上は、当然奉斎すべき社殿がなくては藩がそれを認可するはずはなかったであろう。だ

からといって社殿を新設することは、前記のごとく、五人組帳前書の条文などで嚴禁されていたのである。従って、神主職取得のための白川家及び浅尾藩との折衝過程を辿ってみると、そこには、そうした統制上の仕組みを巧みに通り抜けるべく、きわめて入念な工夫の重ねられた跡が認められる。

まず第一に、慶応二年十月から十二月にかけて、橋本卯平と白川家との間に、新規の社殿建築に関しての往復書簡が交わされ、その伺状中に白川家の権威を刺激するような文面を示して、結果的に、社殿建築の上で白川家からの資格取得が充分効力を有するであろう点を確認している。²⁶⁾

次に、同年十一月には、神主職補任願につき、藩の添簡を得るための村役人あて伺書の中で、「御国恩為_ニ冥加_一」として、藩に対して百両献金の意向のある点を申し添え、数日後にそれを実行して、神主職取得のための裏面工作と察せられるに充分な金銭面からの藩財政援助を行っている。²⁷⁾

さらに、同年暮れ、神主職補任願につき村役人から浅尾藩にあてた伺書の中では、「私所持山鎮守金神宮御座候處、從_ニ先年_一立入之社人社僧修験等無_ニ御座_一」として、現存しない金神社が従来から存在したという既成事実が捏造されているのである。²⁸⁾

このように、煩瑣な手続きの中で巧みな裏面工作がなされて、藩の添簡を得ることが出来、その結果、白川家から前述の神主職を取得したのであった（『白川家門人帳』¹⁹⁸～¹⁹⁹頁）。同時に、その旨が白川家から浅尾藩にも伝えられて、ここに藩からも金神社神主として認められ、慶応三年三月十一日には「從_ニ白河殿_一神職許状請候趣、且先般献金いふし候段、奇特之事」として、名字帯刀を許されたのであった。²⁹⁾

さて、以上の過程を第二段階とすれば、それは先の段階が村内での内済処遇を前提とした資格であったのに対し、金光大神にとっては藩のレベルにおいて神事関与を保障されたわけで、身分上からも「社人」としての扱いを受けることとなり、当時の統治体制からすれば公認に等しい布教資格を得て、公然と祭祀を営むことができるようになったので

あった^⑧。すなわち、この段階においては、身分的規制を克服することによって、金光大神自身にとつての布教活動に公然たる保障を得ることが目指されたといえるであろう。

なお、この段階にあつては、その背景となつた浅尾藩の時代的動向や、金光大神の子息浅吉・石之丞の武士志願が、この神主職取得を容易にさせた点にも言及しておかねばならない。

浅尾藩では、文久三年十一月に藩主詩田広孝が家祿加増の上諸侯に列せられて以来、切迫しつつある政治的動乱の時代に備えて、藩体制の立て直しを画策していた。金光大神が先に百兩献金を行ったのは、そうした藩の情勢に乗じた財政援助であつたが、また一方において藩は政策の一つに人材登用の方針をとり、領内子弟の劍術稽古を奨励し、壮丁を募集した^⑨。この動向の中で浅吉は、元治元年四月、抜け参宮の帰途、武士になる意を決し、慶応元年二月祿御免、同三月浅尾藩並足輕役として名字帯刀を許された。仕官後は、京都見廻役の任に就いていた藩主の下に赴き、以後は藩主と行動を共にして、慶応三年三月足輕本組に取り立てられ、村帳からも除かれて正式に武士の待遇を得、さらに同年五月玄関番役、慶応四（明治元）年四月には徒士役へと進み、名も金吉と改めた^⑩。一方、石之丞も、慶応元年十一月、神命に従つて劍術の稽古を始め、翌年十月には浅尾藩有志役に徴せられ、砲隊の一員として、名字帯刀を許された^⑪。

こうして、金光大神のみならず、金光家全体の領内における階層的上昇が果たされ、その上、この期を通じて士分階層の入信者も漸次増加して、少なくとも浅尾領内においては、金光大神の布教活動が単に邪教の類として取り締まりの対象とされる心配は、ほとんど無くなつたのであつた。

○

以上、神主職を取得し、身分上も社人としての扱いを受けるようになったことによって、白川家から布教資格を取得する動きが達成せられた上で、いよいよ金光大神は、慶応三（文久）年四月、「金神社建立之儀」を、村役人を介して浅尾藩宛に正式に出願した。そして、同月六日には社殿建築のための普請小屋が建築された。すなわち、これまで滞つて

いた二つの動きが改めて再開されたのである。藩への出願に際しては、前述のように金神社が従来より金光大神の所持山に存在したものととして届けられていたので、その社殿が「數年來破壊罷在」との理由を立て、「今般再建仕度」という名目のもとに届け出たのであった。⁶⁶ その意味からも社殿は早急に建築されねばならず、それによつてはじめて、先の神主職の取得が本来的に意味をなすわけである。

ところが、この出願に対する藩からの返答は正式にはなされなかつたようである。また、この出願書中には、「……尤、是迄の社地場狭ニ付相改度、追而村方故障無_レ御座ニ候場所へ、取極申度奉_レ存候。且、入用方義ハ、他方信仰之輩カ、初穂並寄進等、神納仕候分相足し、建立仕度奉_レ存候」とあり、社地について、村方と相談の上、所持山から適当な場所に移転すること、費用については、信者達の初穂料や寄進代などを補足して賄うことが申し添えられていて、それらの問題が未だ検討中であつたことが察せられる。

こうした問題を孕んだまま、月日を重ねるうち、やがて一年後の慶応四（明治元）年四月、この建築にあたって棟梁として社地・入用のことにも大いに関つたであろう川崎元右衛門の所業が直接の原因とされた建築延期の神伝が下り、この動きは一時中断され、棟梁もいったん解雇されることになつた（『覚』¹²³〜¹²⁴頁）。

けれども、これは棟梁の個人的所業によつて建築が延期されたのであり、その故に金神社建築の方途が閉ざされたわけではなかつた。むしろ、明治維新を迎えた直後の当時の時代状況は、一層この氣運を盛り立てるべく移り変つていたのである。今それを、この建築の動きに直接関りのあつた白川家と浅尾藩との動向を探ることによつて窺つてみたい。

白川家においては、先述のごとく白川資訓達が早くから神祇官再興の建議を重ねていたのであるが、新政権の樹立によつて、祭政一致の体制が敷かれ、神祇官復活が実現されていく過程にあつて、彼等以外の神道家や国学者と共に政府の要職に迎えられていった。ことに白川資訓は政權樹立直後の官制下にあつて、常に神祇関係の中枢部に位置していた。慶応四年正月七日、三職七科の制が設置されると、彼は七科中の筆頭に置かれた神祇事務科の総督の一人に任ぜられ、

同年二月三日、神祇事務局として改設された時には、神祇事務局督として、職制上も議定に列せられ、正三位に叙せられた。^③この神祇事務局のもとで、同年三月十三日、「祭政一致の制に復し、天下の諸神社を神祇官に所属せしむべき件」^(布告)が布告され、一連の神仏分離政策が進められたのである。^(一五三)

一方、浅尾藩は、金神社建築の出願がなされたちょうどその頃から、それまでの譜代の立場を一転させて佐幕方から勤皇方へと意を翻し、その線に添って、非常の節岡山藩と一領同様の取り扱いを約し、京都見廻役を辞し、王政復古後の鳥羽伏見の変に際しては、幕府方の備中松山藩に兵を送って、その征討に加わった。こうして維新政権のもとで、ひとまず安泰の途を得た藩では、慶応四年三月、藩主の帰藩と共に、新政府の施策にそぐうべく藩体制を整理し直さなければならなかった。その上、江戸・京都での警衛、陣屋敷の修築など、たび重なる出費で藩財政は一層破綻をきたし、従ってこの期においては、以前にもまして財政立て直しと領内の民心吸収・人材登用に意を注ぎ、概して宗教の取り締まりに及び得る状態ではなかった。^④それどころか、この時期に金光大神は、紋付袴を藩主から下附され^(『寛』123頁)、藩主巡村に際しては、石之丞同伴の上、村役人達と共に挨拶に伺候するごときありさまであった。^⑤

このような時代動向の中にあつて、白川家門人として布教資格を取得していた他の金神布教者達が、単に棟梁個人の所業によって社殿建築が中断されたことを拱手傍観しているはずがなかった。彼等は金光大神と違って、その布教行為を身分的に保障されていたわけではなかった。従って彼等にとって、この時期は、白川家の庇護のもとに、より一層の布教活動の保障を得るには絶好の機会だったのであり、それには、まず神官身分を得た金光大神を彼等布教者達の中心となし、そこに公認の神社を建築して、白川家所屬の一信仰集団として結束することが、最も手近で効果的な方法であった。先に金光大神の場合について見てきたごとく、各人が神主の身分を獲得することは、制度上からも、かつ費用の面からも、容易なことではなかったからである。そうした金光大神を取りまく金神布教者達の動向は、ちょうどこの頃、備前・備後の金神信仰者達が、橋本卯平を申次人として相次いで白川家に入門し、神拝式許状を取得したことにも如実

に表れているといえよう。^④そして、先に社殿建築がいったん中止されてから約半年後の明治二(癸)年初夏、岡山の出社信者や笠岡の斎藤重右衛門、玉島の小谷清蔵などの進言により、再び金神社建築の気運が高められ、同年九月十日、改めて棟梁川崎元右衛門を呼び寄せて訓戒の上、斎藤重右衛門が諸事万般の指図にあたって、建築の動きが開始されたのである(『覚』¹³⁰~¹³¹頁)。

さて、以上の過程を第三の段階とすれば、それは、まず金光大神個人にとっては、神主職としての資格と共に実際に奉仕すべき社殿を備え、外見上も神職としての体裁を整えることによって、布教活動の安全を一層十全たらしめることが求められたのであった。また、他の金神布教者達にとっては、この金神社の建築を通じて、それを彼等にとつての本社となし、彼等の布教活動が出社のそれとして保障されることが求められたのであった。一方、金光大神の側でも彼等を出社と称して神号を授け、あるいは一乃弟子として師弟関係を結び、いわば金光大神を中心にした一信仰集団として結束させようとする意図が存していた。^⑤それ故、自ら中心となって社殿建築の動きを進めることは、いったん神によって中止されているにもかかわらず、代わって出社信者達が主体となって動きを再開することに対しては、あえてそれを拒もうとしない神の言葉「もつとも、ほか信者氏子、してあげますと申すことは、止め申さず」(『覚』¹²⁹頁)が下されたと思われるのである。すなわち、この段階においては、金神社を建築することによって、まず社殿及び社地に対して加えられていた規制を克服し、金光大神が本来的な意味で金神社神主となること、さらに、その金神社を中心に、金光大神とそれぞれの金神布教者達が大本社——出社の関係を結ぶことによって、これまでの個別的な布教活動の保障のみならず、白川家門下を表向きの顔とした集団的な布教活動の保障を得ること、の二点が同時に目論まれたといえるであろう。そして、この過程においては、先述のごとき時代情勢であったが故に、布教活動の上にさしたる故障もなく、また白川家に対しては「金神広前では京都ご法どおりのことはできません」(『覚』¹¹³頁)と、同家の諸式通りの作法や伯家神道に則した布教はできない旨を申し入れて、その点についての了承も得られ(『覚』¹¹⁴~¹¹⁵頁)、そのため教勢も

大いに盛んになったと思われる。^④

三、金神社建築運動の挫折

前章で述べたごとく、明治二年九月、斎藤重右衛門はじめ出社信者達の熱意によって再開された社殿の建築は、しかるにその後も一向に捗った様子はなく、やがて普請再開から三年を経た明治五（五）年九月十二日、「今節こと、お上かわり、棟梁おいとまになり」（『覚』¹⁴⁶頁）との言葉をもって、遂に金神社の建築は打ち切られるに至ったのであった。その間には、棟梁達の所業について再度神より伝えるところがあり、彼等がこの金神社建築を口実に方々へ出歩き、寄進を募り、その横領を重ねて、工事には一向に取り掛かろうとしなかった様子が察せられる。とかくするうちに、一方では、建築場所に関して村の有力地主川手堰から故障の申し出があつて、そのため世話人達の間では当初の予定地から移転する評議がなされねばならぬ事態まで起きてきたのである。^⑤こうして社地や費用の面での問題がなお未解決であつたことよつて、社殿建築は長きにわたつて停滞状態を続けてきたわけである。

しかしながら注意すべきは、これらの問題を孕みながらも、なお金神社建築の願いが決して放棄されることはなかつた点である。棟梁達の所業についても、それが神には「気障り」な点を「金光大神社」に知らせおく（『覚』¹⁴²頁）というものであつて、彼等を放逐したわけではなく、「心改めたら成就しようか」（『覚』¹⁴⁴頁）との願いが込められていたし、社地についても、「地所ひらくことは此方よりさしずするまで待てい」（『覚』¹⁴²頁）、「宮建て屋敷は、此方へきまり」（同¹⁴⁵頁）との神示が下されているごとく、社殿完成の願いは絶えずその後も持ち続けられていたのである。

つまるところ、この金神社建築の断念を決定づけたのは、「今節こと、お上かわり」とあるように、制度の変革によつて、それが不可能となつたがためである、とされなければならないであろう。そこで、このお上変革の問題について、

維新政府の宗教制度が、当時如何に変化してきていたのか、ということをおいて以下において考察することとする。

金神社建築が出社信者達によって再開された頃、中央政府にあっては版籍奉還が成り、ここに新政権の基盤が整い、そのもとで政治支配機構の中央集権化が進められ始めていた。明治二(愆)年七月、版籍奉還に伴って実施された第二次太政官制の改革によって、神祇官は太政官から別立し、全官衙の筆頭に挙げられた。この官制下で天皇の神権的絶対性を軸にした強力な集権的国家を確立し、国民の神道教化を徹底させるために、宣教使官員が設置され(同年九月二十九日、布告四七)、宣布大教の詔(明治三年一月、三日布告三)をもって、神道国教化政策が打ち出されたのである。また、この政策によって始められた祭教一致の天皇制絶対主義体制確立のためには、一方で伊勢神宮を頂点とする神社の階統構造を創出すること、すなわち神社制度の整備と、一方でそれと相俟って、中央集権的な土地人民把握機構を確立すること、すなわち地方行政制度の整備とが、並行してなされることが急務であった。従って、以後、廃藩置県(明治四年七月、年七月)にかけては、神道国教化政策の推進と共に、神社制度・地方行政制度に関する重要法令が相次ぎ、漸次それらの整備が徹底化されていったのである。

まず、神社制度の整備は、明治三年閏十月二十八日、府藩県に対して管内神社の明細書を報告せしむべく、「大小神社取調書十五カ条」を達し、本格的な神社調査に着手することによって始められた。続いて「社寺領上知令」(明治四年一月五日、日本政官布告四)を達して境内地を除く社寺領の国有化が布告され、次に「神社は国家の宗祀につき、神宮以下神社の世襲神職を廃し、精選補任の件」(明治四年五月十四日、太政官布告二三四)を達すると共に、「官社以下定額、神官職員規則」(同年同月同日、太政官布告三三五)を定めて、官国幣社の列格が示され、それ以下の諸社(府藩県郷社以下)については、先の「大小神社取調書」の明細書に従って、「追テ神祇官ヨリ差函ニ可レ及」とされ、ただ、その所管を地方官とすることのみが定められた。そして七月四日「郷社定則」(太政官布告三三二)を定めて、郷社の具体的な列格規程を示し、それに基づいて府県に「社格区別帳」を提出せしむべく達し(明治五年正月神祇達一)、ここに神社の階統構造を創出すべき基礎が一通り固められたのであった。

一方、このような神社制度の整備は、同時に土地人民の中央集権的把握のための地方行政制度の整備をも兼ねるものであった。「郷社定則」に「郷社ハ凡ソ戸籍一区ニ一社ヲ定額トス、…余ノ数社ハ郷社ノ附属トシテ是ヲ村社トス」とあるごとく、それは郡県制度の採用による新たな行政区画に対応させるためのものであったし、また、それと同時に布告された「大小神社守札差出方心得」^(大政官布告三三三)及び「大小神社氏子取調規則七カ条」^(大政官布告三三三)は、「寺請制度廃止」^(明治四年四月四日大政官布告一七〇)・「宗門人別帳廃止」^(同年十月三日大政官布告一七〇)に代わり、「戸籍法制定」^(同年四月四日大政官布告一七〇)による神社氏子調べ制度の創設を意味するものであった。こうして、「郷社定則」以下の三布告以来「杜格区別帳」の提出命令に至る過程では、戸籍法施行^(明治五年二月一日)の足固めとして、府県における神社の取り調べがより本格化され、それと共に、各地方官によって村社以下の合併存廃措置が講ぜられることになっていったのである。

以上のごとくして、版籍奉還後に進められた神社制度、地方行政制度の整備は、廃藩置県に伴って実施された第三次太政官制の改革^(明治四年七月二十九日)によって、神祇官から神祇省へ、さらには大蔵省戸籍寮社寺課^(同年八月十九日)へと継がれ、そのもとで明治五年二月一日戸籍法が実施されるに及んで、ここに、土地人民把握機構確立の基礎固めが整えられたのであった。同時に、この第三次官制改革は、天皇制絶対主義体制による宗教政策上の大きな転換をも意味した。すなわち、かくのごとく神社制度、地方行政制度が整備されてきたので、政府は当初の神仏分離・祭政一致の復古色を後退させて、一方で仏教側をも動員した強力な天皇制思想の宣教態勢を敷き、他方で文明開化の路線に添うべく淫祀邪教など雑宗の廃止措置を講ずる方針へと政策を転換し、それらに基づいた一連の諸法令を相次いで布告した。また、宗教行政機構もそれに見合うべく改変され、それを通して、かつての神道家や国学者を次第に政府中枢から締め出し、中央・地方を問わず、官選の行政担当者が事に当たる官僚体制が整えられていったのである。

なお、こうして政府の宗教統制機構が次第に整ってくると、当然それは社寺建築の規制にも及ぶこととなり、明治五年八月晦日、「無願ニシテ社寺^{地蔵堂}稱^{明ノ}類^ノ創立致シ候儀、従前ノ通り禁制タルベキ事」^(大蔵省達一八六)として、改めて社寺創建禁

止の布告を發し、制限を加えたのであった。^{⑤4}

以上、金神社建築が再開された頃からの、維新政府のもとでの宗教制度の変革を見てきたわけであるが、次には、これを金光大神の周辺にあてはめて考察していくこととする。

○

中央の制度がこのように変革を遂げていく間に、金光大神の周辺にもその影響が次第に及んでくることとなる。

まず、明治二年六月二十四日浅尾藩が版籍を奉還したことによって、領主対領民、あるいは藩主対藩士の主従関係が制度上無くなり、これまで金光大神や子息の金吉が藩主ととり結んできた関係が、実質上意味を持たなくなったことである。奉還後も詩田廣孝は引き続き知藩事として新政権下での行政を任されたが、もちろん藩主としての実権はもはや有することができなかつた。

次に、白川家の権威失墜による影響である。神祇事務局において督の地位にあった白川資訓は、その後も第二次太政官制下では神祇大副として神祇官の要職に就き、神祇伯中山忠能と共に、祭祀・祝部・神部を管掌していた。けれども、神祇官再興がなし遂げられたその頃から、政府首脳部では、既述のごとく復古色一辺倒から天皇制絶対主義国家確立のための国民教化へと宗教施策を改め、同時に、神道を本来的に国家のもとに統一するために、神道家や国学者を排斥する動きが始められた。そのため、白川資訓も明治三年限りで神祇大副の地位を免ぜられ、以後は宮中掌典部に移されて、皇室の祭事祀典に携わるのみとなった。^{⑤5} こうした中で、白川家を家元とする門人免許も、そのみでは合法的資格とは言えぬ名ばかりのものとなつていったのであつた。^{⑤6}

このような浅尾藩主と白川資訓の政権上の地位の失脚は、金光大神の布教活動にとつて大きな後ろ盾を失つたことを意味するに止まらず、以後の布教活動そのものが抑圧を受けることにも通じていた。白川家との門人関係でさえ実質上認められない状況にあつて、在家の一神官による出社神号の授与行為がいつまでも放任されているはずがなかつた。明

治三年九月、金光大神は、浅尾藩から出社信者への神号授与を禁止され、それによって、大本社——出社の関係をもって布教活動を組織立てることに對し、まず制限が加えられたのであった。

さらに版籍奉還から廢藩置県を経て、神社制度、地方行政制度が漸次整備され、地方における人民統治機構が整えられていくに従って、それが金光大神の布教活動に与える影響も、次第に圧力の度を増していった。そこでこれを、この地方の行政機構の変遷に従って見ていくこととする。

△浅尾藩時代▽ 金光大神が出社神号を差止められた明治三年秋から翌年の廢藩置県にかけては、前に見てきたごとく、「大小神社取調書十五カ条」にはじまって、「郷社定則」以下の三布告に至るまでの重要法令が中央政府より相次いで布告されてきた。この間、浅尾藩ではこうした諸法令による制度変革の動向をあらかじめ察してか、この年正月、藩内の神職僧侶に設けていた等級を廢し、村方へ帰籍せしめた。金光大神も明治二年末より準七等官扱いを受けてきたが、それによって等級を失った。けれども旧藩主が暫定的に知藩事におさまっていたこの時代には、それ以外に前述の諸法令に直接対応するような処置が講じられることは無かったようである。神社調査に関しても、他の多くの府藩と同様、この段階にあつては小・私祠にまで取り調べが及ぶことはなかったであろう。ちょうどこの時期に金光大神は、強盜を働くという世評によって、浅尾藩社司補寺尾只一から檢察を受けることになったが（『覚』¹³⁵～¹³⁶頁）、神職のことも社地のことも何ら問題とされなかったのである。

△浅尾県時代▽ しかし、明治四年七月十四日、廢藩置県によって浅尾藩が浅尾県となり、新たに権大参事角田久成が就任してからは、金光大神の身边にも急速度で圧力が及んでくることとなった。この時代には、社寺及び神職僧尼の管掌が大蔵省戸籍寮社寺課に移り、一方「大小神社氏子取調規則七ヶ条」に基づく調査が府県でなされようとしていた。

この浅尾県によって、明治四年十月十五日、金光大神は「但シ神勤ノ儀ハ是迄ノ通タルベシ」との条件を付して、神職が停止される旨の沙汰を受け、ついに、慶応三年以来の神主職を失うことになったのである。

△深津県時代▽ 続いて同年十一月十五日、浅尾県は他の備中諸県及び備後六郡と共に、深津県として合併され、翌明治五年三月までに、浅尾県の土地、人民が深津県へ引き渡されることになった。この過程では「社格区別帳」の調査提出命令が県に出され、こうして神社氏子調べの制度による土地人民把握の調査態勢を整えた上で、明治五年二月一日、戸籍法が施行されたのであった。翌日、大谷村においては、戸長に川手堰が、戸長副に小野慎一郎が任命され、そのもとで二月六日、戸籍編成が開始された。この戸籍調査をもって、土地・人民の深津県への引き渡しがなされたわけである。^{⑦⑧}

ところが、この引き渡しの際に、金光大神の戸籍上の処遇と関って、まず金神社山林の取り扱い方、さらには金光大神の旧神官身分の取り扱い方が問題とされて、前者については旧浅尾県大属と、^⑨後者については深津県当局と、それぞれ協議がなされねばならぬことになり、ここに金神社の問題が改めて取り調べの表面に出ることになったのである。しかも、それらの最終的判断を委ねられている立場にあった戸長は、前述したごとく金神社の社地移転評議に際して故障を申し立てた当人川手堰であった。^⑩この金光大神の戸籍上の処遇に関する協議は、暫く結論の下されぬまま時を経たようであるが、^⑪こうして、金神社の名が改めて地方官らの前で明るみに出されたことは、それが実在しないものである上に、神主職も停止処分^⑫にされていたこの時点にあつては、一層金光大神の布教行為を危険な立場に追いやることになったのであった。

△小田県時代▽ さらに深津県は明治五年六月七日に小田県と改称された。この時代には、すでに新設の教部省のもとで教導職制が定められ、「三条の教憲」に基づく強力な天皇制思想の宣教態勢が敷かれ始めていた。この動向の中で、同年八月八日「神官総て教導職に補する件」が布告され、同月三十一日には改めて「無願にして社寺創立禁止」の布告がなされるに及んで、もはや先の県当局との協議的決定を待たずともなく、金神社の建築は制度上全く不可能な事態となった。そればかりか、以後の一連の雑宗廃止・祈祷行為禁止の法令、さらには改暦の詔^(同前)によって、「金神」

という名称そのものが、統制者の側からは取り締まりの対象にされようとしていた状況だったのである。

そして、以上のような状況は、もちろん金光大神のみならず、このたびの金神社建築の推進者であった出社信者の身辺にも迫っていたことはいうまでもない。明治五年七月、当時小田県庁の所在地であった笠岡では、斎藤重右衛門が県庁にあてて「歎願書」を認め、布教停止の自訴を行って、暫く布教活動を断念せざるを得なくさせられていたのである。かくのごとき当時の宗教制度上の変革を背景にして、

一つ、同じく(明治五年九月―筆者注) 十二日、今節こと、お上かわり、棟梁おいとまになり。

との言葉が『覚』に記され、金神社建築の運動はここに中止されたのであった。

お わ り に

以上、金神社建築運動の経緯を、主に宗教制度との関りを考察しながら辿ってきたわけであるが、稿を結ぶにあたり、維新後の制度変革を通して新たに金光大神の身辺に加わってきた圧力を、幕藩体制期のそれと対比する意味で諸規制条件に照らして整理し直しておこう。

△身分的規制に関して▽ 維新政府による統一国家の形成は、制度上四民平等の名のもとに身分的特権を否定し、人民一般の概念を創出したが、その実、皇・華族対士族平民という、別な形での身分的差別を生じ、また一方では急速な官僚支配層を形成したことによって、官・民の差別的対立を生み出した^⑧。従って、各階層ごとに法令を制定した旧幕藩体制期のごとき規制のあり方が消滅した代わりに、国家の名においてすべての人民を掌握するべく官員をしてその任に当たらせ、戸籍調査、神社氏子調べをもって中央集権的な人民支配体制を整えようとしたのである。その線に添って行われた神社制度の改変に伴い、神職制度においても、それまで「自然士民の別種」扱いとされてきた神職の身分的特権が

否定され、また世襲制や神道家元による私有門人制が廃止され、「神官職員規則」に基づき、新たに国家から精選補任される制度に切り換えられた。そして神職の管掌権は、神祇官——神祇省——大蔵省戸籍寮社寺課——教部省へと移管され、戸籍編成に基づく地方官の届け出によって、教部省がこれを任命することになり、かつ総ての神官は教導職として天皇制思想の宣教にあたることになっていた。こうした変遷を遂げる過程で、金光大神は、白川家門人としての資格、準七等官としての等級を失い、浅尾県によって神職停止の通達を受け、深津県当局によって神官身分の戸籍編成上の取り扱いが問題とされ、さらに明治五年十一月には、小田県により、神官としての取り扱い否定の結論が下されることになっていたのである。

△教義的規制に関して▽ 祭政一致を標榜し、惟神の道、大教を宣布して、神道国教主義による天皇制国家の確立を目指す。指した維新政府は、その宗教的政策において、まず神仏分離を断行したが、次に策を転じて、天皇制思想を浸透さすべく、仏教宗派をも含めての組織的な宣教態勢を整え、一方では国民に対する啓蒙教化の一施策として、雑宗を廃し、呪咀祈禱行為を禁ずる措置を強化した。それによって土御門家の天社神道、普化宗、さらには修験宗までが廃止されようとしていた時であって、民間に金神信仰の印象で受けとめられていた金光大神の布教行為が、いつまでも野放しにしておかれるはずがなかった。「天地金乃神」「生神金光大神」などの神名・神号はもとより、「金神社」という表向き名称そのものからしても、もはや規制を免れ得ないような状況を迎えていたわけである。

△社寺及び社寺地に対する規制に関して▽ 旧幕府時代の朱印領、黒印領など、版籍奉還後も据えおかれていた社寺領は、社寺領上知令の公布によって境内地を除き国有化された。それによって金光大神にとっては、金神社社地としての運上山の取り扱いが戸籍編成に際して問題とされ、それが「社殿モ無^レ之如何敷」きものであることが明るみに出された。さらに社殿の建築についても、旧幕府の方針を踏襲すべく、明治五年八月に改めて禁制の布達がなされたことによつて、金神社が再建でなく創建であることが県当局に知れていたその時点では、もはや建築を進めることは、制度上不

可能となったのである。

○

さて以上において、この金神社建築の動きを布教合法化の動きとして位置付けることを試みてきた。最後に、ここに求められた布教合法化がいかなる特徴と性格とを備えたものとして把握できるか、以下その点について二、三言及しておきたい。

まず、この動きが、かつての修験道許状取得の場合のような、村内における内済処遇を前提とした布教資格の取得に止まらず、「お上」すなわち旧幕藩体制下の浅尾藩からの直接公認を意図し、それに見合う大がかりな手段をもって、計画的に遂行されようとした点に注目すべきであろう。この過程にあつては終始「お上」のことが意識され、それとの関りが重視されて、絶えず政治状況との睨み合わせの上で事が進められており、実際の動きにおいても、個人的な神事関与の資格取得からはじめて、神主職を得た上で、社殿建築を出願したごとく、制度上の公的な手続きを踏まえてそれが進められていったのである。

さらに、この動きは、金光大神を中心とする初期の同信的金神布教者達が、金神社という公認神社のもとに、制度的な集団結束を果たそうとしたものであつた、という点に留意しなければならぬであろう。この動きにおいては、その発端から終結に至るまで、原則的に金光大神に示された神伝に基づいて進められており、それによって当初は金光大神自身が、後には他の同信的金神布教者達が主体となつて、社殿建築に積極的な熱意が示されている。そして、まず金光大神個人にとっては、実際に奉仕すべき社殿を備えることによつて、資格のみでなく外見上も神主としての体裁が整い、その布教活動がより十全に保障されること、次に金光大神を中心とする同信的布教者達にとつては、公認の社殿建築を通して、そのもとで大本社——出社の関係を結び、それによつてこれまでの個別的次元での布教活動の保障を集团的次元にまで広げること、が目論まれたのである。しかも、その保障の後盾とされた白川家は、当時にあつては、制度上

の権威において、修験道や吉田家を凌駕するものであった。

このようにみてくれば、この金神社建築運動は、幕末維新时期に展開された、本教における初めての布教公認運動であった、と言つてよいであろう。^②

そして、この金神社建築運動を以上のごとく把握するならば、そこに建築されるべきはずの社殿とは、何よりもまず布教活動に制度上の保障を得るための表向きの顔としての宮、すなわち外見上白川家門下の公認神社であることを示すための一般的神殿建築様式を備えた宮で充分であったのではなからうか。それに、すでに取次広前は存在していたし、また、その狭隘性が問題にされるほどの状況でもなかった。その点からしても、新たに取次広前が再建築されねばならぬ必然性はなかった、というべきであろう。

(教学研究所所員)

注

① ここでは元治元年正月朔日に金神社建築に関する神伝が下つた時(『金光大神覚』一〇五―六頁。以下『金光大神覚』は「覚」と略記する)から、明治五(七三)年九月十二日に棟梁が解雇されてこの建築が事実上中止された時点(「覚」一四六頁)までの動きを指す。なお、金神社建築に関連して、明治十一年以降においてはその社名を「素盞鳴神社」、さらには「金之神社」へと変更して、社殿建築の動きが進められていった過程があるが(牟田満正「金之神社について」『金光教学』第一四集参照)、それは本稿で取り扱う金神社建築の動きとは性格を異にするので、本稿の考察の対象からは除外する。

② たとえば伝記『金光大神』において、この過程に関する記述

の見出しが「取次広前建設のたのみ」(縮刷判一五四頁)とされていることからしても、そうした位置付けのされ方が端的に窺い得る。

③ 斎藤東洋男「二間四面の宮について」(昭和四十五年度研究報告)によれば、「二間四面」とは正面三柱側面四柱を構えた神伝建築の様式であり、そのような既成神社の形をとった社殿の建築をもって、いわば「お上」に対してむける顔をつくつたのである、とされている。

④ 沢田重信「第一次教団組織運動の展開」(昭和四十八年度研究報告補論)によれば、金神社建築が問題とされるに至った背景の外的・内的必然性の考察を通して、布教を合法化させねばならぬほど、状況としては詰まったものがあつたとし、金神社建築の

一連の動きを、第一次布教公認運動もしくは第一次教団組織運動と名付けている。

- ⑤ これから考察しようとする金神社建築の経緯については、これまで以下の論文で中心的に取り扱われ、すでにそれらの中で、資料も豊富に引用されながら事実経過が紹介されてきているので、本稿では資料引用や経過説明は必要に応じてのみ取りあげ、随時省略することをあらかじめ断っておく。

○杉原真一「金神社考」『金光教学』第二集。

○金光真整「教祖時代の宮の御建築について」『金光教青年』昭和三十二年四月号～翌年七月号。

○橋本真雄「出社の成立とその展開(上)」紀要『金光教学』第四号。

- ⑥ 本稿で対象とする時期は、金光大明神・金光大権現・金光大神の三つの時代に跨っているが、便宜上、金光大神に統一した。

- ⑦ 拙論「修験者との折衝過程に関する一考察」(紀要『金光教学』第一号五四～五頁)において、修験道から手を切ることになった諸理由を六点にわたって挙げた際、それらがまた以後の布教合法化への動因ともなっている点を指摘しておいた。

- ⑧ 笠岡宿老惣代熊八郎『自文久元年辛酉歳御用留』笠岡市資料編纂室所蔵。以下に該当箇所を引用する。(括弧内は挿入)

……酉(文久元年)三月頃少々金神信心ト号シ相祈候所追々増長致シ、戌(文久二年)十二月頃ニ至リ候而ハ以テ之外之儀相成リ、大勢群集致シ、既ニ当時ニ於テ而モ胡屋(不明村名か?)住藤杯大信

心ニ候故、市中小前ハ不_レ及申、隣村_ヲモ追々参詣夥多数、宮地(現笠岡市)本人重右衛門ハ金子宮ト唱へ、二臺台ヲ構へ、参詣之者ヲ眼下ニ見オロシ、或ハ叱リ、或ハオドシ杯致シ、大金ヲ住藤_ヲ取候而、貧窮之者へハ少_ク宛麦杯遇シ候趣キ、当亥(文久三年)正月十日、右両掛ノ立派ナル籠ニ而、大谷ト申ス処ニ参リ候趣キ達_シ御聴、翌十一日夕方帰路、富岡村(現笠岡市)坂本吉兵衛宅前ニ而御召捕ニ相成候……。

なお、この『御用留』によれば、この時の処分は、庄屋宅にて吟味の後、一切の神具類は没収の上檀那寺に預けられ、重右衛門は七十五日間の入牢、兄の栄十郎も連座して十五日間の入牢、その外側近者一名が村預けにされる、といった厳しいものであった。

- ⑨ ここに当時における宗教統制上の諸禁制を、身分的規制、教義的規制、集団的規制に分けて略述しておく。

△身分的規制▽……幕藩権力は何よりも封建的身分秩序を重んじたので、法制度においても、「公家諸法度」「武家諸法度」「諸社称宜神主法度」「諸宗寺院法度」「諸宗僧侶法度」などの諸法度や、「御仕置五人組帳前書」によって、各階層ごとに法令を定め、さらに宗門改めと寺請制のように人別改めを行って、身分を厳しく固定した。従って、神職僧侶以外の者が神仏事に従事することは固く禁止されていた。

△教義的規制▽……幕藩体制期を通じて、宗義教義の上で新義異説を唱え、また神仏事の上で、新規奇怪のことを案出するこ

とは禁止されていた。「諸宗寺院法度」などにもその規定条項が見えるが、享保十一年の「新規神事仏事異説二付内達」が、その最たる根拠となった。そして、そのことは「御仕置五人組帳前書」の条目にもられて、毎年の宗門改めの際、農民達はこれを読み聞かされ、確認させられていたのであった。

△集团的規制V……幕藩体制下における宗教統制は現秩序を保持することを主眼としていたので、「諸宗寺院法度」中に「徒党ヲ結び鬪諍ヲ企」てることを禁じたのははじめ、「念仏題目講開帳勸進停止之触」「僧侶風紀取締ニ付達」などを、折々に定めて、講や開帳、勸進などで人を集めたり、風紀を乱したりすることを禁じていた。梅田義彦『増補 日本宗教制度史』近世篇五一～一三八頁参照。

そして、何らの布教資格も有せぬ一介の百姓にすぎなかった齋藤重右衛門にとっては、「御仕置五人組帳前書」の一条「……仏事祭禮等輕可ニ執行、新規之祭禮不可取立ニ事」に直接抵触することとなって、取り締まりを受けたわけである。

- ⑩ 前掲拙論、注④⑤において、大谷にも捕り手が向かうとの風評が立ち、参拝者が減少した点を論及しておいた。もともと、統治権が各領内ごとに限定されていた幕藩体制下の当時にあっては、笠岡の代官手代が浅尾領内における金光大神の布教活動を直接取り締まることは、機構上できないことであった。

⑪ この出合いの時期については明確ではないが、橋本が神官となって再度寄島へ来たのは文久二～三年であること（前掲拙論、

注⑥）、また「願主歳書覚帳」への記載——それは初参拝時にといふよりは、何度かの参拝を重ねた後に、金光大神が篤信者と認められた時点で記載されるのが普通であったとされる——が元治元年四～五月の頃であること、の二点から推察すれば、出合いの時期をこの文久三年頃におくのは充分に妥当性をもつと考える。

- ⑫ 徳川幕府時代を通じて、全国神職の叙位・任官・祭式・作法などの管掌権は、神道家元としての吉田家及び白川家に任されていた。この点に関しては前掲拙論四四頁及び注②⑦に触れておいたので参照されたい。

⑬ 近藤喜博編『白川家門人帳』二五一頁。

⑭ 同右一一頁及び二四七～八頁。下市町史編纂委員会『大和下市史』続篇二九〇～三〇〇頁及び四七一～六頁。

⑮ 米国艦隊退帆の「御祈作法伝授」については、『白川家門人帳』二四九～二五〇頁、天誅組の乱への参加については『大和下市史』続篇三九九～四一四頁。

⑯ 近藤喜博「白川家門人帳について」金光図書館報『土』第九五号六三～七頁。及び藤井貞文「近世における神祇思想」一三八～一五〇頁。

⑰ 金光英子「白川家の門人」国学院大学卒業論文。

⑱ この出願書は現存せず、その内容や藩の返答の有無については不明である。しかしながら、こうした出願に対して了承が得られた場合、通常は「お聞済みに相成り」などの一文が添書さ

れるのが当時の慣例であり、『覚』の記述においても、そのような例が他の箇所では認められる（『覚』一〇七及び一一四頁参照）ことからして、この時の藩からの返答は無かったと考える。なお橋本真雄前掲論文では、この出願に関して「……恐らく領主の支配筋に対して、『居宅祈念』の許状をうけることの認可を得たものと思われる」（紀要『金光教学』第四号五七頁）と解しているが、後年の金神社神主職補任願を得るための藩宛伺書の中に「私所持山鎮守金神宮御座候処、從_レ先年立入之社人・社僧・修験等無_レ御座」となっていることからして、藩にはそれ以前において金光大神が白川家から許状を取得していたことは知らされていなかったように思われ、従ってその解釈は妥当しないのではなからうか。むしろ、後年の藩宛伺書の文面から遡って推測すれば、この時点における出願は、実際にはなされなかったとも考えられるのである。

⑭ ここに当時における社殿建築上の禁制を示す。

△社寺及び社寺地に対する規制▽……幕藩権力は、既成の社寺に対しては朱印領・黒印領を与え、免租地として保護する一方、他の領地は検地によってその勝手な使用を禁ずると共に、社寺の新増築を厳しく制限した。社寺創建の禁制は、前記の「諸宗寺院法度」や「諸社称宜神主法度」の条目中をはじめ、「新寺禁止の覚」（寛文五年）、「新地寺院停止之内達」（元禄五年）などによってこれを定め、また「御仕置五人組帳前書」にも「新規之寺社建立之儀、堅停_二止_一之候。惣じ而ほこら・念仏題目等之

石塔・供養塚・庚申塚・石地藏之類、田畑野山林等・又者道路之端ニ、猥ニ建間敷候」としてこの点が挙げられている。梅田義彦・前掲書、参照。

⑯ 『願主歳書覚帳』によれば、文久三年十一月二十五日園井村（現岡市）、元治元年正月十三日久代村（現吉備郡）、五月初旬東安倉（現浅口郡寄島町）、六月十日野田屋町（現岡市）、同二十日黒崎新屋敷（現倉敷市玉島）の講参りの記述が認められる。また事蹟資料『金神講諸入用覚帳』は、元治元年九月二十二日から記述した備中国高屋村（現井原市）の講参りの入費記録である。

⑰ 沢田重信「初期本教の教勢について」紀要『金光教学』第一四号一〇～一一頁。なお、この論文では、分析の結果、少なくとも二千人の固定信者層があった、と推定している。

⑱ 金光大神に対する修験者の干渉については、『高橋富枝自叙録』に「慶応二年の暮山法師御本社教祖の御廣前を荒しました。廿四日神前に拜んで居た時、御裁伝に大谷には山法師が来て荒したが、来春三月の七・八日十日頃には御上に通り公に拜める様になるから……」（二五頁）とある。また『研究 金光大神言行録』（以下『言行録』と略記）三卷一三六二・高橋富枝所伝その他金光大神関係資料にも、これを裏付ける資料がある。

橋本卯平に対する修験者の干渉については、事蹟資料「寄島故事聞書」に「……東安倉の墓の下の方の道廣某と云ふ人は或る日やって来まして問答の後、神様のお宮に荒縄を掛け、後向

きにし、封印をして、今後は拝んではならぬと云うて行きましたが、家族はさからはず見ていました。其頃は太谷の金光様のところを始め、各地の出社に山伏が乱暴しに来て居りました事と思はれます。右近（卯平―筆者注）は幸ひ、岡山の殿様の方へも知られて居りましたので、事の次第を申出でました所、早速槍を持った士数人が威勢よく行列して安倉の家へ参りました。」（二〇～二頁）とあり、『白川家門人帳』一九九頁には、この事件を裏付けるごとく、白川家から岡山の武士に対して発した礼状の端書がある。その日付け（慶応三年二月）からして、この事件は慶応二年頃のことと思われる。

高橋富枝に対する修験者の干渉については、『高橋富枝自叙録』二〇～二二頁に、ある年正月二十六日、「川辺村水江正覚院、占見の手古無山法師、深田の緑青坊」の三人が抜刀して故障を申し立てたとの記述があり、その時はすでに白川家の許状を得ていたとある。従って、この事件も慶応二年頃の事と考えられる。

- ⑳ 加えて、ちょうどこの頃には立石孫一郎をはじめとする長州浪士九十余人が、倉敷代官所や浅尾藩邸を襲撃する事件（岡山県通史「下編九〇～九六頁」）が起きんとしていた時であり、このような不安定な政治情勢の中で幕領地の警戒態勢も相当強固になつていたと思われる。

- ㉑ 青木茂『笠岡金光大神』六九～七〇頁。
初入門の際に金光大神が取得した「神拜式、風折、浄衣、白

差袴」の許状は、着用装束の種類において、同時に入門した川崎元右衛門の「風折・浄衣・浅黄差貫」に劣っていたばかりでなく、届け名においても「百姓文治」とされ、川崎の「天工川崎元吉藤原政家」や齋藤・高橋の「齋藤教馬」「巫女高橋富枝」に見劣りのする扱いであった。それが今度「冠・布齋服・浅黄差貫」の許状を得、届け名も「金光文治」と改められたことによつて、着用装束においては、彼等はもちろん、橋本卯平（立鳥帽子・浅黄差貫）よりも上位のそれを許されたことになる。

- ㉒ 『白川家門人帳』一九八頁。これによれば、まず慶応二年十月二十一日、橋本卯平を通じて白川家宛に社殿建築に関する伺状を差し出し、文中「金光河内義此度御領主は宮社之義願上申候者、程々相叶申候趣ニ御座候。御殿様は茂右宮社之義奉ニ御願申上候、御取成宜敷様奉ニ御願上候。然候義ニ付下々方一統風聞ニと、新規之宮社之義ハ白川御殿ニ而も相叶不レ申候由ニ世間之噂承リ候ニ付、……御願相叶不レ申候ハ致方茂無御座、無レ抛吉田御殿は右様之御願申上度候ト申候場ヲ、川崎元吉が下拙掃宅迄留置様申候、此段早速御願申上候」との申し出を行い、それに対し、同年十二月に同家から「於吉田家ニ出来候義、於御当殿ニ難ニ出来ト申義者、決而無之候、尤、当御殿者、神祇道御本官所之御事ニ在之候得者、尚更之御事ニ有之候間、此旨篤ト可レ被ニ相心得候」との返書を得ている。
- ㉓ 『金光大神』別冊、註釈篇一〇六頁、及び『永代御用記』慶応二年十一月十日の項。

- ⑳ 『永代御用記』慶応二年十二月の項。但し、『言行録』五卷二六二四・藤井きよの所伝中に「……二十歩の御免地があります所に毀れ、宮がありまして、之れが伊予の川之江から御先祖が来たのが御方角の良坤であると言ふ事を、金の神様に信心をして居られましたからご承知になりました」とあり、このことからすると金神社はただ単に架空の宮であったとはいえないかもしれない。
- ㉑ 『永代御用記』慶応三年三月十一日の項。
- ㉒ 小野家文書『宗門御改寺請名歳帳』慶応三年の記載に
春太郎組下金光河内家内
一、家主 五拾四歳 社人金光河内
とされていることによる。その後、明治二年（明治元年の同帳は現存しない）には、「杜家」として別帳扱いとされるに至っている。
- ㉓ 『白川家門人帳』によれば、金光大神の神主職取得の条には「神主家玄閑ニ立置度旨ニ付願、御紋附高張壹張、小田原提灯壹張渡、御神用」（一九九頁）との添書があり、白川家門下の杜家としての外見が整えられていた様子が察せられる。
- ㉔ この時代の浅尾藩の動向については、細谷孫一『浅尾藩政史』年表、及び『永代御用記』（慶応元年二月二十六日、同年三月十二日の項）を参照した。
- ㉕ 以下に、浅吉の諸役任免について出典を示しておく。
- 神御免……『永代御用記』慶応元年二月二十六日の項。
- 並足輕役……同右、同年三月三日の項。
- 足輕本組……『御用諸願書留帳』慶応三年三月三日の項、及び『宗門御改寺請名歳帳』慶応二年の項。
- 玄関番役……金光大神関係資料。
- 徒士役……『覚』一二五頁。
- 金吉との改名……金光大神事蹟資料『縁故者よりの報告書類』中「……金吉の名は、明治元年四月浅吉父子藩侯より大に喜ばれて面目を施され、浅吉加知役となりし時武士の名告として金光大神より、『天地金よし』（金吉よし）として用いられ、後戸籍編成の時本名となりしものなり」。
- なお『言行録』二卷七二七・金光菟雄所伝によれば、慶応元年二月、徒士組頭として神職取締役を命ぜられ、杜寺掛の次席神職の上座に位置した、とのことであるが、もしそうだとすれば、明治元年以降のことではなからうか。
- ㉖ 『覚』一〇八頁、及び『永代御用記』慶応二年十月十一日の項。
- ㉗ 『願主歳書覚帳』によれば、元治・慶応にかけては、浅尾藩内役所勤務の藩士をはじめ、七名の武士の名を確認でき、文久年間の岡山池田藩士と合わせて計一四名の数にのぼっている。その入信は岡山藩・浅尾藩の他に、足守藩（現岡山市）、庭瀬藩（現岡山市）にも及んでいた。
- ㉘ 『永代御用記』慶応三年四月の項。
- ㉙ 杉原真一前掲論文によると、「小野家文書を見ると、此様な

願書には必ずその許可のことが添えて記してあるのが例である」(五九頁)として、藩からの返答はなかったとされ、橋本真雄前掲論文によれば、神主職を承認した藩が金神社再建を否認する理由がないと考えられたためであろうか、「領主の許可を得た」(五九頁)とされている。思うに、藩はこの出願を否認したというよりは、幕末のめまぐるしい動向の中では、早急に返答に及ぶまでもない問題として片付けていたのではなからうか。このように再建願の認可が長期間下されなかった事例は、たとえば大谷村の氏神社であった賀茂八幡宮の場合にも見られたのである。

③⑧ 「改訂伯家家譜・嫡流伝」曾根研三編『伯家記録考』五六四頁。

③⑨ この浅尾藩の動向については細谷孫一前掲書年表、及び『永代御用記』(慶応三年三月、同六月、慶応四年一月の項)を参照した。

④⑩ 『永代御用記』慶応四年九月四日の項。

④⑪ 『白川家門人帳』によれば、「備前國」の部に、慶応四(明治元年五月一名、明治二年正月三名、また「備後國」の部に明治二年正月二名、計六名の同信的金神布教者と目される人物の入門が認められる(五〇二及び五〇四頁)。

④⑫ 金光大神によって、当時『神号帳』『一乃弟子改帳』が作成されたこと、さらにその中で、「一乃弟子ごまや出社、悴申ノ年」(『一乃弟子改帳』明治元年九月)とか、「出社、神号御さしとめ……」(『神号帳』末尾、明治三年九月二日の記述)と用いられていること

による。なお、橋本真雄前掲論文では、これらの事例をもとに「出社」という言葉が明治元年以来使用されている点を指摘している(四七七八頁)。

また、金光大神を中心とした集団的結束の意図は、明治元年以前にも、たとえば慶応二年、二度目の白川家許状取得に際し、金光大神の届け名「金光」に対して、他の同時入門者が「金子」の届け名で許状を取得していることに、端的に現れているといえないであろうか。

④⑬ 先の『神号帳』によれば、斎藤重右衛門をはじめとする四十数名に対して出社神号が授けられ、『一乃弟子改帳』によれば、七十名に近い人物に対して一乃弟子が与えられている。これら各地の神号拝受者や一乃弟子の多くは何らかの形で布教活動に従ったであろうし、さらに、そうした出社に導かれて新たに布教活動を始める者もあり、信者氏子数は、この時期かなりの増加を示したことと思われる。中でも、岡山地方では明治二年以降になって『神号帳』に加えられたものが急増しており、この当時、笠岡を中心とした布教圏に加えて、岡山を中心とした布教圏が新たに拡大されはじめたことが察せられる。

④⑭ 『覚』一三六、一四〇〜一、及び一四三〜四頁。なお、この棟梁達の所業については、『言行録』や金光大神事蹟資料中にも、それを裏付ける伝承記録が幾つか存在する。

④⑮ 『覚』一四二頁。この件に関して、佐藤範雄は次のごとく伝えている。

「……川手塚が『今の屋敷に宮を建てれば下の吾田地に瓦一枚藁一本落としても承知せぬ』と故障を申出で、川手所有の辻畑を當時相当価格の五倍に売りつけたるものなれば……」（『教祖御手記拝讀心得の概要』）。

これによると、社殿の建築場所は、かつて元治元年に白川家へ入門した際許可を受けた通り、金光大神の「屋敷内」に決定しかけていたようであり、それに対して川手塚が故障を申し出たために信者達が心配して評議の結果、川手所有の辻の畑を購入し、そこを建築場所とする相談がなされていたと推察される。

（この時は、神伝の指示に従って、辻の畑の購入は見合わされ、実際にそれを購入したのは、後年のことだったようである。）川手塚はこの事件と前後して、後述のごとく戸長に任命される人物であり、そうした立場にある人物からの故障申し立ては、たとえそれが個人的利害によるものであれ、見過ごし得ぬ問題を投げ与えたと思われる。

- ④⑥ 明治四年十二月十日、「金光大神社でき」（『覚』一三九頁）との言葉に示されたその実体が何であるかは、この金神社建築と関って重要な問題であるが、今はその考察に及びかねるので後日を期したい。

- ④⑦ 米地実『村落祭祀と国家統制』一七六頁。

④⑧ これ以前にも政府は明治元年十二月二十一日「府藩県において諸国神社取調の件」を布告し、さらに翌年六月にその再布告を行って、諸国神社の端緒的実態把握を試みたことはあったが、

それらは延喜式内神社や大社など由緒ある神社のみを対象としたものであった。それに対してこの「大小神社取調書」は、府藩県管内神社の明細書を報告せしむべく、宮社間数、祭神、神位、祭日、社地間数、撰社末社関係、社中職名、位階家筋など十五カ条にわたって調査項目を示し、同年暮れまでに提出するよう命じたもので、従って新政府による初の本格的な神社調査といえるものであった。しかしながら、未だ行政機構の整備途上であったこの時期にあつては、各府藩県とも作業としては容易なことではなく、猶予の願い出が続出した。しかも調査対象とする神社の基準が未だ確定されてはいなかったため、概ね「鎮守」「稲荷明神」など、小・私祠の類は対象から除かれた場合

が多く、実施の過程では極めて不完全なものとなった。しかしながら、それはともかく、中にはあえて政府に伺い出で、「神主社人杯ト唱へ許状ヲ所持シ氏子持之分ハ鎮守タリトモ書載セ可レ申事」との返答を受けた県もあり、そのことから、政府は当初から厳密な取り調べ方針をもつてのぞんでいたことがわかるのである。米地実・前掲書一八三～八頁。

- ④⑨ 米地実・前掲書一九〇～九頁。なお、この「郷社定則」において示された列格基準により、郷社村社の別ができ、それ以下の小社祠については、後述するように地方官にその廃合処置が委ねられた。

⑥⑩ もちろん、この神社の取り調べは、伊勢を頂点とする神社の階統構造の創出自体に主眼がおかれていたので、村社以下の小

・私祠の取り扱いはなほ府県によって一定せず、その上「郷社定則」の布告内容の不備から解釈上の差異が生じたこともあって、この時点でも調査対象から除外される場合が多かったが、何よりもそれが地方官の所管とされたため、地方によっては私立の小祠に厳しい廃止措置がとられた場合もあり、さらには存廃について村民達との間で紛争が起きたところも少なくなかった。米地実・前掲書一九七及び二〇四～二一一頁。

⑤1 もともと祭政一致の復古神道的政治路線を当初において維新政府がとったその具体的な狙いは、公議輿論、公議政体論の封じ込めのためであったといわれる。安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」『岩波日本歴史』第一六卷三三四頁。

⑤2 まず前者の宣教態勢については、明治五年四月二十五日新たに教導職が設置(大政官布告一三三)され、「三条の教憲」(同年四月二十八日、教部省布達)、「神仏道各教宗派に管長設置」(同年四月三十日、政官布告二四一)、「神官総て教導職に補する件」(同年八月八日、政官布告二〇〇)、「大教院及び中・小教院設置」(同年十一月二十四日、日教部省布達二九)など、天皇制思想を浸透さすべき一連の諸法令が相次いで布達された。

また後者の雑宗廃止措置については、すでに維新政権の樹立以来、「切支丹宗及び其他の邪宗門禁制」(明治元年閏四月四日、大政官布告二七九)、「修験道、盲僧、竈祓等非定着下級宗教者の活動禁止」(明治元年十一月、明治二年七月二十七日)、「祈祷呪咀ヲ以テ諸人誑惑スルノ類堅ク禁止ノ事」(明治二年六月、明治三年七月二十七日)、「邪宗門ハ勿論怪異ノ教法一切嚴禁タリ」(明治三年七月二十七日、府県奉職規則中)など、キリスト教や修験道をも雑宗の対象とした禁制がたびた

び布告されてきていたが、維新当初の段階では、廃仏毀釈の激しかった特定地域で実施に及んだにすぎなかった(安丸良夫・前掲書三〇〇頁)。けれども「土御門家の天社神道及び門人免許禁止」(明治三年閏十月十七日、日太政官布告七四五)を境にして、廃藩置県後のこの時期に至ると、地方行政制度も徐々に整いつつあり、いわば県政レベルでの雑宗廃止措置が強行されるようになってきていた。そして、民衆

を上から啓蒙教化するべく、「廻国修行の六十六部禁止」(明治十年十月十四日、日太政官布告五三八)、「曆本上に歳徳・金神・日の善悪等の不稽の説を記載出版することの禁止」(同年十一月二十四日、日太政官布告一八〇)、「梓巫、市子、憑祈禱、狐下げ等の所業禁止」(明治六年一月十五日、日教部省布達二)など、一連の雑宗廃止令が布告された。

⑤3 まず明治四年八月十九日、大藏省戸籍寮に社寺課を置き、社寺及び神職僧尼の管掌事項を神祇関係から移管した(戸籍寮及び大藏省事務章)。さらに、明治五年三月十四日、神祇省及び大藏省戸籍寮社寺課を廃して教部省を設置し(大政官布告八〇)、祭祀祀典は式部寮が、宣教と社寺及び神職僧尼の統轄とは教部省が、これに当たることになった。

⑤4 従前とは、旧幕藩体制下で新規の社寺建立を禁止していたことを指しているが、新政権樹立後にも「府県奉職規則」(明治二年七月二十)中でこのことに触れ、「社寺ヲ廢毀シ、或ハ新建スル等ハ其筋ヘ伺出其決ヲ受クベシ」との通達がなされたことがあった。

⑤5 「改訂伯家家譜・嫡流伝」曾根研三編・前掲書五六四頁。

⑤6 『白川家門人帳』によれば、同帳への門人記入は、ごく稀な

例外を除き、明治二年で終了している。このことは門人免許の失効を示す一つの証左と見てよいであろう。

- ⑥7 『神号帳』末尾に「明治三庚午九月朔日、浅尾御めし。二日 倅木(惣)宅。社寺御奉行所、出社神号御さし留ニ相成候。」とある。なお、この点については、神仏分離令(明治元年三月二十六)において、権現、明神、菩薩以下の仏号に因んだ神号の廃止を命ぜられたことが、その法的根拠とされたと考える説がある。沢田重信「信心・布教・政治」紀要「金光教学」第九号一 一四頁注②。

⑥8 小野家文書中には、これらの布達の記録が見あたらないが、近村の『勇崎浜村(現倉敷市)文書』中には、以下のごとき日付けをもって、主な布告が記録されている。

※()内は中央で布告のなされた日付けを示す。

○「大小神社取調書十五カ条」——明治3・11・21(同年閏10・28)

○「社寺領上知令」——明治3・12月(明治4年1・5)

○「神社の義は国家の宗旨につき……」——明治4・5月(同年5・14)

○「大小神社氏子取調規則七カ条」——明治4・5月(同年7・4)

これによれば、布告の日付けに中央・地方で若干の違いはあるが、明治三・四年頃にはすでに中央政府の布告がすみやかに地方の村々へ届けられるようになっていたことがわかる。

- ⑥9 『永世御用記』明治四年正月二十四日の項に、「神職寺院共等級被_レ廢候上ハ如旧村方へ帰籍被_二仰付_一候間、別帳ニ取斗神子職も合併可_レ致事」とある。

⑥0 金光秋雄「教祖之履歴畧書」金光大神事蹟資料「金光教祖之履歴畧輯」に、次のようにある。

明治二年十二月 準七等官御被_レ仰付

領主 蒔田相模守

明治三年十一月

今般藩制変革被_二仰出候_一ニ付、自今等級廢候

浅尾藩

明治四年正月二十四日

先般等級被_レ廢候ニ付、家族一同村方へ帰籍被_二仰付_一

浅尾藩勤農課

⑥1 なお、浅尾藩では、版籍奉還以前から領内神社の神体由来などの取り調べを行い(『永世御用記』慶応四年八月の項)、明治二年には、領内神体改めを実施している(『永世御用記』同年六月十七日、七月二日、八月九日の項)。これは当時の神仏分離政策に対応してなされた調査であったが、その時の調査をそのまま今度の調査書提出に用いたとも考えられる。

- ⑥2 また『永世御用記』によれば、この当時、「強賊や浮浪者が横行して村民に不安を与えているので、自衛団を結成して村内秩序を守りたい」との旨を藩庁へ出願した記事が見えるが(明治三年十月の項)、その中で、「偽浪士体之もの四人罷出……大谷村金神社は一泊……」として、金神社の名が公然と使用されていないが、それが当時の調査の過程で問題にされた様子がない。
- ⑥3 『勇崎浜村文書』によると、同年八月九日、村内の社人を上・

中・下三等に書き分け、平民で神道を心掛けている者を調査せしむべき達しがなされ、十日にはさらに以下のごとき調査事項を提出せしむべく地方庁（倉敷県庁）から通達が出されている。

一、社人共各々其居住スル所之村方戸籍編入可_レ致事。

一、改補新任申付候迄ハ神事社役是迄之社人ニテ従前之通無_二差支_一可_二相勤_一事。

一、前文守札之義追而改正迄_一不_レ可_二差出_一候事。

一、氏神社有_レ之村方ハ其社之氏子戸数繪_二可_二書_一上_二事。

これらは「大小神社氏子取調規則七カ条」に関連してなされたものであろうが、それを通じて、社人に対する調査に漸次着手し始めていた様子を窺うことができる。

⑥4 金光萩雄・前掲資料に、次のように記されている。

明治四年十月十五日

神職ヲ廢候

但シ神勤之義_一是迄之通タルヘシ

浅尾藩庁（浅尾県庁）の書き誤りか

⑥5 『永世御用記』明治五年二月の項。及び『小野慎一郎日誌』明治五年二月二日の項。

⑥6 『小野慎一郎日誌』明治五年二月六日及び七日の項。

⑥7 実際にこの引き渡し_一が完了するのは同年三月二十七日であった（『永世御用記』同年同月同日の項）。

⑥8 『小野慎一郎日誌』明治五年四月三日の項。以下にその該当箇所を引用する。

金神社最初社数書上ニハ致置候得共、其後巨細書上ニ洩居申

候。素社殿も無_レ之如何敷、正面専有_一之候ハ、神職被_レ免候趣申立候様との御事、社寺共山林と書上ニ相成、失誤御運上山ニ籠候事ニ相成申候而ハ近々御上尋警有_レ之候ハ、都合克申立度候事。

⑥9 同右、明治五年四月十八日の項。以下にその該当箇所を引用する。

……金光神官之義小社之分旧神官戸籍表ハ書可_レ申候、且御運上山ハ年々税上納御年貢山同様、素立木勝手次第来候旨申上候旨談示置。

⑦0 この協議は、明治五年三月二十八日の太政官布告第一〇四号「社格制定ニ基ヅク社寺合併ハ、各地方官ニ於テ明細取調べ教部省へ伺出ツ可キ事」に基づいてなされたものと考えられる。

⑦1 なお、川手堰は、これより二カ月程前に氏神社神官選定に関する紛議が村内で起きた時、村民が判頭以下全員結束して、金光大神や川手保平ら村内出身者を推挙したにも拘らず、隣村の原田弥九郎を神官に認定し、強引に事件を收拾させていた（『小野慎一郎日誌』明治五年二月の各頁）。いわば、官吏寄りの立場で事になった人物であったわけである。

⑦2 最終的には、明治五年十一月の小田県布達によって、「神社は国家の宗祀につき、神宮以下神社の世襲神職を廢し、精選補任の件」「官社以下定額、神官職員規則」に具としての結論が下された時、金光大神の神官身分も金神社社地も処分されることになった。橋本真雄前掲論文六四及び六九頁。

⑦③ 青木茂・前掲書九九～一〇〇頁。

⑦④ 永井秀夫「統一国家の成立」『岩波 講座 日本歴史』第一四卷一五五～一六頁。

⑦⑤ 『覚』では、「お上」という言葉は、元治元年以前においてはわずか二回しか認めることができないが、それ以後においては頻繁に（三十二回）認められるようになる。そのうち約半数がこの金神社建築に関する記述の箇所にあらわれている（十二回）。このことは、この動きにおける「お上」に対する意識の強さを裏付けているといえるであろう。

⑦⑥ もっとも、この過程において公認を受けるべくして意識された「お上」が具体的には浅尾藩であったことは、この運動が基本的に旧幕藩体制下での公認を目指していたことを示すものであり、その点からいえば、幕藩体制から維新政府による新たな国家体制へと変質を遂げたこと自体の中に、この金神社建築

運動のその後迎るべき運命が宿されていたともいえるであろう。また、この運動に見られた集団的結束には、後年の金光教会設立運動に見られたとき、その集団を規定づけるような教義的理念的統一が求められるには至らなかった。それは、白川家から布教資格を取得する上で、さして教義的な制約を受けることがなかったことにもよるが、このことは、一面で個々の布教者達の自主的な布教営為が可能であったことを示すと同時に、一面では、それがもつて、運動の進捗につれて、金光大神と、川崎や橋本と、あるいは齋藤をはじめとする他の金神布教者達との間で、結束の足並みが必要しなくも揃わぬ結果を招いたと思われるのである。これらのことは、この運動の限界として押さえおく必要があるであろう。

※ 本稿において、布告、布達類の見出しは、梅田義彦『改訂日本宗教制度史』近世篇、近代篇に拠った。

増補 日

擬態としての組織化

——神道金光教会設立とその結収運動——

佐藤光俊

I

後年、明治十四年から十六年当時を述懐して、「大谷と御領とは晝夜續き居る状態」と記した佐藤範雄が、一派独立の心願を抱いて金光大神のもとで「神誠神訓の拝記」を始めるのは明治十五年八月、金光大神晩年のことであった。

明治九年春、土肥彌吉に導かれて、初めて金光大神広前に詣でた佐藤は、翌十年には他人のための祈念を捧げるところとなり、さらに、十二年夏には教導職資格を取得すべく修学を志し、年末にはその予備試験に合格した。^①一教独立の方策を尋ねて輒の津沼名前神社宮司吉岡徳明を訪ねる十五年夏には、早くも一求信の徒から一教の組織者へと意識の高揚を遂げて行く。

吉岡徳明に教示された「信条」を求めて金光大神に「何か書いたもの」と請い、「此道」の流行神化への危惧を述べて自身の意の一端を進言した。

金光様お座する間は仰せの通りで結構でありますがお幽れの後は何か書いたものがありませぬと世の流行神と全

じやうに思はれます。^②

その危惧とは、金光大神帰幽後の教義と教勢の行方に対する懸念と言うべきものであった。

「神誠神訓の拝記」とは、自身を含めた出社布教者達の信心の営みを合法化し、さらには公認された宗教としての在り方を求めるための組織化の発起に他ならない。教義と教勢の行方に対する懸念、すなわち、教義の統一闡明と布教方途の合法化という二重の願望が同一地平で達成されようとしているところに、この組織化の基本的要件があると考えられることができる。

もとより、金光教会の設立は非合法法でしかも未統一な布教事態が惹起する、具体的な個々の問題状況に対する打開のための試行であったが、現実にはその布教方途合法化——組織公認は、未分化に伸長した布教事態の教義的糾合を基本的要件として内包しながら画策されねばならなかったという、新たな史的局面への逢着であったと考えられてよい。

そこで、本章では特にこの時期に顕著な形で醸成されねばならなかった、組織化へと至る胎動にみえる基本的要件の実相とはどのようなものであったかについての究明に努めて行きたい。この点を先ず明確に浮上せしめることによって、神道金光教会の設立から、その実体化過程として展開される結収運動の意味を幾分か詳らかにすることができようかと考えるからである。

この布教事態を規定する第一原因として、当時の政治情況とその宗教事情とが想定されなければならないだろう。

王政復古、祭政一致を基調とする維新政府は、儒仏批判を通じた古道闡明を標榜して台頭した国学復古神道を背景に、神仏分離、神祇官再興、大教宣布の神道国教化を推進したが、なお明治初年の宗教行政は朝令暮改とも言うべき再転三転を経験しなければならなかった。教導職設置（明治五）、教則三条交付（明治五）など、相次いで発せられた国民教化のための施策は、基本的には大教宣布の政治路線を拡大徹底し、国体観念の明徴をはかる教化活動であり、三条教憲、十一兼題、十七兼題の本準則にみられる神道教義の討究、皇民道德の強調、開明的公民教育の敷衍を内容とした啓蒙活

動として展開された。梓巫、市子、憑祈禱など「淫祠」に属する所業をもってする布教的行為は、医薬妨害、人民眩惑、政治妨害等の理由で処罰され、教導職にあらざる者の布教行為が禁止されたことは、その端的なあらわれであった。この施策にも見られる文明開化への志向は、その反動としての国家主義とともに、富国強兵の政治目標を間に挟んで、近代的集権国家の形成へと向かう、挙国的とも言うべき危機意識の二対流をなすものであり、同時にまた、以後の明治の文化史は概ね両者の摩擦交錯の中に規定されていると考えられる。

この国民に新政の意図を周知せしめる教化活動も、現実には神仏合併布教として展開されねばならず、この点では当初の神仏分離の基本理念に違背せざるを得ないものであった。この教化運動にあたって採られた僧侶の教化力動員という情実的方策は、後の大寺院解散、教部省廃止、延いては神官教導職兼補廃止^①祭祀と宗教の分離^②国家神道体制へと至る変転の道を開く遠因ともなるものであった。換言すれば、政府の神道国教化策は、基本的には排仏儒の立場を示しながらも、現実には儒仏の伝統的地盤の前に無定見な情実的対応を示さねばならず、そこに政治理念と現実施策との齟齬を生み、また、その間隙に仏儒教、キリスト教をはじめ新興諸宗が、その努力次第では自らの活路を開き興隆し得る余地が残されてもいた。

また、右の政治的情況の中で、教導職にあらざる者の布教行為禁止の措置は、大寺院解散（明治八）、教部省廃止（明治一〇）の国民教化運動頓挫後にも、教導職制度の残存によって引き継がれたが、明治十五年、官国幣社、神宮神官の教導職兼補が廃されるに及んで、^③教導職神官は神道事務局の創建へと転じた。言うまでもなく、この措置は神官を国家祭祀にのみ仕えしめる国家宗教の基礎づけであったが、他面このことによって一般には神官であっても教導職にない者の布教活動は禁止されることとなった。そして、教導職による教化活動は、「信教自由保障の口達」^④以後、大寺院時代の閉幕とともに、自今各自に布教すべき旨が定められて、各宗の自主的運営に委ねられることとなった。破邪顕正、仏法護持を掲げて復興革新を目指す仏教界や、欧化策に乗じたキリスト教進出に対して、神官教導職廃止以後の神官教

導職の雑居的集団である神道事務局は、傘下諸団体の特立等によって次第に劣勢となった。神社神道に国家祭祀という特権的地位が与えられたことを契機として、大教院時代の落胤とも言うべき教導神官・神道事務局は、神道界の分化によって凋衰を速め、このことは逆に神道事務局傘下における人材確保や教院、教会、講社の増設等、教線の拡大を急がせる結果ともなった。以上のことから言えば、未公認宗教の布教者にとって、神道教導職は当時において殆ど取得し得る唯一の公的布教資格であったと言えよう。

明治十六年七月十二日、神道大阪分局員、吉本清逸、亀田加豆美は金光大神広前を訪ねた^⑥。周知のように、両宣教師来訪の要件とは、美濃国南宮神社の祭神、金山彦神を勧請してその分霊を祀ることで、金光大神を初め出社布教者の布教方途の合法化を図ると言うにあった。白神新一郎、近藤藤守などの布教者は、神道大阪分局下の派出説教所等の名義で布教活動を行ったが、必ずしも大阪地方における布教者のすべてが該分局に所属して布教活動を行ったと言う訳ではなかった^⑦。

そこには、非合法で未統一な布教事態が惹起する政治的、社会的な摩擦、さらには布教者間相互の相克、葛藤、或は習合などの現象が混然とした問題状況を呈していたと推察される^⑧。神道家によるそのような布教事態収拾策の建議が、右に示した大阪分局員来訪に他ならない。

たとえば、『御道案内(近藤本)』は、明治十年前後の布教事態を観て次のように記している^⑨。

御神心家は何処も御元社に交る事なし。然るに、御道も次第にひらけるに随ひ、御神(心―脱カ)家も出来増し、多き中には終に、御元社には御存じも無、色々の勸化猶帳など拵へ、或は御道には無御祈祷の御守りのと種々の事をこしらへ、世間を惑かせ集るもの有よし、風に御聞ありと、金神を煮出しにすると宣し。御道は前にも申す如く人に心配懸ぬよう安心さすよう助けるようの事のみにて、勸化の無心がましき事は勿論、何によらず貪り欲がましき事は兼ねての御禁めなり。此の明らかなる御道を右様の曲者出て、御道を穢し妨げをなすものあり^⑩。

出社布教者の輩出は、一面、祈祷禁厭、御守発行、寄進勸化などの無心・貪欲的布教行為、俗信仰形態との安易な習合的行為等の横行をも結果していた。右に示された白神新一郎の識見は、輩出した布教者の未分化な布教実態に対する警発の見解のようでありながらも、実は金光大神の教えの中に信心の本来の在り方を自覚し、位置づけようとする教祖志向と言うべき教義確認の相を示すものである。この教義確認を基調として、自身の布教行為の根本的意味あいが改めて自覚的に反問されようとしている。その問い返しは、自身の布教行為の意義を把握すべく試みられる自律的、自覚的な問いでありながら、さらにその在り方を他の布教者の布教行為との関りで問題化させられ、その規律を「御元社」とその「御禁め」に求め、「布教」の意義をその本源へと向けて問い質す問いへと展開せざるを得ない他律的な問いでもある。この問いは、個人の自律的問いであるに留まらず、御元社——御神心家によって営まれる信心の本来的筋道としての「御道」の在り姿を、その布教行為において問い糺す。「御神心家は何処も御元社に変わる事なし」との信念に裏づけられたこの問いは、「御道は、……：人に心配懸けぬよう安心さすよう助けるような事のみ」と、改めて追認されている。この自、他律的とも言うべき教義確認の相は、輩出した出社布教者との関りという、いわば集団的地平における自覚的な教義確認の萌芽を示す例として顕著なものと考えることができる。

「教導職にあらずして他人の祈念をするを得ざれば、その資格を得ん」と記した佐藤の場合、自身が一人の布教実践者となるのが、殆ど同時にその方途を合法的に取得すべく教導職を希求する行為へと移行せざるを得なかった。多くの場合、ある布教実践の結果が官辺に触れて取締対象と烙印され、布教不能の状況に封じられ、その方途の合法化が目指されねばならなかったということから言えば、佐藤の意識はこの時期においてこそ見ることできる極めて特異な布教意識の現成として示唆的であろう。^⑩

翻って言えば、右の白神に示された集団的地平での教義確認（布教事態の教義的糾合の志向）と、佐藤の場合に顕著にみられる布教合法化への志向とは、それらが単に特例的な人格にみられる志向であるという訳ではなく、そのような典型

的な志向性を生むに至る一般的な情景が既に多くの出社布教者の実態の中に成熟しつつあったと見ない訳には行かないだろう。

次に示すように、多くの布教者達が教導職資格の取得に奔走せざるを得なかった布教事態とは、先に述べた大法院解散以後の宗教事情の直接的反映であり、またそこに現出せしめられた布教意識の通有性をよく示すものでもある。

高畑彌吉——明治十一年七月一日、小山傳六郎——明治十一年七月十一日、高橋藤吉——明治十二年五月二十六日、金光菽雄——明治十二年七月二十八日、佐藤範雄——明治十三年二月六日、近藤藤守——明治十六年六月九日、唐樋常藏——明治十六年七月二日、大本藤雄——明治十六年十月、瀬戸廉藏——明治十六年十一月二十七日、田畑五郎右衛門——明治十七年一月十一日、中野米次郎——明治十七年六月六日、徳永健次——明治十七年七月、福嶋儀兵衛——明治十七年十二月三日、井口市兵衛——明治十七年十二月五日、大喜田喜三郎——明治十八年一月三十一日、杉田政次郎——明治十八年三月十四日、藤井恒治郎——明治十八年六月。以上は、いずれも金光教会設立以前に既に各々神道事務局、及び神道諸教派から教導職試補を授けられた者と、その取得年月日である（補遺参照）。注釈に示すように、例えば佐藤範雄と瀬戸廉藏、金光菽雄と高橋藤吉などの場合、明らかに一方が他方に何らかの示唆を与えて、資格取得を進言するという、共同的、互助的な、連帯された布教意識の一端を見ることができ。

さらに、実際に各々の出社布教者達はどのようにこれらの状況に対処すべく布教の方途を講じたらうか。吐普加美講に属して布教資格を得ていたと伝えられる高畑彌吉^④、神理教に教籍を置いた難波なみ^⑤、邸内に金山彦神、金山姫神、大己貴神を併祀する金神社を設け、のち神宮教に属し神風講社教師ともなった浅井岩藏、神宮教会、出雲大社教会に入社するなどし、広島山口神宮教会に改式願を提出した浅井勘次郎父子の場合^⑥、神道中法院付属八重垣講社出張所の名義で天照皇大神を祭祀して布教した白神新一郎^⑦、神道大阪分局に属して正道講社取締となった近藤藤守^⑧、児島五流宝良院住職となった金光喜玉^⑨と言い、由宇村郷社神官名越長易の力添えて神宮教管下神風講社を糾合して教導職ともな

った唐樋常藏^⑧、神理教付属教会を設立し、のちに神宮教付となった大本藤雄の場合^⑨といひ、皆一様に公的布教資格を求めて苦慮し、そのような政治的、社会的状況に当面させられていたと言つて過言ではない^⑩。

そのいずれもが、在地の有力な神社や講社の名義によつて、また縁故を求めて既存の宗教勢力に繋がり、その布教拡張に寄与しながら、また、ある場合には多額の幣帛料の代価としてその布教資格を取得したのである^⑪。無資格布教者に対する統制取締が厳しいものであればある程、彼らは何を措いても為し得るすべての知恵をもつてこれを凌ごうとしたろう。政治的社会的条件の下では皆一様の、そして各々の地縁的、血縁的地域社会にあつて迫り来る権力への対応という意味では多様の方途が講じられねばならなかつたのである。だが、その布教方途を求める上での多様な在り方は、布教者間相互においても、各々が組した既存勢力との間においても、種々の混乱を招来せざるを得ない事態でもあつた。さらに加えて、右の情勢下にあつて佐藤等に導引される布教方途合法化運動は、金光大神晩年に至つて出社布教者の拘引、拘留、布教差止めなどが相次ぎ、漸次切迫した様相のもとに回転せしめられねばならなかつた^⑫。

以上のように見ると、金光大神晩年における布教事態とは、

(一)、明治政府の宗教統制策によつて、出社布教者達の無資格での布教行為は、目こぼしの例外的他は殆ど取締の対象となる、という状況下に追われつつあつた。

(二)、それに伴つて、各出社布教者は、その方途の合法化を切迫した現実的課題として受けとめざるを得ず、各自既成勢力下に依存するなど、何等かの形態でその合法化を遂げなければならなかつた。そして、そのような布教事態の窮状は、屢々金光大神の下へと持ち込まれ、新たな政治的要件のもとに教義確認を迫られ、とりわけ金光大神帰幽後においては布教者間相互の共同的互助的な、自衛的布教意識の生成をみた。

(三)、布教実態の非合法性のみならず、その未統一なさまは、布教者間相互に、また既存宗教勢力をも加えて、対立、軋

轅、相克の事態を生み、これらは多くの場合、教義理解をめぐる争論へと帰着せざるを得なかった。しかし、それらの問題の打開は、教義の闡明、理解の統一へと向けられるよりも、まず実効的な組織化による布教方途の合法化へと向けられねばならなかった。

要するに、組織前夜における出社布教者達の抱えさせられた問題とは、客観的には政治状況の迫りであり、それは個人的な技術では最早凌ぎ遂げることでできない程強大で圧倒的なものであったと言える。そして、そのような状況であればある程、主体的には布教行為の意義が、それらの要件の下で新たな意味をもって問われることなく、その状況からいかなる打開もあり得なかった、と言わねばならない。白神における「御道」、佐藤における「此道」、そのいずれもが、そうした問いの所産であり、その確信的な象徴表現ではなかったろうか。

右の考えに立つとき、教団組織化への願望とは、個人的な信心の内燃的欲求、あるいは組織者の特例的教養、資性、性向などに帰せられる以前に、すぐれて政治的、社会的諸関係という客観的な規制によって発動せしめられた、一つの避け難い趨向であった、ということが先ず強調されねばならないだろう。しかし、そのことは、彼らの組織家としての資性や能力、いわんや信心の内燃性を否定するものでは勿論ない。むしろ、これらの政治的社会的諸制約の中において、彼らはどのように信心を営み、表現したかという、その信心の歴史化行為の意味こそが組織化過程の検討によって問われなければならないだろう。その意味で、組織者達は公認布教への願望をどのように具体化したろうか。

なお、本章では触れなかったが、金光大神帰幽前後の布教事態にあって、明治十一年には須佐之男尊を奉祀する須佐之男神社を祀り、のち金神社の社号復旧の請願運動を推し進める、金光救雄を中心とする一連の動向とは何であったかという問いが、各出社布教者が一様に公的布教資格を求めて奔走するという事態とのかかわりにおいて問われねばならないだろう。明治十七年に至って、その社名を「金之神社」とし、祭神に金山彦神、大日靈貴命、思金神三柱を増加することを認められるが、これらの動きに看取される信心のさまは、以後の教団史とのかかわりの中でどのように位置づけ得るのであるかという問いが、改めて新たな課題として検討

されねばならないと思われる。

II

すでに触れたように、金光教会設立の端緒は佐藤の神道分局への接触と寄与、具体的には宣教師野田菅麿に従った随行巡教によってひらかれた。明治十六年十二月から翌年十一月にかけての、広島、備後、備中に亘る三度の巡教、わけでも備中巡教は教会設立の基礎運動と確認されるものであった。

佐藤は、この巡教の過程で広島事務分局の宣教師に任用され、他方では金乃神社広島県下取締ともなり、広島県下の出社布教者を該分局に委轄して、彼等の布教を合法化すべく規定を定めた。²⁶ 佐藤の随行した巡教とは、聖旨、宸翰の趣旨徹底、惟神大道の闡明、国体精神の宣揚を説く、神官教導職の行った教化活動の一翼を担うものに他ならなかったが、その宣教活動を通じた広島県下出社布教者の「金乃神社信徒」としての組織化は、すなわち金光教会設立方途模索の試行でもあった。²⁷ 神道広島分局にあつて、宣教活動を通じて神道界に潜行し、その組織下に傘下団体の設立を目指す佐藤の行為は、既述のごとく劣勢下にあつた神道からすれば、まさしく「天下の有志又一人来れり」と歓迎すべきものであつたに相違なからう。けれども、神道側の思惑とは別に、佐藤はこれを「余は、宣教師になるは目的にあらず、只教会成立の為の出広なり」と銘記し、また、「委細承知した。先ず世間を知れよ」との神道側の忠言に従つた宣教師補任についても、「意外なりしも、これも御神意なり」と受諾した。²⁸

かくて、神道界への潜行は、組織化方途を尋ねての接触から、世間を知る行為としての随行巡教という形を採つて開始されて行く。なかでも、この巡教が教会成立の基礎運動と確認される事情を端的に示しているのは、備中一円での随行巡教であつた。広島巡教によって宣教師としての信任を得た佐藤は、広島分局長三上一彦・宣教師野田菅麿を動かし

て備中一円巡教を計画した^②。巡教順路、日割等を一任された佐藤は、備中西端の高屋村に始まり、備中北部から備中分局所在の賀陽郡吉備津神社、浅口郡南部玉島、大谷を経て、小田郡横谷村、福頼神社に終わる六十一日間の行程を予定した。この行程には、金乃神社臨時社務所、入田村瀬戸廉藏宅での開教も含まれたが、「今回の巡教の眼目」とされたのは、浅口郡玉島羽黒神社祠官大賀磐人を神道内部において包囲することと、備中分局への接触とであった。もとはと言えば、佐藤の広島分局への接近という迂回策の一因も、浅口郡神官教導職幹事を兼ねた大賀の十五年末以来の金光大神とその布教に対する悪口妨害にあり、このことは神道備中分局管下における金光教会組織化の進達要路を直接塞ぐものであった。「関西第一の名講師^①」と言われた野田菅麿の神道界における権勢と、随行宣教師佐藤の面目とによって大賀を制圧し、加えて備中分局長井上泰憲から、「備中國浅口郡大谷村に於て金光教會設立の件委任致候也^②」との、教会設立に関する委任状を得た備中巡教は、神道金光教会設立を半ば約束するものでもあった。

佐藤は、次いで翌十八年二月、岡山地方の出社布教者の査察を兼ねて巡教し、途次、真言宗僧侶の反抗に遭い、岡山事務分局の応援のもとに神仏質問会開催をよぎなくされたが、この機を選んで岡山分局下における金光教会組織計画の中止と、金光教会設立の援助協力の約定を取りつけ、広島岡山両県三分局の賛同を得たことで、ここに金光教会創設が出願される運びとなった。

同年三月、教会創設出願の手続を始め、四月、「金光教會講社結収之件御願」を神道管長宛願い出、結収許可を得て、次いで六月十三日、地方庁長官たる岡山県令の認可を得て、金光教会は神道備中分局所轄の普通教会として設立される。この金光教会設立とは、神道分局所轄の普通教会として、そのいわば擬態的名目の下に布教者、信徒を「講社」として結収する許可を獲得したと言うべきものである。つまり、実際にはこののち、出社布教者、信徒群は神道金光教会講社として糾合され、金光教会という擬態的組織の実態化が開始されねばならなかったのである。教義的にも組織的にも神道化された金光教会の実態化とは、新たに結収された布教者をも神道的に偽装せしめるものでなければならなかった^③。

その意味で、金光教会の実際上の成立は、結収運動の現実的去就にあると考えねばならない。

この組織化過程とは、「金之神社神官亡金光大陣、多年神祇道興隆之義ニ盡力罷在、慎誠十二條ヲ設ケ遍ク人民ヲ教導仕候、餘徳今日ニ至リ、慎誠ヲ遵守スル徒多ク、只二本縣下而已ニ非ス、他府縣ニモ夥多信徒有之候^⑤」と、多数信徒の存在と、「教會講社結収有之度段、各信徒ヨリ續々申出候^⑥」と、結収を望む信徒の多数の存在とを前提とした教会創設主旨の現実化に他ならない。金光大神に金之神社神官と肩書きし、その生涯を神祇道興隆に尽力したものと偽り、その教義を「遺教慎誠」に示すその像化は、成立せしめられた金光教会の自己表明であり、認可主体たる神道事務局の教旨、教會講社開設規定^⑦に照応すべく作文された教祖像であった。また、「神道金光教會規約」に定められた教祖「遺教」は、皇恩、孝行、家業出精など、その簡条を貫く主要な徳目は国家既定の教化方針の内容と字句が異なるというに過ぎないものであった。さらに、信徒誓約事項の第一に「三條教憲」を挙げて、その謹守を明記するなど、規約の基調は神道傘下で布教合法化を果たそうとする限り避けることのできない国体論価値への符合であったことは既にこれまでも指摘されてきた通りである。^⑧

けれども、これらの事柄は、出社布教者の立ち至らされた布教事態の要請する公認布教を実現すべく、神道、延いては国家権力に対して皇恩、孝行などの徳目を教旨と掲げて、謹守三條教憲、帰順神惟大道と国体観念への恭順を表明して、その実態との懸隔を意図的に糊塗すべく凝らされた偽装と言うべき仮設された表現であったことは注目されねばならない。I章で述べたごとく、教導職にあらざる者の布教行為禁止の施策は、度重なる宗教行政の変転にも拘らず維持存続され、基本的には何らの変更もあり得なかつた。そして、特に明治十八年八月の神仏教導職全廃と住職任免、教師等級進退を各管長に委任した太政官布達以後の新たな情勢の中でも、教導職による大教宣布の活動は実質的には神道事務局に引継がれていたこと等と関連して、公的布教資格を求める者の運動の多くは教線拡大に熱心な神道事務局、及び神道諸派へと向けられねばならなかつた。金光教会設立以前に、既に神道傘下における教導職を得て、そうした神道的

装いの下に布教活動を行った者の多かつたことは、そのような理由によるものである。したがって、金光教会設立の方途が神道に対して求められねばならなかつたことは、もとより「教祖ノ遺志ヲ擴張」すべき独自の集団形成をその傘下団体として果たそうとするものであつたが、同時に神道傘下に様々な形で寄生した出社布教者達による神道側の既得性を保障する形態のものでもなければならなかつたという理由による。一挙に特立を果たし得るものでない限り、神道の内包集団として、これらの布教者の「転属」請願を受理され得るものへと自己形成を遂げる他にその方途はなかつたものと言わねばならない（補遺参照）。それは神道と出社布教者双方の要求に応えながら、その許容範囲を計測しつつ、神道傘下における具体的な可能態を模索して採られた、そうでないものを恰もそのように仮設して実体を偽装する、偽似実体化と言ふべき試行であつたと考えることができよう。

さて、成立せしめられた金光教会は、明治十八年六月、「神道金光教會講社結収手續大意」⁵⁵を定めて、出社布教者、信徒結収の具体的方途を定めた。これは制度的に分、支教会所、説教所等を位置づけ、結収を実施する上での教務進達の経路を定めると共に、各地の出社布教者、信徒を結収する上での拠点を設定するところに、その主要な眼目があつた。偽装された教会教旨を周知せしめ、規約の服膺によって出社布教者の布教行為を合法化するための接収拠点の設置である。この結収手続の制定によって、結収運動は着手されたが、現実にはなお幾多の障害に当面せざるを得ず、結収運動は長期化の様相を呈していた。金光教会設立は、神道傘下での公認布教を保障するものであつたが、逆にこのことは何につけてもその微細な点にわたるまで神道事務局（のち十九年一月より「神道本局」）——当該分局の進達経由を要し、またその指揮に従わねばならなかつたという、手続の煩瑣な事情があつた。加えて、例えば大阪地方には既に相当数の布教者を輩出して、多くはその実態も不明のままに布教活動を行つていたという実情があつた。確認された者だけでも三十七名の布教者の輩出（補遺参照）は、当時の大阪市内にあつては、世人の注目を集めるに充分な御発行とも言われる盛況であつたらう。各々の布教者が、既に神道分局はもとより、神宮教、御獄教などの既存宗教勢力に属して、相互に

利を伴う関係によって結ばれていたことを考え合わせると、従前からのこの繋がりが簡単に解消し得るものでなかったことは容易に推察できよう。^⑩これらの事情から結収運動は、とりわけ近畿地方、山口地方において難行せざるを得なかった。けれども、他方から言えば、「官憲の取締上、認可の急を要するもの多く」^⑪とも記される、日を争う急迫を告げる事態であったことに相違はない。

因みに、この時期に設立された教会を挙げると左の通りである。

設立教会名	設立者氏名	常在教師名	設立年月日	備考
六條院西〈支〉	高橋 藤吉	〃	18・11・5 <small>(明治)</small>	
入田〈支〉	瀬戸 廉藏	〃	18・11・27	
圓山〈支〉	佐藤 範雄	高畑 彌吉	18・12・5	
大阪〈分〉	白神 新一郎	〃	19・1・15	
西阿知新田〈支〉	佐藤 範雄	斎藤 宗次郎	19・2・2	
中島〈支〉	山本 金三	〃	19・2・3	のち、岡山
天瀬〈支〉	佐藤 範雄	秋山 米造	19・2・4	
麓〈支〉	中野 米次郎	〃	19・4・6	のち、平安
上御〈分〉	佐藤 範雄	〃	19・4・12	のち、芸備
寺田〈支〉	田畑五郎右衛門	〃	19・6・9	現、門前
土堂町〈支〉	藤井 鶴次郎	吉本 吉兵衛	19・6・17	現、河内

中之島	〈支〉	甲島伊三郎	吉本吉兵衛	19・7・14	のち、堺
魚之棚	〈支〉	井口市兵衛	〃	19・8・14	のち、兵庫
島原	〈支〉	杉田政次郎	〃	19・11・9	
大倉	〈支〉	東田光五郎	〃	20・4・30	
長狭	〈支〉	杉原 功	〃	20・5・21	のち、神戸
難波	〈分〉	近藤藤守	〃	20・9・24	
眞砂	〈支〉	福嶋儀兵衛	〃	20・9・24	
船場	〈支〉	有田儀助	〃	20・9・26	
京町	〈支〉	畑 徳三郎	〃	20・10・4	現、伏見
梅ヶ辻	〈支〉	白神新一郎	のち寺田茂平	21・2・6	のち、浪花
講社事務所		虎谷吉兵衛	のち谷村卯三郎	21・2・22	のち、名古屋
講社事務所		虎谷吉兵衛	谷村卯三郎兼任	21・2・22	のち、幅下
黒忠	〈支〉	山下かん	〃	21・2・29	

○以上は、明治二十一年二月末迄に設立されたものである。

○のち……設立後独立迄に名称を変更したもの、及び常在教師を変更したもの。

現……設立後独立迄に ①名称変更を二度以上したもの、②設立当時の教職が中断し、その後再興又は継承されたもの、で現在の名称のみを記した。^④

これらが、いわば初期結収段階において結集された出社布教者達であった。この初期的段階で結収された布教者達は、金光教会組織化にむしろ当初から協働的、ないしは縁故の深い出社達であったことは、この時期の結収を特徴づけるものであると同時に、以後の組織化の方向をその内側から規定するものでもあった。

このように、設立された金光教会は擬制的組織体である「神道金光教会」の下に、出社布教者達に資格取得にかなう要件としての神道的教化、すなわち題目的な偽装を施しつつ接収する運動を展開して、実体を備えた教会として組成しつつあったが、それは未だ実質的にも予備的試行の段階であり、金光教会が教祖正統をもって任ずるには余りに狭小な組織化であったと言わねばならない。それゆえに、「結収手続大意」に示された結収方途は、より結収の実態に即応すべき修正を余儀なくされたのである。^④

III

初期結収運動における分、支教会所開設手続の煩瑣な事情は、金光教会の神道本局直轄教会への昇格によって何分か解消され、また難行する各地の結収運動、および布教事態に対しては結収方針の徹底と強化とをもって臨まれねばならなかった。

そこで、次に直轄教会となつて以後の結収運動を検討するについて、先ず直轄教会への昇格を遂げるに至る動態を、主に佐藤の神道界との交渉とその姿勢についての側面から考察し、次いで直轄教会昇格に伴う教会規約の改正、特に現実の布教実態に対応すべく改められた結収方途の概要とその性格とについての検討を加えておきたい。

佐藤の神道宣教師としての巡教は、金光教会成立以後も、それ以前にも増して続行されなければならなかった。その模様を、「神仏の軋轢甚しく、席温まる違なし^④」と記している。佐藤の記した神仏の軋轢とは、もと神仏合併国民教化

の大教院時代以来の、さらには維新期の排仏毀釈にも遡る両者の権勢を賭けた因縁的な対立でもあったが、ここでは特に明治十年から二十二年にかけての仏教復興期における護法運動との角逐であった。維新期の神仏分離、排仏毀釈などの排仏的契機を試練として仏教界に興った仏法護持の覚醒は、基神儒教などから向けられる仏教排斥の思潮と対決しながら、また仏教徒自らが告発する「僧弊一洗」の改革論などにみられる護法的情熱を内面化することで仏教復興の機運を形成した^{④⑤}。しかし、文明開化期の欧米崇拜への反動が生んだ国粹保全の国家主義、民族主義の昂揚と一体化した「破邪顕正」の運動は、「破収の四句」の原理に反して、とかく仏法国益、排耶蘇即護法の立場に終始して、仏教復興革新運動の過渡期における国家主義への同調傾向を示すものであった。そのような仏基両教の優劣を論ずるという宗我的情熱に基づく破邪顕正運動は、キリスト教に対してばかりでなく、また神道、儒教の排仏説に対しても仏教の国家的現実的効用を説いて論陣を構えた^{④⑥}。

この仏教の反撃に対する神道側の対抗が、「大破仏説教」であり、この反撃に応えたのが「神仏質問会」であった。佐藤の神道分局内における巡教は、殆どこれらに充てられたと言ってよく、その記すところに依れば、明治十八年から二十年にかけて延べ六回の「神仏質問会」を開催し、中には四十八日間にも及ぶ攻防もあったと述べている。神仏双方の争論は、各々の教義の国家的効用の優劣を説き競い合うものであったが、これに対する佐藤らの対応は、「皇国ノ大教ヲ守ルヤ否哉」の一点のみを質すという、その立場の優位さを發揮して、往々仏教側の予先を外して神道有利の展開へと導いた^{④⑦}。佐藤の神道分局における活躍は、備中分局の勢力拡大に寄与し、「備中の神道は勢力日に加はり来り、神道本局に於ても、広島分局に次いで重きを置かるる」までになったと記される。かくて、佐藤は分局内にその位置を大きくしただけでなく、特に神道本局管長代理、西澤之助視察員の備中視察巡教にあたっては、分局長に代って随行して、本局内の名望家との知遇を得、その後に展開される金光教会の直轄化に重大な力ともなるべき布石を敷いた。西視察員の一連の巡教は、教師奨励、教師志願者の勧誘、教田会員募集という、布教拡大と後援者、財源の調達拡充に、その目

的であった。さらに、山口、近畿、備前巡教にも本局宣教師補として随行をした佐藤は、併せて各所在分局、及び神官と接触しつつ、順次結収方途を拓き、信徒査察を兼ねた結収活動を展開した(補遺参照)。

これらの佐藤と神道界との交渉過程は、備中分局下に設立した金光教会の結収上の課題を担いつつ、その課題克服を一教独立への課程と見定めた運動の軌跡であったと言える。そして、その限りでは、どこまでも有能な神道的人材であり得たところに、佐藤の二面的活動を支えた基盤があったと考えられる。それは、十五年夏、「一派獨立教の許可を其の筋へ願はねばならぬと決心」して以来、「茲ニ其任ヲ果セシ上ハ、最早範雄天職タル任務ハ教祖ニ対シ奉リテ終ハレリト確信仕候」と、明治三十三年六月、独立請願達成復命書に記すまでの間、その全行為を支持し続けた、信念的使命感と言うべきものであつたらう。けれども、その課題克服は、神道に対する寄与を通じて保障される範囲内のものに留まらざるを得なかつたことは改めて指摘する迄もなからう。初期結収段階における野田菅麿、直轄教会昇格運動における西澤之助、そのいずれもが、佐藤の神道家としての活動を、その総体として神道拡張と位置づけ、佐藤の神道家としての有能性を重用したのではなかつたらうか。換言すれば、佐藤によって偽装せしめられた金光教会は、佐藤をして有能な神道家であり続けるべく義務づけ、そのことによって金光教会は擬態としての機能を発揚し続けることができたのである。その限りで、金光教会は神道界に参加を許され、その教線拡張を神道拡大と同一視せしめてきた。「金光教の隆盛は直に国家の為なり」と称えた西の言は、神道家佐藤によって偽装された金光教会の神道界における映像であつたに相違ない。佐藤の神道家としての活動は、分局下に留まらず、以後、金光教会の神道本局における位置の上昇とともに符節を合せて増幅されねばならなかつたものと言えよう。また、翻つて言えば、そのように佐藤とその活動を評価せしめるまでに神道本局の置かれた位置は客観的に窮迫が続けていたとも言えるのである。

金光教会は明治二十一年十一月、六等直轄教会として認許されることとなつたが、直轄教会昇格は、既述したように遅滞と困難を極めた結収の実態を克服すべく求められた方策であり、同時にまた独立教派へと目指す上昇志向の表れ

でもあった。佐藤はその後の課題を次のように記している。

昨二十年、大阪京都滋賀兵庫等の各府県を、西視察員に随行し、又は単独にて、視察巡教し、大いに感ずる所あり、直轄教会となりしを機とし、教内統一を図る為に、規約改正の急務なる事を教長に進言せしに、御同感ありて、改正条規起草の命を受け、着手すると共に、部下支教会所説教所講社事務所等の新設を中止する事とせり。

………(中略)………此の改正は、本教統一上捨置けぬ事情ありたればなり………⁶⁾

公認布教を求めて一様に辛苦を嘗め、ある者は教導職資格の取得に走り、他の者は神道諸派の傘下に属して、その布教を合法化せざるを得なかったことから言えば、神道金光教会の新設は、教導職を取得する上でも、また官憲の取締から逃れる為にも好個の方策であつたらう。事実そのような期待を集めて金光教会は設立され、出社布教者達は結収されつつあつた。金光教会の設立は、神道的規範に立って、布教実態との懸隔を糊塗すべく神道教規を擬して、その許容範囲内に仮設し得る徳目を掲げて擬制的組織化を果たした。しかし、それが神道に対する布教実体の偽装であつたという以上に、また出社布教者に対しても金光大神とその教義とを神道化した偽装であつたことに変わりはなかつた。偽装された教会教旨、教祖遺誡と出社布教者の信心との間には著しい隔たりが実感されねばならなかつたらう。偽装された教会教旨を何らの抵抗なく容認し得たのは極く限られた出社布教者であつたらう。初期結収段階において結収された分、支教会設立者は、金光教会設立、結収の運動に当初より協働的な布教者、あるいは既に神道的教化を受け容れ、教導職ともなつた布教者達が多くてあつたことは、I、II章を通じて述べた通りである。

神道的擬態として発足した金光教会であつたが、一派独立を目指し新たな結収運動の展開を推進して組織の拡充を意図する時、被結収布教者の布教意識の統一は欠くことのできない要件でもあつた。「本教統一上捨置けぬ事情」と記されるのは、依然として偏頗な教義理解をもって流行神化の傾向さえ示し、金光教会設立以後も旧態と何ら選ぶところのない布教の実態を看取しての実感であつたらう。「教内統一」とは、その配下に公認布教を行うこととなつた被結収布

教者の擬制的組織への再編成であり、未結収布教者の接収に向けてなされる態勢の強化整備でもあった。布教方途の合法化が教会設立によって基礎づけられて以後の組織化過程にあって、直轄等級を昇り、一教独立の達成を直接の指標とする布教統一への意欲は、教会組織の直系的正統性と教会教旨の正当性との保全拡充という組織的欲望の所在を露顯するものであった。この時、擬制的組織体は、ほかならぬその擬態としての意味を返上して、自己目的化した実体化過程を歩まざるを得ない。新たな結収に備えた態勢の強化整備に伴う組織の擬態性の自壊と自己目的化とは、恰も偽装された粉飾物をもって身を固め、幾重にも纏った装飾物によって身を正して行く過程に等しい。偽装された徳目は、組織理念として、擬態としての意味を放擲しつつ作動して行く。

明治二十一年以後の結収運動は、新たな意味をもって実体形成の推進を図るものであり、このことは信徒「取調」や、布教行為の「取締統一」、すなわち、組織的信心に対する類似異端行為の禁止と正統的信心への矯正教化を伴いながら再開されねばならなかった。つまり、結収された布教者に対しては、組織体における正統な信心の在り方の修得伝習が課せられ、「教風統一」とも言われる組織と教義の意義が徹底される。⁵⁸⁾

新たな結収態勢では、教監を設けて教会長を補佐するものと定めて結収に伴う教務事項の増大に備え、専掌を設けて布教上全般の督察を命じた。また、従来の教職制を廢して、脩信、特派講師を設けて、脩信講師は分支所、説教所等にあって神事祈念、教会教旨神理の「懇諭」に専念従事せしめ、特派講師は本部から各地分支所に派遣して、主に「遺教慎誠」の敷教徹底と布教拡張に専従せしめ、併せて既述した仏教、キリスト教徒等との確執にそなえ、「質疑応答の如き事」は、もっぱら特派講師の任務とした。

新たに編成された分、支所の系列的配置についても、分所は一府県、または一國を、支所は一郡区、または一町村を分轄せしめ、分支所長は教会長の命を受けて所轄部内の布教上一切の事務を統理し、職員を進退黜陟に関する教会長への具申の任を与えた。加えて、一郡区をもって一教区と定め、教区内に小組を設ける者を「講社」とし、講長には教会

規約の服膺、社中指揮と、教会講社拡張とに当たさせたが、その進退等については、当該分支所の管轄下においた。この組成は、各々管内に布教者を帰属せしめ、分所は本部直轄、支所は分所を経由して教務を進達せしめ、以下説教所、講社についてもそれぞれその当該分支所の指揮下に属さしめる、布教者、信徒の系列的編成を目指すものであった。そして、このことは一旦その進達手続をもって成立せしめられた支所以下説教所講社等は、以後教務上の進達はもとより、信仰的にもその督察を受け容れねばならなかった。

そのような組織的体制の強化は、初期結収段階にはみることのできない結収方針の徹底強化であると共に、組織と教義の正統性の宣揚であったと言える。そして、従前の分、支教会所が教務上の進達を司掌する拠点設定と位置づけられたのに対して、それは、分支所の教務内容に、信仰、布教の督查をも加重した、強力な系列的再編成と言うべきものであったろう。

近畿地方においては、大阪、難波両分所を設定して結収運動の拠点とし、備後には芸備分所、山口には由宇分所（明治二十三年四月二十九日）、関東には東京分所（明治二十二年六月十九日設立の本郷支所を、同二十八年十月十一日東京分所と改称）、九州には小倉分所（明治二十三年十月三日設立の小倉支所を、同三十三年同分所と改称）、北海道には函館分所（明治二十八年一月十八日設立の函館組事務所を同二十九年八月二十日、同支所に、同三十三年同分所と改称）をそれぞれ置いて、組織的にも教義的にも統一を目指した。初期結収によって設立された分支教会所は、その数二十カ所程であったが、三等直轄教会となる二十四年十月には五十余カ所、一等直轄教会となる三十一年には百八十余カ所、さらに独立する三十三年迄には二百三十余の分支所、説教所、講社事務所を開設した。そして、この実体的教勢を背景に直轄等級を進め、独立を遂げるが、この一派独立を目指す組織化と布教拡張に旺盛なこの時期の教団は、具体的には教制の確立と布教の統一とを課題として回転したと言っても過言ではなからう。

右にみた、直轄教会となった金光教会は、更なる結収運動の推進と、新たな信仰世代の吸収とによって、独立を目指

す急速な布教擴張を展開したが、この教勢の伸長は他面において特異な布教状況を現成するものでもあった。その事態とは、「講社結収ハ暫ク差措キ已ニ結収シタル者ヲ真正ノ金光教會講社ノ信徒タラシム様ニ教導スベシ」、あるいはまた、「教師講師ノ昇級申立ノ際ハ注意ニ注意ヲ加ヘ私心ヲ差挾マズ其當ヲ誤ラザル様ニスベシ」などの本部方針の訓示に窺知することのできる布教事態の問題である。この訓示が示される背景には、布教擴張に急な余り強引な講社開設や教務処理が行われて、教職講師の乱撰、また復式届出に際しての無実の復式者報告など、布教実績を過大に申告するなどの問題の頻出が指摘できよう。⁵⁴ こうした分所に委ねられた「職員進退黜陟」具状の権限や、所轄教区管内の教務上の権限は、分所長の思料においてというだけでなく、職員教師一般、さらには信徒群までを含めて、その教級昇等意欲を鼓舞するものであった。これは、金光教會教旨、正統的信心を象徴する「教祖」とその教義への接近運動であったと言える。分所を単位核とする中心のシンボルへの帰属関係を結ぶ支所、説教所、講社のさまは、「枝教會」とも表現される一系の集団的帰属意識を形成するものであった。

それは、単に独立を志向する教勢実体の獲得という軸では最早考えることのできない、分所を通じた正統なるものへの帰属意識の現成であったと言わねばならない。別言すれば、そのような教政的正論とは関りなく、正統なるものへの帰属感の紐帯によって心情的に親和して行く布教体制の関係原則は、合法化された信心の布教擴張を自己目的化することで、独立教へと至る教勢を獲得して行く。けれども、たとえそこにどれ程信心の昂揚を指摘することができたとしても、組織や規範の既成性を守護し、その拡大増強を意欲する組織要求に衝動されるものである限り、そこには信心の自家撞着とも言うべき転倒傾向を看過することはできない。組織体それ自体が、制度の確立と実体の獲得とを目指す自己目的的運動を展開する時、そこでは、本来擬態である筈の組織体制こそが実態化され、擬制的組織体制を発足せしめた信仰実感、国体論価値に裏づけられた諸徳目、行為規範と、最早識別不能なまでに一体化されざるを得なかつたろう。

以上、金光教会実体化の過程として展開された結収運動の様相を、組織化の実体的側面と位置づけながら述べてきた。金光大神晩年において、出社布教者の布教事態のうちに成熟せしめられた組織化の胎動は、金光大神の帰幽を直接の契機として神道分局傘下の普通教会として擬制的組織形態を誕生せしめ、その擬態のもとで出社布教者を偽装的に接収して、教会組織を実体化し神道的要請を勘案しつつ、出社布教者の布教を合法化して行く。教会実体化の結収過程における自己目的的運動への傾斜は、その擬態的意味を放棄して、やがて信心の自己目的化を結果するものであったが、兎にも角にもそのような擬態的組織を成立せしめ、一教独立による布教公認という当初の目的の達成を可能ならしめたものは、一つには神官教導職を管掌した神道事務局(本局)の凋落という時代的趨勢によるものであり、同時にまた、組織者佐藤の神道界への潜行活動によるものであった、と考えられよう。

佐藤の神道への潜行は、もとより「只教会成立の為」と追認されるものであり、また「余は外に出でて専ら當局との折衝に當る」⁵⁵との協約事項の履行でもあったが、その後も独立へと向かう教勢の膨張とともに神道人としての活動は以前にも増して続行されねばならず、その生涯を神道人として生き続けねばならなかったと言っても強ち誤りではなからう。「道のため身をも心もつくしてぞ病むはなかなか心やすかる」、「さはいへど神の心にそむきてしあとはなきかと調べてや見む」⁵⁶と、独立達成後のマラリヤ熱の中で詠んだ佐藤は、心中に何を顧ったろうか。佐藤にとって金光大神の「人が助かることさえ出来ればよし」との言が恰も遺言であるかのように幾度も反芻咀嚼され、自らに納得せしむべく慰撫されねばならなかったことは、何を意味してしようか。

補遺

本論を通じて述べた結収運動の実態的側面を明らかにするため、以下に各出社布教者の I、氏名、II、住所(布教地)、III、教導職取得年月日、IV、各神道分局から神道金光教会への転属年月日、V、転属時の職級、VI、転属以前の所属分局名、VII、結収、転属後の職級、および教内の教級の一覧を、明治二十二年迄(教導職取得年月日)のものに限定して掲げておきたい。二十三年以後のものに

つては、設立された金光教会の進達を通じた資格取得がその大多数であり、二十二年迄のものにみられる結収以前の布教事態は顕うことができないところから、その概数のみを記すにとどめて、一覧表からは割愛した。

この一覧表にみられるように、教導職資格の取得が、金光教会設立以前に相当する者については、本論I章で指摘したように、各々の布教事態にあつてその方途を合法化すべく採られたものである。また、Ⅲ項の教導職取得年月日が無記入、不明の場合であつても、転属年月日を示すⅣ項、およびⅤ項の転属時の職級によつては、設立以前に教導職を取得していた可能性のある者も見られる。たとえば、43、吉田あや子、46、内山津右衛門の他、48、69、125、140、141、145、146、147、158、159、165など、転属時に権訓導以上の職級に補せられていた者には、その可能性が残されていると見なければならぬ。さらに、教導職試験を授けられてから権訓導に補せられる迄、早い者で、五、六カ月から一、二年（7、10、19、30、84、117、123、148）、遅くて十年余（37、38、87、89、106、109、113、122、129、131、144、169、174、180、182）の歳月を要していることから言えば、「65 多田弥兵衛」の事例に示されるように、二十一年六月の転属時において試験であつた者でも、実際には十八年六月十四日、教会設立に伴う諸規則出願中における取得であり、金光教会の進達による取得であると言ひ難く、実際には設立以前に取得した者と考える他ない場合もある。従つて、Ⅲ項が不明の場合について、Ⅳ項、Ⅴ項の転属時期やその職級だけでは早急に判定できず、Ⅳ、Ⅴ項の時日からのみで、その取得を金光教会設立以後、その進達によるものと断定することは差し控えねばならない者も多い。

以上のことから、金光教会設立以前に神道各地方分局に属して教導職となつた者の数は、第一章において示したよりも、さらにその枠を広げて考えておかねばならないだろう。このことは、金光教会が神道傘下で設立されねばならなかつたことの理由を示すものとして重要な意味を持つものと思われる。すなわち、神道金光教会設立、および、その結収運動とは、既に神道に布教合法化の方便を求めた布教者達の結収であり、その出社布教者達の参画した神道側の既得性の保障の上にも可能な糾合運動でもなければならなかつたからである。

次に、教導職試験の取得が金光教会設立以後の者で、転属年月日、及び職級、所属分局名の記載のない者については、一応金光教会設立に伴つてその進達を経て撰挙されたものと見做すことができる。『金光教教義講究所史要』に依れば、『神道金光教会講社結収手続大意』に定められた、

第拾九條 信心堅固品行正實ノ者ヲ撰ヒ、本社大神等ノ貴重ナル神徳、教祖遺教ノ深理ヲ、傳授スルヲアルヘシ
第廿條 講社員中ニ於テ、學術品行正實ニシテ人ノ模範トナルヘキ者ハ、夫々順序ヲ踏ミ教導職ニ撰舉スヘシ

の規定に従って、教祖遺誠の伝習を明治十八年十二月から始めた、と述べている。つまり、金光教会は神道分局下の一教会に過ぎず、教導職の任免に関する権限は神道管長に属したのであるから、したがって伝習済の者を先ず金光教会教師に養成して、次に教導職への補任を推挙したのである。因みに、この伝習を受けたものでその氏名の判明している者を記すと、十八年、高畑彌吉、十九年、澤井小柳二、秋山米造(82)、二十一年、廣田平陸、古川才吉(13)、藤井廣武(12)、高橋房三、小川享などがある。また、「傳習は、二十一年頃が一番盛で段々進歩して来た。其の中には、京都杉田政次郎(132)、橋本きみ子、大橋亀吉(163)、大阪福嶋儀助(104)等の記録がある。此の傳習を受けぬ者は教師に仕上がったのである」(四八丁、括弧内数字は本一覽表のもので、筆者において付記した)とも述べられている。けれども、この伝習を受けぬ者を教師にしなかったと言うのは、実際にどこまでのことを指しているのかは曖昧であり、少なくとも明治二十二年迄に神道教師(教導職)となり、相当の布教実績を挙げた者については、原則的には除外されたと考えられなくもない。そこで、たとえば、この伝習を受けたのちに神道教師に推挙されたと考えられる者を、その取得年月日、当該分局の一致点等を勘案しながら想定すると、16、千田志ま、17、安部喜三郎、18、小坂ふさ、19、片岡次郎四郎、20、小林財三郎、さらに、25—26、27—28、35—38、83—85、86—102等々を挙げることができよう。

『信仰回顧六十五年』によれば、明治二十年六月から七月にかけての近畿地方における結収運動について、「當時、大阪市内に御廣前を設け、御取次をして居るもの、三十七ヶ所もあり、云々」(二八九頁)と記され、その統一困難なさまを記している。また、その記述中に、龍田利右衛門、井上與八、中西嘉七、高橋喜平、川山安兵衛、川井平五郎、佐伯文次郎、長谷川吳平、笹鳥タキ、田中庄吉、芦田道之輔等、この一覽表、及び原資料『独立以前教師名簿』にその名を記されることになかった布教者の氏名を見ることが出来る(紀要『金光教学』第六号橋本論文、一〇〇頁、注⑥参照)。このことから、非結収布教者、すなわち結収に応じなかった布教者が一定数あったことと、また、三十七ヶ所と確認された布教者のうち、被結収布教者については、ある程度迄その氏名等を推測することができよう(39—41、43—49、51、53—60、63—66、71)。また、明治十六年から十七年にかけての広島県下における「金乃神社信徒取扱規約」によって、広島分局下において教義係に推挙されたとされる十五名(『信仰回顧六十五年』上、八四—九一頁)についても同様である(73—79)。

本論Ⅱ章で述べたが、佐藤は明治二十年に幾度も畿内を往復し、また山口地方にも巡教出張して、布教者、信徒取調、当該分局との接触を行った。本一覽にみられる同一分局からの数名、及至数十名の同時転属は、そのような佐藤の神道当該分局に対する接触活動の跡をうかがわせるに充分なものであろう。

凡例

- 一、この一覧表は、本部教庁蔵「独立以前教師名簿」を基に作成した。
 - 二、本表空白部分は原則として原資料に記載のない場合であり、() 内は筆者において記入したものである。
 - 三、I 項中、() 内は改姓、又は改名された氏名を示す。
 - 四、II 項中、〈本〉は本籍地を示し、〈本〉のみ場合は本籍地にて布教したものを、〈転〉は転籍地を示し、〈転〉と示される場合は、いずれかの時期において転籍し布教したものを示し、〈寄〉は寄留地を示し、転籍の場合と同様である。但し、原資料には、このいずれかを抹消した墨跡の見られるもの、本籍地、寄留地双方が記入されていて、転籍地欄への記入のない場合等も見受けられる。そのように様々な記入例があるが、そのいずれの場合も布教地であったのは、早急に判断できない。この点の究明は他の研究に譲ることとして、ここでは紙幅の都合で原則として本籍地と、転籍地、寄留地のいずれかを抹消されていない方を記載した。なお、いずれも、町名以下の小字、番地等は省略した。
 - 五、III 項の教導職取得年月日とは、神道教導職(十九年一月以降は正式には神道教師と称される) 試補の取得年月日を示す。
 - 六、IV、V、VI、の各項は、神道各分局から、金光教会への転属年月日、転属時の職級、および所属した分局名を示す。
 - 七、VII 項中、右側は神道教導職の職級、左側は「神道金光教会職制」及び「條規」に定められた金光教会における教級を示す。この項は、結収直後の消息と、転属年月日不明のものについてそれぞれの見当を得るために便宜上記したもので、原資料にはこの他にも「両者の昇級又は降等についての記入があるが、ここでは割愛した。また、左右いずれかの空白は記載なしの場合で、試補以上の昇級のなかった場合、教内の教級が何らかの理由で授けられなかった場合、もしくは記載漏れのいずれかである。
- 教内の教級(特派講師正準六等の十二級、僧信講師正準七等の十四級)が、転属年月日以前に与えられているのは、当該分局に対する転属手続完了以前に、既に実質的に教内における教級が与えられていたもの、或は転属時を遡って職級を与えられたものと考えられる。そのことは、転属以前に金光教会分、支教会所として認可された者が多々あることからみて明らかである。
- なお、三十三年六月、本教独立以降における職級は、独立教規「教師補命規則」に従って従来の神道における職級がそのまま本教の職級に移行されたものである。

教則第六號 教師補命規則

第六條 本教獨立ノ際從前神道教師ニシテ金光教會ニ屬シタル者ハ本法ニ関セズ教規第四拾八條ニ照シ本法施行ノ日ニ

於テ直ニ神道教師タリシクノ等級ト同等ナル本教教師ニ補セラレタルモノトス

出社布教者、教導職取得一覽(明治二十二年迄)

番号	I、氏名	II、住所(本/籍、(転)籍地、(寄)留地)	III、教導職 取得年月日	IV、転属 年月日	V、職級	VI、分局 名	VII、結収後の職級
1	豊田半次郎	〔本〕撰津国神戸市	19・10・25				権訓導 3021 1211 1211 2222
2	河内興左衛門	〔本〕撰津国神戸市兵庫船大工町	19・12・28				権訓導 2521 5111 5111 2922
3	山口 為造	〔本〕撰津国神戸市 〔転〕神戸市兵庫松屋町	〃				権訓導 2121 7111 7111 5222
4	松尾源次郎	〔本〕撰津国神戸市兵庫港町		20・1・29	大坂		七訓導 2120 55 55 1516
5	井口市兵衛	〔本〕撰津国神戸市兵庫魚ノ棚町	17・12・5	20・0・0	大坂		権少講義 2120 511 511 1521
6	加藤治郎右衛門	〔本〕神戸市 〔転〕尾張国名古屋市南外堀町	20・11・21				権訓導 2122 83 83 422
7	西村菊三郎	〔本〕神戸市 〔転〕撰津国武庫郡西宮町	〃				権訓導 2121 66 66 1511
8	春日亀五郎	〔本〕神戸市 〔転〕撰津国神戸市兵庫湊町	〃				権訓導 2121 136 136 3122
9	鳥越 熊吉	〔本〕備中国窪屋郡富久村	20・12・12				権訓導 2121 39 39 224
10	鴻山 ひと	〔本〕播磨国明石郡明石樽屋町	20・12・27				権訓導 2221 33 33 222
11	藤井恒治郎	〔本〕備中国浅口郡吉備村	18・6・				権少講義 2121 311 311 2822
12	藤井 廣武	〔本〕	〃				権少講義 2121 411 411 222
13	古川 才吉	〔本〕	19・2・8				権訓導 2122 45 45 129
14	後藤光次郎	〔本〕周防国玖珂郡中山村		不明	山口		権訓導 2222 25 25 1229
15	山下 かん	〔本〕備中国川上郡黒忠村	(19・7)	21・2・9	試補	備中	権訓導 2122 53 53 721

32	奧林 弥重	〈本〉周防国玖珂郡田尻村	21・5・16	21・5・16	試補	山口	準七等	21・7・5
31	小山佐平次	〈本〉備中国上房郡高梁町	21・4・26				準六等	2123・5・3・728
30	大場吉太郎	〈本〉大阪府撰津国西城郡難波村 〈転〉東京市芝区露月町	21・4・26				準七等	2122・5・3・2522
29	宮崎 銀二	〈本〉京都府山城国紀伊郡伏見表町	21・4・5				記載ナシ	
28	和田安治郎	〈本〉京都市上京区油小路出水南入近衛 〈転〉京都市下京区油小路松原下ル	〃				記載ナシ	
27	中野 せゝ	〈本〉京都市下京区第十組麓町	21・3・27				準七等	2123・5・3・1528
26	高橋 富枝	〈本〉備中国浅口郡六條院村	〃				準六等	2132・4・3・3028
25	原田 たゝ	〈本〉備中国浅口郡黒崎村佐美	21・3・19				準七等	2125・5・3・419
24	齋藤宗次郎	〈本〉備中国浅口郡西阿知村		〃		〃	七等	2122・4・7・515
23	高橋 藤吉	〈本〉備中国浅口郡六條院村	(12・5・26)	〃		〃	準五講義	2126・4・4・307
22	東田光五郎	〈本〉備中国小田郡美山村大倉		21・2・17		〃	七等	2123・5・3・1428
21	瀬戸 廉藏	〈本〉備中国小田郡陶山村入田		21・3・5		備中	準五講義	2126・7・4・57
20	小林財三郎	〈本〉備前国御野郡豊成村	〃				準七等	2123・12・1・1513
19	片岡次郎四郎	〈本〉備前国上道郡才崎村	〃				準四等	2222・3・3・3112
18	小坂 ふさ	〈本〉備前国児島郡田之口村	〃				準七等	2228・6・5・2015
17	安部喜三郎	〈本〉備中国浅口郡黒崎村	〃				準六等	2122・4・3・221
16	千田 志ま	〈本〉備前国児島郡廣江村	21・1・31				準七等	2224・6・7・2022

66	多田 弥兵衛	〔本〕大坂市南区谷町	18・6・14	〃	試補	〃	
65	橋爪 信三郎	〔寄〕畿内小豆郡土庄町		〃		〃	權少講義 25・10・6
64	森田 富三郎	〔本〕大坂市南区難波新地 〔転〕同市北区紅梅町		〃	訓導	〃	權少講義 21・28・5 21・25・30
63	野村 治兵衛	〔本〕大坂市西区南堀江通		〃		〃	權訓導 21・25・5 21・22・8
62	藤島 清吉	〔本〕大坂市南区坂町 〔転〕大阪府摂津国西区九条村		〃		〃	七訓導 21・22・6 21・22・8
61	黒田 徳次郎	〔本〕備中国浅口郡吉備村 〔寄〕北海道北見国宗谷郡稚内村		21・6・4		大坂	七訓導 21・22・5 21・22・8
60	兼頼 米藏	〔本〕大坂市南区鍛冶屋町		〃		〃	七訓導 21・22・5 21・22・8
59	越田 梅之助	〔本〕大坂市南区難波河原町		〃		〃	權少講義 21・23・5 21・22・8
58	佐野 橋三郎	〔本〕大坂市南区難波新地 〔転〕同市南区宗右衛門町		〃		〃	準六等 21・22・5 21・22・8
57	福嶋 儀兵衛	〔本〕大坂市北区真砂町	16・6・9	〃		〃	少講義 21・22・6 21・22・8
56	近藤 藤守	〔本〕大坂市南区難波新地	16・6・7	〃		〃	三等 21・21・5 21・21・8
55	梶田 弥三郎	〔本〕大坂市西区立売南通 〔寄〕同市西区本田通		〃		〃	權大講義 21・24・7 21・25・5
54	山本 長五郎	〔本〕大坂市西区江戸堀北通		〃		〃	準七等 21・25・11 21・26・20
53	小坂 竹治郎	〔本〕大坂市東区鑪屋町 〔転〕同市東区谷町〔寄〕同市南区難波元町	〃	〃	〃	〃	權訓導 28・28・9 28・15・1
52	中井 喜介	〔本〕摂津国住吉郡安立町		〃	試補	〃	權訓導 28・5・1 21・15・27
51	山田 平作	〔本〕大坂市西区靱南通 〔転〕大坂市西区西長堀南通		〃		〃	準七等 21・21・5 21・15・27
50	安藤 みね	〔本〕播磨国明石郡明石町		21・6・4		大坂	權訓導 21・21・5 21・15・27

83	秋里竹次郎	〈本〉大坂市南区難波新地	21・6・25					準七等	2123 75 88
82	秋山米造	〈本〉備前国岡山市天瀬		〃		〃		七等	2122 105 2129
81	島村八太郎	〈本〉備前国岡山市東中島町		〃		〃		準七等	2122 85 929
80	山本金三	〈本〉備前国岡山市西中島町	21・6・19			岡山		七等	2122 85 929
79	柏原とと	〈本〉備後国御調郡尾道町(土堂町)	(19・5・)	〃		〃		準七等	2124 77 522
78	佐藤てる	〈本〉備後国安那郡御野村上御領		〃		〃		準七等	2124 71 515
77	神原八重松	〈本〉備後国御調郡今津村	(19・6・)	〃		〃		準七等	2121 77 56
76	藤井廣助	〈本〉備後国御調郡尾道町(久保町)		〃		〃		準七等	2122 77 515
75	吉本吉兵衛	〈本〉備後国御調郡尾道町	(19・5・)	〃		〃		準七等	2122 71 515
74	大本藤雄	〈本〉備後国御調郡尾道町久保町	(19・4・)	〃		〃		準七等	2122 71 515
73	藤井吉兵衛	〈本〉備後国御調郡尾道土堂町		〃		〃		準七等	2128 75 51
72	佐藤範雄	〈本〉備後国安那郡御野村	(13・2・6)			広島	中講義	三大講義	2121 311 2822
71	阪井安治郎	〈本〉大坂市東区農人橋詰町 〈転〉大坂市東区常盤町		〃		〃		準七等	2123 85 48
70	増田誠元	〈本〉大坂府 〈寄〉武藏国南多度郡八王子町		〃		〃		七等	2123 64 1630
69	濱田安太郎	〈本〉大坂市南区高津町 〈転〉同市豊能郡池田町 〈寄〉東京神田和泉町		〃		〃	権訓導	準六等	2123 510 306
68	虎谷吉兵衛	〈本〉東京市浅草区猿若町		〃		〃		六等	2123 55 308
67	杉原功	〈本〉摂津国神戸市神戸北長狭通	(18・3・14)			大坂		準六等	2122 53 3021

100	北尾元次郎	〈本〉撰津国豊能郡池田村	〃				準七等導	2128 74 2117
99	川西徳次郎	〈本〉撰津国豊能郡池田村 〈転〉静岡県駿東郡沼津本町	〃				準七等導	2128 74 2117
98	片岡彌助	〈本〉撰津国豊能郡池田村	〃				準七等導	2128 74 2117
97	佐藤定助	〈本〉撰津国豊能郡池田村	〃				準七等導	2128 74 2117
96	松田佐市	〈転〉同区千代町	〃				準七等	21 5 30
95	山本太顕	〈本〉大坂市南区三ツ寺町 〈転〉大坂市南区日本橋筋	〃				準七等導	2125 510 306
94	吾妻清七	〈本〉大坂市南区難波新川 〈転〉撰津国西成郡難波村	〃				七訓導	2124 510 3011
93	森本亀七	〈本〉大坂市南区瓦屋町	〃				準七等導	2125 510 306
92	道願ぬひ	〈本〉撰津国西成郡難波村 〈転〉土佐国高知市中浦戸町	〃				準七等導	2124 59 3024
91	吉川つね	〈本〉大坂市南区難波新地	〃				準七等	21 5 30
90	上野榮助	〈本〉大坂市南区内安堂寺町	〃				準七等	2125 52 305
89	中務ちか	〈本〉備中国浅口郡占見村新田	〃				権訓導	33 12 8
88	平井勝藏	〈本〉和歌山県海草郡日方町 〈転〉大坂市南区問屋町	〃				準七等導	2125 52 305
87	森本安吉	〈本〉大坂市南区難波新地 〈転〉大坂市南区上本町	〃				準七等導	2135 52 3022
86	木村伊兵衛	〈本〉大坂市南区鍛冶屋町 〈転〉和泉国堺市新在家町	21・6・11				準七等	2123 55 308
85	武乗治藤太	〈本〉備前国和気郡大中山村	〃				準七等導	2424 99 1024
84	矢代幸次郎	〈本〉京都市下京区廿六組 〈転〉北海道渡島国函館	21・6・25				準七等導	2122 64 219

117	杉原太馬介	〈本〉撰津国神戸市北長狭通	21・8・20				準七訓等導	2122 9.12 1.25
116	竹部 真	〈本〉撰津国神戸市下山手通 〈転〉播磨国姫路市野里鍛冶町	〃				準七訓等導	2127 8.8 4.14
115	梅林清次郎	〈本〉撰津国神戸市下山手通	〃				準七訓等導	2131 8.3 4.5
114	岸田 平七	〈本〉近江国高島郡田中村	21・8・31				準七訓等導	2124 7.2 1.24
113	西村七兵衛	〈本〉山城国紀伊郡伏見町京町	〃				準七訓等導	2128 8.5 1.1
112	阪 源 太 郎	〈本〉山城国紀伊郡伏見町銀座	〃				準七訓等導	2135 8.7 1.26
111	藤岡作兵衛	〈本〉山城国紀伊郡伏見町 〈寄〉東京市神田区和泉町	〃				七等訓導	2127 8.5 1.28
110	和田六兵衛	〈本〉山城国紀伊郡伏見町	〃				七等	21 8 1
109	中村岩次郎	〈本〉山城国紀伊郡伏見京橋塩屋町	〃				準七訓等導	2135 8.10 1.30
108	三田新三郎	〈本〉山城国京都市下京区松原通堀川西入	21・7・25				準七訓等導	2324 4.2 5.4
107	眞鍋政次郎	〈本〉土佐国土佐郡森村		21・7・10		高知	準七訓等導	2222 5.5 30.29
106	榊原 仲吉	〈本〉備前国児島郡西畦村	〃				準七訓等導	2135 7.4 20.20
105	人見助五郎	〈本〉備前国御野郡豊成村	〃				準七訓等導	2128 12.5 15.15
104	福嶋 義助	〈本〉大坂市北区真砂町	〃				準七訓等導	2125 7.10 15.6
103	三矢田長秋	〈本〉大坂市南区塩町 〈転〉撰津国西成郡難波村	21・7・6				準七訓等導	2125 7.10 15.6
102	太田嘉三郎	〈本〉大坂市南区長掘橋筋	〃				準七訓等導	2125 5.2 30.5
101	石塚 友助	〈本〉撰津国豊島郡池田村 〈転〉同国川辺郡尼ヶ崎町	21・6・11				準七訓等導	2128 7.3 21.26

151	中井常右衛門	〈本〉但馬国七美郡村岡町		〃					準七等	22・5・23
150	木藤曾根造	〈本〉備前国児島郡甲浦村		21・12・26					七等	26・3・30
149	福岡善吉	〈本〉撰津国神戸市磯之町		21・12・14					準七等	21・11・14
148	沢井光雄	〈本〉紀伊国和歌山市北新		21・11・22					準六等	21・7・2
147	田畑五郎右衛門	〈本〉山城国久世郡寺田村	(17・1・11)						準六等	21・7・2
146	中野米治郎	〈本〉京都市下京区油小路松原下ル樋口町		17・6・6			権少講義		準七等	21・7・4
145	中澤為七	〈本〉京都市上京区第三十組下本能寺前町			21・11・19		権訓導	京都	準七等	21・7・4
144	勝田藤左衛門	〈本〉周防国玖珂郡由宇村		〃					準七等	21・12・1
143	久保えお	〈本〉周防国熊毛郡上ノ関村		21・11・9					準七等	22・2・5
142	紀伊龍造	〈本〉大阪府堺市北旅籠町					試補		七等	30・12・3
141	泉原豊吉 (佐平)	〈本〉和泉国堺市中之町					権訓導		準七等	31・11・5
140	甲嶋伊三郎	〈本〉和泉国堺市中之町				21・5・30	少講義	堺	準六等	21・8・5
139	小林代治郎	〈本〉備前国邑久郡豊原村		〃					準七等	21・12・2
138	小林岩松	〈本〉備前国邑久郡豊原村		21・10・13					準七等	21・12・2
137	井上カメ (光谷)	〈本〉大和国添上郡奈良町						京都	七等	21・8・2
136	橋本鹿之助	〈本〉丹後国與謝郡宮津町						大津	七等	21・8・2
135	高村新七	〈本〉京都市下京区十六組下之町				21・10・12	試補	京都	七等	21・10・15

168	岡本駒之助		22・2・23				準七等講義	2223	11.5	27.8
167	利守千代吉	〈本〉備前国上道郡光政村	22・2・9	〃	〃	〃	準七等講義	2425	4.3	221.9
166	角南佐之吉	〈本〉備前国上道郡光津 〈寄〉同国同郡九幡村	22・2・8	試補	岡山	準七等講義	2528	3.3	15.2	152.8
165	畑徳三郎	〈本〉山城国紀伊郡伏見町 〈寄〉京都市神田区和泉町	22・1・29	權訓導	京都	權七等講義	2122	10.8	5.2	21.8
164	蛭子崎嘉吉	〈本〉周防国熊毛郡室津村	〃			準七等講義	2233	2.12	21.8	21.8
163	大橋亀吉	〈本〉丹波国南桑田郡御所之内村 〈転〉丹波国南桑田郡岡岡町	〃			準七等講義	1223	7.3	8.28	8.28
162	小原彌三郎	〈本〉山城国紀伊郡西中村 〈転〉京都市下京区花屋町通橋〇西七条	〃			準七等講義	2327	4.9	5.17	5.17
161	青木松三助	〈本〉丹波国天田郡福知山町	22・1・12			權訓導	2124	6.2	21.4	21.4
160	金光金吉	〈本〉備前中国浅口郡吉備村	22・1・12			準七等講義	2123	3.3	28.28	28.28
159	寺田岩造	〈本〉和泉国堺市甲斐町	〃	〃	〃	權訓導	2421	4.12	12.28	12.28
158	宮口作治	〈本〉和泉国堺市甲斐町	21・12・28	權訓導	堺	準七等講義	2428	4.1	12.25	12.25
157	奥田梅	〈本〉近江国滋賀郡大津町	〃			準七等講義	21	7	8	8
156	廣瀬市造	〈本〉京都市上京区油小路出水下ル近衛町	〃			準七等講義	2123	12.3	21.28	21.28
155	風井保橋		〃			權訓導	27	7	6	6
154	山下清作	〈本〉備前国後月郡高屋村	〃			權訓導	2228	4.5	30.15	30.15
153	本郷長四郎	〈本〉備前国上道郡三權村	〃			準七等講義	2528	5.4	28.10	28.10
152	青井きき	〈本〉讃岐国小豆郡淵崎村	21・12・26			權訓導	2528	2.5	21.1	21.1

185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	173	172	171	170	169
荒井岩之助	福原時	宮下為太郎	小林作治郎	平尾恒治郎	根來慶治郎	井上久兵衛	廣瀬 系 け	齋藤 精 一	真多喜平治	川崎仁兵衛	高橋伊兵衛	濱野茂兵衛	小田 秀吉	光谷要次郎	中西忠兵衛	鴛海 アイ
〔本〕撰津国西成郡曾根崎村	〔本〕撰津国西成郡曾根崎村	〔本〕撰津国住吉郡平野郷町	〔本〕撰津国西成郡川崎村	〔本〕撰津国東成郡玉造町 〔転〕大阪市東区東雲町	〔本〕撰津国西成郡曾根崎村	〔本〕撰津国西成郡川崎村 〔転〕大阪市北区東梅ヶ枝町	〔本〕京都市上京区油小路出水下ル近衛町	〔本〕備中国小田郡等岡町	〔本〕撰津国武庫郡西之宮町	〔本〕撰津国武庫郡西之宮町	〔本〕撰津国武庫郡西之宮町	〔本〕撰津国武庫郡西之宮町	〔本〕大阪市南区高津町	〔本〕大和国添上郡奈良町	〔本〕京都市下京区十五組常盤町	〔本〕京都市下京区廿四組天王町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	22・3・28	22・3・22	(19・10・25)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	22・2・23
								22・3・22								
								訓 導								
								備 中								
準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導
2232 3 2 3 1916 19	2225 3 10 1918	2232 3 2 1916	2225 3 10 1916	2225 3 5 1927	2235 3 3 1928	2222 3 9 13 8	2226 3 9 28 9	2225 4 9 13 15	2228 2 4 13 15	2228 2 4 13 15	2231 2 3 13 5	22 2 16	2225 4 10 21 6	2324 4 2 5 5	25 10 6	2331 4 3 5 5

202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	187	186
河方鎌三郎	田畑萬吉	森源吉	脇田兵助	菰口長三郎	難波幸	三村佐與	川崎為吉	岡本藤吉	松本喜三郎	堤清四郎	森川萬助	堀井常次郎	山川治三郎	杉本徳次郎	南部孫三郎	清田兵次郎
〔本〕撰津国西成郡曾根崎村	〔本〕山城国久世郡寺田村	〔本〕和泉国堺市材木町	〔本〕周防国熊毛郡尾国村	〔本〕備中国小田郡笠岡町	〔本〕備前国児島郡田ノ口村	〔本〕備前国児島郡福田新田村	〔本〕京都市上京区廿三組毘沙門町 〔転〕同市区西洞院通丸太町	〔本〕撰津国豊島郡池田村	〔本〕大阪市東区安土町	〔本〕近江国犬上郡高宮村	〔本〕近江国滋賀郡大津町 〔転〕山口県山口町	〔本〕近江国滋賀郡大津町 〔転〕三河国渥美郡豊橋町	〔本〕近江国滋賀郡大津町	〔本〕近江国高嶋郡大溝町	〔本〕京都市下京区十七組小泉町 〔転〕遠江園濱名郡濱松町	〔本〕撰津国豊島郡池田町
22・7・11	〃	22・6・5	22・5・23		〃	〃	〃	〃	22・4・23	〃	〃	〃	〃	〃	〃	22・3・28
				22・5・9												
				試補												
				備中												
準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導	準七等導
2225 7 10 3018	2228 5 5 2821	2128 11 5 26 1	22 6 5	2424 4 5 2226	2231 5 3 28 5	2431 4 3 22 5	2326 5 4 1 7	2224 7 7 1522	3031 12 3 22 5	2224 3 9 1924	2125 7 10 12 6	2225 3 10 19 6	2224 3 2 19 4	2225 3 10 19 6	2625 7 10 30 6	22 7 30

219	218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203
渡辺清三郎	松岡善次郎	谷口安治郎	和田房吉	奥村孫兵衛	石原元之助	友田寅吉	濱田喜代松	高松徳兵衛	河合里宇	河合嘉藤治	安田組	高畑徳次郎	八木文太郎	井上新之助	西城種吉	吉永實藏
〔本〕撰津国東成郡天王寺村	〔本〕備前国邑久郡大宮村	〔本〕撰津国西成郡難波村 〔本〕東京郡神田区松永町	〔本〕備後国御調郡三原町	〔本〕近江国滋賀郡大津町	〔本〕備後国御調郡尾道町 〔転〕同国品治郡新市村	〔本〕備前国児島郡東興除村	〔本〕撰津国八部郡駒ヶ林出在家町	〔本〕東京市浅草区象潟町	〔本〕備前国後月郡足次村	〔本〕備前国後月郡足次村	〔本〕備前国児島郡藤戸村	〔本〕備前国上道郡財田村	〔本〕丹波国南桑田郡亀岡町 〔転〕京都市下京区佛具屋町松原	〔本〕丹波国南桑田郡亀岡町	〔本〕長門国下関市田中町	〔本〕周防国熊毛郡曾根村 〔転〕同国玖珂郡柳井津村
	21・12・26		26・5・22		(19・2・2)	22・12・19	22・12・16	22・12・6	〃	〃	22・11・5	22・10・22	〃	22・8・24	〃	22・7・24
		25・9・2	23・8・14	〃	23・7・28											
		少講義	〃	試補	権訓導											
大阪		大阪	広島	滋賀	広島											
準訓導等	権訓導	準中講義	準七等		準訓導等		準七等導	準七訓導	準七訓導	準七訓導	権訓導	権訓導	権訓導	準七等導	準七訓導	準七訓導
3019	40	2426	25		2324		2526	2227	2532	2526	31	32	25	2325	2224	2828
・	・	・	・		・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
37	3	74	4		75		35	115	22	28	3	2	10	410	107	75
・	・	・	・		・		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
242	10	97	10		2326		1522	2728	2116	212	5	16	6	56	822	221

222	田見久	〔本〕撰津国東成郡安立町	21・12・26				
221	河内松之進	〔本〕周防国熊毛郡田布施村	22・1・12			権訓導	39・4・10
220	徳永健次	〔本〕山口県熊毛郡大野村	2118・9・8	35・7		訓導	35・10・7

明治二十三年から三十三年末迄に教導職候補を授けられた者、及びその他の教職に補せられた者の人数を示すと、左の通りである。

- 明治二十三年 一〇一名
- 同 二十四年 六四名
- 同 二十五年 一二三名
- 同 二十六年 一〇二名
- 同 二十七年 八三名
- 同 二十八年 二七二名
- 同 二十九年 五名
- 同 三十年 一五名
- 同 三十一年 三名
- 同 三十二年 三五名
- 同 三十三年 七六名

注

- ① 佐藤範雄『信仰回顧六十五年』△以下『信仰回顧』と略記す
上、二四―二六頁参照。
- ② 佐藤範雄『内傳』三〇頁、伝記『金光大神』二六〇頁参照。
- ③ 明治十五年一月二十四日、内務省達乙第七号「神官の教導職兼補を廃し、葬儀に関与せざらしむる件」参照。
- ④ 明治八年十一月二十七日、教部省口達「信教自由保障の口達」参照。

⑤ 明治八年五月三日教部省達書乙第四号「神仏各宗合併布教別紙（四月三十日教部省へ太政大臣発書）の通り差止、自今三条の教則を遵奉し各教院にて布教すべき件」参照。

⑥ 『信仰回顧』上、六四―六五頁、および『内傳』一九―二七頁等、主として佐藤範雄関係資料では、その日付を七月九日としているが、金光大神関係資料に依ると、七月十二日とされている。ここでは、金光大神関係資料に従った。

⑦ 當時、大阪市内に御廣前を設け、御取次をして居るもの、三十七ヶ所もあり、夫々、神道分局附、神宮教附、御嶽教附といふ有様にて、金光教會成立せしも中々統一する事能はず、白神、近藤両氏も困難し居たり。『信仰回顧』上、一八九頁、明治二十年の項参照。

⑧ 世界第一広大なる明けし此御道を……何も弁へもなき愚かなるもの、恥もせず……証拠もなき空悪口を云い触し……色々嘲るものあり。白神新一郎『御道案内（近藤本）』三十五丁。

明治九年、黒住教独立教となり、其の十二三年の頃は其の勢天に冲す。然るに、金光教は未だ教会の組織さへ成らざる時なれば、黒住教の教師といふ小野スエシ（文字不明）なる者、金神退治と豪語し、西六広前、入田広前等に来り、「黒住教に入るか。入らねば拜む事を差止める」などと脅したり。仍て、入田瀬戸先生は同村神職関藤氏の手によりて黒住教級外三等教徒とならる。

かくては本教信心の故障となるを以て、余は教祖にお願ひし、瀬戸先生を案内し、旧五月二十五日、備中吉備津神社社務所内に在る、神道備中分局に出頭し、試験委員大藤紀一郎氏につき受験せられ、先生は「一試済」の証書を受領せられたり。『信仰回顧』上、三六―三七頁、明治十三年の項。

此の年、大阪にては、初代白神師の教導に依り、御道日に盛んに開け行きて、教祖の御許に書面、電報を寄するもの少からず、又參詣人も多くして、盛んなるまゝに弊害もありて、教祖の御祈念容易ならざりき。その一例を挙げれば、余の教祖の御前に參詣中、大阪より、同じ道の信者にて中西嘉七といふ者ありて、「難波村に近藤與三郎（後に藤守と改む）といふ狂人が出来て御道を穢すから取締れ」と、教祖に宛て電報し来りたる事あり。教祖は決して近藤を狂人と思はせられず 云々。同右書五二頁、明治十四年の項。

御祈念をすまして机の前に座りましたら、前にお世話になりました芦田道之助氏はじめ、京都の主だった先生と大阪の広田平六という信徒の三人が、……（略）……私に向って口々に、「あなたは、大阪から京都へ来たならば、道を広めるにについては、京都は京都の風に從つて道を広めねばなりません。それにあなたに聞けば、神様の御神体をむやみにほうり出しなされるが、私等の方の教会では、そうやすやすとお剣先を渡し

せん。あなたのように、そうたくさん誰でもかかれでもに渡しましたら、京都はみょうな気質のところですから、すぐにわが自宅で人を集めてわが宅に信者を引きこみます。又毎月説教日には、私等の方は神様の御膳料を受取って、それで神様の御膳を供え、黒い札にごふんで供えた人の名前を書いて御膳にそえ、またそのお膳料で教会の維持を立てるので、神様へは何ひとつ勝手に供えにくるところではございません。正月が来たからといって、鏡餅ひとつ供える信者はありません。それはきびしい所ですから、悪いことは申しません。私等の仲間になってお聞きなさい。」とかわるがわる忠告しました。その時、私は三名に向い、「先刻よりあなた方のおっしゃることは、金光大神の御心とは相違いたしておりませんか。……………(略)……………あなた方、神様の棚にものが供わらんの、正月に鏡餅が供わらんと、いま私に不足を仰せられるのは、失礼ながらあなた方の不徳です……………(略)……………」。

それが遺恨となつて、これらの先生は道で会つても、ものをいわんようになり、一時は神道分局の寄り合いがありまして同座した時は、犬と猿のようでありました。「杉田政次郎師回顧録」九七—一〇〇頁、明治十九年ごろか。

明治十二年に初代白神師コレラ病の時大阪にて御蔭立ち昇天の勢で人が助かる事となつた。初代婦幽次いで二代となり初代の高弟近藤藤守師出で愈々盛んになる。何うして大阪で道を開

いたかと云ふと大阪神道分局の派出説教所として開き信者は日々に多く参る。宣教師亀田師等大阪の本教信者を見るにまちまちにして道が不明瞭で何が何やら分らぬと云ふので神道分局では問題になつた。これは元へ参つて生神に御面会して教義を聞き筋立てねばならぬとて亀田師、吉本師此の地へ降り来る事となつた(傍点筆者)。「内傳」二〇頁。

⑨ 福嶋真喜「初代白神新一郎師『御道案内』について」紀要『金光教学』第六号一五一頁参照。

ここでは、福嶋論文の推論に従つて、近藤本成立の時期を明治六年以後十三年迄の筆述であるとの見解に立つた。

⑩ 桃山教会所蔵資料『御道案内』(近藤本)四〇丁。

なお、同様の内容を伝承する資料を一、二挙げておく。

白神先生の代参したる事屢々ありしが、其都度教祖は、

「人に向ひ、無心勸化を言うてくれな。神をけがす様な事をせぬ様にせよ。」

と言伝てられたり。

森キク所伝、『研究金光大神言行録』八以下「言行録」と略記す(第三卷一七三—一七三)。

(白神先生をつれて大阪市中方々へ行かしめしは、森キク女にして)

先生は、「道が違ふ」と言はれたるなり。

森キク所伝 『言行録』第三卷一七三二。

⑪ 『信仰回顧』上、二四頁、明治十二年八月の項参照。

⑫ また、この時期に佐藤をして、資格取得、教団組織化へと向
わしめる契機として、明治九年黒住教独立、続く同十五年、神
道神宮派他六教派の特立という情況が想定されねばならない。
注⑧で示した、黒住教師の西六、入田広前への布教妨害の記
述にみられるように、これを「本教信心の故障となる」事態と
感得し、瀬戸廉蔵の資格取得を手引きしたことに、そのこと
が示されているよう。また、『記念の神語り』にも、「十五年夏
頃には、独立の祈願を思い立ったのである、云々。」(一六頁)
と記している。

⑬ 高畑彌吉(明治十一年七月一日)

○明治七年五月付、東京小教院発 「吐普加美講小社長右相定
事」辞令書、資料「高畑彌吉について」。

○明治十三年三月、神道事務局発 「年来教義篤志ニシテ三條
之御趣旨ヲ遵奉シ且家業出精候段殊勝之至ニ候依之目錄之通貫
與候候事」同右資料。

○明治五年壬申戸籍

文政末二月十五日生	五十二才十一ヶ月
十七年十一月十日	高畑 彌吉
権訓導	教導職試補
十八年一月十一日届出ル	十一年七月一日拜命 壬申五十

田淵德行「岡山以東地区における教祖時代の伝道状況」『金
光教学』第四集一三八頁参照。

小山傳六郎(明治十一年七月十一日)

○高畑彌吉師の手続に、同村小山傳六郎師があり、明治十一年七
月十一日、教導職試補を拜命しているが、翌年五月二十七日帰
幽されている。前掲田淵論文一三八頁参照。

高橋藤吉(明治十二年五月二十六日)

○先生は柔道の名人であったが、眞止戸神社の神職鈴鹿亀氏が剣
道家であったのでよく行き来をして懇意にして居られた。神職
の試験を受ける時には本部教長様より、こちらには未だ取次ぐ
資格ができておらぬから、所の神主に頼んで取次いでもらう様
にと仰せられたので、鈴鹿氏にお願いされたのであった。『金
照明神のみかげ』四九―五〇頁。

金光教雄(明治十二年七月二十八日)

○山神様明治十一年六月二十日大谷村加茂神社の祠掌を拜命、再
び神職の御家となられ、同十二年七月廿八日教導職試補を拜命
せられて、教祖の御用を御助け参らせらるる事となりしなり。
『金光教祖と制度の沿革史要』。

佐藤範雄(明治十三年二月六日)

○『信仰回顧』上、二四頁三五頁参照。

近藤藤守 (明治十六年六月九日)

○ (明治十六年—筆者) 二月十七日付で「同局 (神道大阪事務分局—筆者) より教導職試験心得を、六月九日には神道総裁より教導職試験を命ぜられ、七月四日には内務省より訓導に補せられ、同月七日には大阪神道事務局より正道講社の取締に任せられた。『近藤藤守先生伝記 (第一部) 稿本』以下『近藤藤守稿本』と略記す。八六頁。

唐樋常藏 (明治十六年七月二日)

○ 明治十六年七月二日 神宮教々教導職試験ヲ授ケラル「金光教由宇教會分所之起因」。

○ 『唐樋常藏師』二四頁参照。

大本藤雄 (明治十六年十月)

○ 注②参照。

瀬戸廉藏 (明治十六年十一月二十七日)

○ 明治十三年五月廿五日備中國神道事務分局ヨリ第一試済ヲ受ク
明治十六年十一月廿七日神道総裁ヨリ教導職試験ヲ授ケラル
「明治四十二年七月二十七日 教会所設立願」。

田畑五郎右衛門 (明治十七年一月十一日)

○ 橋本真雄「本教の伏見布教初期の研究」『金光教学』第六集
五三頁参照。

中野米次郎 (明治十七年六月六日)

○ 「教師名簿」参照。

○ 明治十六年六月二十四日、京都市下京区第十組吉水町第十九番戸に京都神道事務局付属派出説教所を設置し、教義の宣布、斯道の流通に努むるうち、明治十七年六月六日神道総裁より教導職試験被申付との辞令を受けた。『金光教平安教会布教の沿革』。

徳永健次 (明治十七年七月)

○ 一、同年 (十七年—筆者) 七月神風講社金神組ヲ組織シ認可ヲ得テ周旋係ヲ拜命、同七月神風講社金神組教師試験ヲ拜命ス
一、同貳拾年十二月同教師試験ヲ辞ス
一、同年同月神道直轄三柱教会認可入教一等講生拜命
一、同二十一年八月神道三柱 (教会—脱力) 平生分教会所認可
同九月神道管長ヨリ教導職試験拜命 「教師認定願添付『履歴書』」。

福嶋儀兵衛 (明治十七年十二月三日)

○ 『真砂広前とその初代』五三頁参照。

井口市兵衛 (明治十七年十二月五日)

○ 『別冊金光大神』人物志参照。

大喜田喜三郎 (明治十八年一月三十一日)

○明治十一年十二月佛教を止めて神葬祭となり、明治十八年一月三十一日教導職試補を拜命している。前掲田淵論文一四七頁参照。

杉田政次郎（明治十八年三月十四日）

○同（明色）十八年三月十四日 授教導職試補 神道管長從四位子爵稻葉正邦 島原教会所蔵『履歴書』。

○明治十八年三月十四日、近藤先生の御申し出でにより、神道管長從四位稻葉正邦殿より教導職試補を授かりました。『杉田政次郎師回顧録』八〇頁。

藤井恒治郎（明治十八年六月）

○『別冊金光大神』人物志参照。

この他、杉原功（明治十八年三月十四日）、秋山米造（同十八年八月二十六日）、畑徳三郎（同十八年十月二十日）なども、このころ教導職試補を授けられている。

⑭ 注⑬高畑の項参照。

⑮ 如何なる理由か判然としないが、難波師は明治二十一年に太眞瓊教会より教導職を得ている。又、表向きは神理教にも属している。前掲田淵論文一四四—一四五頁。

⑯ 『松永金子大明神』二六一—二九頁、三七頁参照。

⑰ 注⑳白神の項参照。

⑱ 『近藤伝稿本』八二頁参照。

⑲ 明治八年当時布教許可の準備中なりし日蓮宗不受不施派は近郡の異信者を圧迫すること甚しかりしが、此年六月十六日我が鍛冶屋本社には數國より數百人の信者参拜せしに同派の信者にして時の区長（今の郡長）たりし信原某、並に屯所長（今の警察署長）山崎多聞等は盛に圧迫を加へ直に加持祈禱の業を閉鎖せよとの敕命を下せり……………（中略）……………止むなく其業を閉鎖せり。然るに此の事自ら児島五流の宝了院住職本田某（氏は中国山伏頭也）の知る處となり問もなく父は同氏より「如何に区長等がイジメるとも屹度拙僧の許にて助け遣はず可し」との厚誼ある申出を受け……………結果現在児島五流の一寺たる宝了院の住職欠員となり居るを以て父喜玉を宝了院の門下となしたる上宝了院の住職心得とし再び業を完うせしめんとの事に決せり……………茲に再び業を開始して日々發展の運に嚮へり……………然るに明治九年六月十六日の縁日に際し亦々多數の参拜人ありしに時の区長小谷伊孝太、伍長生駒兵吾の兩人は又もや非常の圧迫を我社に加へ且つ曰く「其方の社内には備中大谷金光大神の札を修め正面には大峰の三幅対を懸け而も神佛混交の行為に出で多くの愚民を迷はずは逆職の所業や双葉の内に刈らずんば他日當地を汚すの恐れあり仍て速に我管内を立去り児島へ帰れ」と暴戻悪むべしと雖も官命如何ともすべからず……………早速宝了院に相談せしに宝了院は「萬事引上げの必要なし。一先ず休業だけなし居る様」との事なりき……………仍て父は數カ月後に至り宝了院を磐梨郡鍛冶

屋村に転寺し其身は同村に復籍し同時に宝了院住職權中講義となりたり。金光喜玉次男 弥三郎記「宝了院住職金光喜玉君の略歴」、前掲田淵論文一四三頁参照。

⑳ 『唐樋常藏師』二四頁参照。なお神風講社金神組の生成から崩壊に至る経緯については本号掲載山田論文に詳しい。

㉑ ……明治十六年十月藤雄主唱者トナリ微々タリト雖全然其資財ヲ投ジ有志者ト謀リ以テ久保町ニ教会所ヲ新築シ本教ノ信者金丸惣之進ヲ教会長トシ大本藤雄ヲ副教会長ト定メ神理教管長佐野常彦ニ該教第拾壹番教會所設置ノ件ヲ出願シ同年十一月其認可ヲ受ケ同時ニ教導職試補ヲ拜命シ以テ神理教旗ヲ掲ゲ茲ニ初テ公ニ社会ノ認ムルヲ得タリ……(中略)……是レ素ヨリ本旨ニ非ズ尚本教ノ教義トハ大ニ其趣ヲ異ニシ相容レザル処アルヲ以テ明治十七年六月断然意ヲ決シ副教会長及教導職ヲ辞シテ其ノ關係ヲ断チ……時ニ神理教本部派出教師渡辺照及金丸惣之助来リ立腹シテ曰ク貴殿ハ一度神理教ヲ辞シ以テ此家へ神殿ヲ設ケ衆人ノ祈祷ヲナスハ甚不都合ノ至リナラズヤ直ニ神殿ヲ撤回スベシ然ラザレバ其筋ヘ訴フベシ云々ト威嚇セリ……故ニ切齒扼腕血ヲ吐クノ思ヲ忍ビテ明治十七年八月岩国ノ土神宮教中教正名越某ノ手統ニテ神宮教本部へ出願シ同年九月神宮教金神組出張所設置ノ認可ヲ受ケ尚同時ニ権訓導ヲ拜命セリ。尾道教会所藏 「金光教尾道教會所沿革大意」。

㉒ この他にも、明治十五年五月、大阪神道事務分局所属「正業講社」として布教した福岡儀兵衛、京都神道事務分局派出説教

所として布教した中野米次郎等を挙げることができる。

出社達が、こうした布教方途を講じたことは、必ずしも彼らが一乃弟子、出社としての自覚に欠けていたからという理由によるものとは言えず、むしろ各々の布教圏において個別的、地域的な様相をもって現われる政治的、社会的圧迫という事情が客観的な立場から勘案されねばならない。各布教者による布教合法化への努力は、ただちに出社の「変節」、「変貌」と言えないものがある。出社の多様な実態は、天地金乃神の神性成就という内容に根差した生神金光大神社をたてぬくという要請をただちに反映するには、余りに多くの点で懸隔していた、という点は改めて検討されねばならない。

㉓ 『近藤伝稿本』八二―八六頁参照。

㉔ ○神様が難有いのニ心をひかれ官の許可をとろうとハせぬ内密くニやりて居りた……外々ニ沢山許可あしで神様を拜んでやま居りた人々ハみだりニ吉凶禍福を説き利を圖ると言ふ違警罪ニ処せられ拘留ニ入れられた。柳井教会所藏 熊谷喜太郎「問答」。

○『唐樋常藏師』二三頁参照。

○明治十三年(二八八〇)五月一日、高麗橋署は、白神先生をよび出して取調べた。白神先生は、顧みて一点のやましいところもないので、付き添うていった寺田茂兵衛等とともに釈明に努められたが、資格のない者の布教行為は不法行為であるとして、「教導職にあらずして、庶人を集め、祈念することは、叶わぬ」

と差し止められ、五十銭の罰金を申し渡された。白神先生は、呼び出された翌日、伏見町へ帰られたが、一旦差し止められたのに、そのまま続けるわけにはいかぬので、門戸を閉ざしてしまわれた。……それで世話人とはかって、神道中教院所属大講義真鍋豊平の名義で説教所を設け、天照皇大神と天地金乃神を併せ祀り、白神先生がその給仕人として奉仕するということにして、(明治十三年―筆者) 七月十三日に神道中教院から認可を受け、十六日に東区役所と高麗橋警察署に届出た。こうして門戸を開き、ときどき真鍋講義に説教にきてもらいながら、布教を続けることになった。ところが、広前の経理について、熱心な信者の間にもつれが起こった。……そのため九月一日には西区立売堀南通四丁目に移って、そこで取次に専念されることになった。……白神先生が立売堀に移られたと聞き伝えると、再び信者は募り集り……この様子を見て、警察は再び白神先生を呼び出して、庶人を集めることを差し止めた。そこでいろいろと折衝して警察の了解の下に、嗣子信吉を岡山から呼び寄せて、あつし屋の店「備中屋」を経営させ、白神先生は、隠居仕事として取次に従うことになった。これは明治十三年(一八八〇)の秋のことであった。その後も数度呼び出しがあり、そのつど門を閉じて参拜者を止めたが、……警察も遂に黙認することになった。『近藤伝稿本』三四―三七頁、『初代白神新一郎師』三一頁、三五―三六頁参照。

○『真砂広前とその初代』四三頁参照。

②⑤ 『信仰回顧』上、九五頁参照。

なお、神道金光教会設立運動に関して論述し、論究したものを挙げておく。

○牟田満正「神道金光教会について」『金光教学』第八集。

○畑愷「金光教典の成立過程について」紀要『金光教学』第四号。

○橋本真雄「出社の成立と展開」紀要『金光教学』第四、五、六号。

○前田正紀「神道金光教会講社多組成立の要因について」紀要『金光教学』第六号。

○藤尾節昭「布教と教義化の問題」――「信条」をめぐって――紀要『金光教学』第一号。

○藤尾節昭「教団成立期における教義形成の諸問題」紀要『金光教学』第二号。

②⑥ 『信仰回顧』上、八四―九一頁参照。

②⑦ その初め、国民教化に従った神官教導職は、排仏毀釈の高揚の中で、仏僧をして「神道との喧嘩」(『信仰回顧』上、九三頁)と言わしめる教化活動を展開したが、この国民教化を名分とした神道家の仏教攻撃は、国民教化、具体的には人道第一の儀を敬神崇祖におく葬祭式改正、すなわち「復式」として積極的に行われたのである。既述の広島県下随行巡教において佐藤は、三原町に広前を設けた中島コメ、稻七家の祖先を神葬祭改式する祭事を行ったと記している(『信仰回顧』上、九二頁)。先靈尊崇の

道として、葬祭を神国の法に基づける復式神事の執行は、もとより国民の神道化でありながら、排仏の打撃から立ち直りをみせる仏教に対する対抗軸であり、さらに金光教会設立に伴う出社信徒の結収でもあったという、二重、三重の思惑をそこに窺知することができよう。このように、国民の神道化、仏教排撃、金光教会講社結収など、本来別個の願望が一体となって展開したのが、国民教化運動の実際であった、と言わねばならない。

⑳ 『信仰回顧』上、八一―九五頁参照。

㉑ 同右書一〇〇―一〇二頁参照。

㉒ 同右書七八―七九、九三、一〇〇―一〇三、一二七、一三〇―一三一頁参照。

㉓ 同右書八一頁参照。

㉔ 同右書一〇三頁参照。

㉕ 予て、前記の太田正賢氏が中心となり、光岡豹治、松村信胤氏等（以上補職（筆者）と、岡山にて金光教会を組織し、大谷をもこれに引れんとすの計画を立て居れり。之をこの機会に停止せしむべく、六日、佐々木分局長に議りしに、「貴殿が大谷に於て教会組織をせらるるならば、当方は止めて、貴殿方に御援助申上げん」と約せり。……之にて備前国は纏りて、互に悦び互に謝して別る。同右書一〇八頁、明治十八年二月。

㉖ 明治六年一月七日教部省番外達の但書に

其管長ヨリ許可無之者自依ニ説教候義ハ禁止可致候事

之によれば明治五年六月九日教導職設置せられ官補せられたる

教導職と雖も自宅に於て自依に説教する事を禁止せられたるものにして況んや無職の者の民家に衆人參詣するを厳禁せらるるは当然の事なり。

明治七年七月十二日教部省乙第三八号但書に

願主ハ何レモ本職補任ノ者ニ限り可申允甲管内ハ許可ノ講社乙管内ニ分社取結候節モ出願手續等本文ノ通りタルヘク并其取締ハ同様本職ノ外不相成儀ト可為相心得事

斯て社寺外に教院設置を許さるる道は開けたるも願主は本職補任の者に限られたり。本職補任とは権訓導以上の教導職たるべしとの謂なり。『教祖立教と制度の沿革史要』。

右は、金光教会設立に至る迄の宗教事情を略述したものであるが、そこに示されるように、明治七年以後は国民教化運動の展開とともに、社寺以外にも各級教院、講社を設け説教をすることも可能となったが、その願主はいずれも権訓導以上の教導職職級に任せられた者に限定されていたのである。従つてまた、神道金光教会の下で講社を結集するものは、原則的には本職補任の者でなければならなかつたのである。このことから、被結収布教者の教導職への撰挙は、金光教会にとっては、その存立を確立する最も基本的な欲求であつたと言えよう。

㉗ 『信仰回顧』上、一一―一二頁 「金光教会講社結収之件御願」参照。

㉘ 講社開設出願手續については、注㉔において触れた、明治七年七月十二日教部省達書乙第三十八号、「教院設置、講社出願

手続方」に依ったものであるが、金光教会組織出願に際しての諸規則の案文作成が何を範例としたかについては、今のところ殆ど不明である。しかしながら、畑愷「金光教典の成立過程について」紀要『金光教学』第四号一〇—一頁注⑥⑦、橋本真雄「出社の成立とその展開」紀要『金光教学』第六号注⑥、および、畑愷「金光教典の成立過程について補遺」(昭和三十六年度研究報告)では、「教会神徳大意」と、明治十五年に神道事務局から独立した神道大社派の「出雲大社教会神徳大意」との類似や、慎誠「真道の心得」と、明治九年に独立し同県内において活発に布教活動を展開した黒住教の「日々家内心得の事」七ヶ条との近似を指摘している。

なお、さらに言えば「神道金光教会規約」の諸条文は、明治六年八月二十四日、教部省番外達「大教院の『教会大意』認可の件」に示された条々に照応しているものと推察される。

③⑦ 橋本前掲論文 紀要『金光教学』第六号八七—九〇頁参照、藤尾前掲論文 紀要『金光教学』第一号、及び第一二号参照。

③⑧ 『信仰回顧』上、一三八—一四七頁参照。

③⑨ 『近藤伝稿本』三四頁参照。

④① 『信仰回顧』上、一八九—一九五頁参照。

④② 同右書一六九頁参照。

④③ 牟田満正「神道金光教会について」『金光教学』第八集、別表を参照した。なお、特に圓山支所については、『信仰回顧』

上、一六〇頁を参照のうえ筆者において加えた。

④④ 『信仰回顧』上、二〇八—二〇頁参照。また、この規約改正の理由の一を示すものに次の資料がある。

明治十九年一月十一日、神道本局の教規が出来て、従来教導職と称して居たのが教師という称号になった。此は、明治十七年八月十日、太政官達により教導職を廢せられ、各管長にて教師の補命を委任せられたるに依るものである。所が、其の名称が本教会に於ける教師といふ者と抵触することになった。そこで、明治十九年、遂に規約職制を改めねばならぬ事となり、明治二十年夏から起草にかかり、金光教会規約を条規と改称し、神道管長の認可を得、全廿一年三月一日附、金光教会長より部下信徒に達せられた。『金光教義講究所史要』四〇—四二頁。

④⑤ 『信仰回顧』上、一六一頁。

④⑥ 概して言えば、一八七七(明治十年)の西南戦役の前後から、一八八九年(明治二十三年)の憲法発布にいたるまでの間を、仏教復興の時期であったとすることができるであろう。仏教があの苦難の一時期をしのいで、ついにこの復興の機運を迎えることを得たのは、一つには仏教徒自身の精神的覚醒と護法的熱情の結果であったが、同時にまた、当時の客観情勢に変化のあったことを見落すことはできない。一八七一年(明治四年)以後、征韓論、佐賀の乱、神風連の事件等が続発し、遂に一八七七年(明治十年)の西南戦争となつて、国内はすこぶる不安の状況を呈した。かかる際に、徒らに仏教徒を抑圧して、民心の動揺に

拍車するよりは、むしろ、仏教徒の意向をむかえて、国民思想の統一のために協力せしめる方が得策であることを、政府要路の人たちも自覚するに至った。……………(中略)……………また、一八七三年(明治六年)にその禁制を解かれたキリスト教は、欧米の先進文化を背景に、競って我が国に教線を拡張しつつあった。

……………しかし、自由民権思想の抬頭期にあたって、キリスト教が在野の進歩主義者の間にも多くの支持者を獲得したことは、政府にとつて、必ずしも喜ばしいことではなかった。一方、一般国民の間においては、ながい間のキリシタン禁制の影響から、キリスト教を邪教視する感情が抜けきっていなかった。その感情は、いまや、極端な欧米崇拜の風潮に対して、国粹保存の立場から、キリスト教排撃の思想を醸し出すものとなった。それらの客観状勢は、一応、仏教の復興にとつて有利な情勢であった。『明治文化史』、6、宗教篇』二二—二二二頁。

なお、仏教徒の精神的覚醒を主眼とする「僧弊一洗」の主張をなしたものに次の著述を挙げることができる。釈雲照「旧弊一洗改革三條」、福田行誠「国徳論」、「釈門新規三策」、明王院増隆「宗弊改正建言」、井上巴了「僧弊改良論」。

- ④ 他をみだりに破斥することに終始するのではなく、あくまでも「一破付_レ収、二収不_レ破、三亦破亦収、四不_レ破不_レ収」の四門の原理によって問題の所在を明確にしようとする、破邪顕正運動の中心概念。

また、「破邪顕正」の論拠は、『三論玄義』にみえる「道に

令せざる者は破して収めず、説の必ず理に契ふものは収めて破さず、教を学して迷を起すは亦破して収む、其能迷の情を破して所感の教を収取るなり、諸法の実相は言忘慮絶し、実に破すべきなく、亦収むべきもなし、この三門を泯して一相に帰す、斯の四句を照すに破立皎然たり」にあるとされる。池田英俊『明治の新仏教運動』二五—二五二、二六一頁参照。

- ④ この神道、儒教の排仏説に対して、仏教の国家的現実的優越を説く「王法仏教の相依」思想に立つものに原口針水「王法一致論」、村上專精「仏教忠孝論」、大内青巖「尊皇奉仏論」等がある。前掲『明治文化史』二一八頁参照。

- ④ 『信仰回顧』上、一〇七—一〇八、一六一—一六四、一六九—一七二、一八四、一九七—一九八頁参照。

○明治十八年二月四日、五日 於、岡山区栄町神宮教本部。

○明治十八年十月三日—十一月十九日 於、神道備中分局。

○明治十八年十月十九日、二十日 於、矢出町定小屋。

○明治十九年五月二十四日—二十八日 於、後月郡井原町足次山神社。

○明治二十年一月(三日間にわたる) 於、高梁町劇場。

○明治二十年八月十日 於、総社宮。

- ④ ○西視察員備中視察の随行

この出張は、教師奨励視察と同時に、神道本局教田会員募集の為なりしが夜間に徒歩猛旅行をなし、生命に関する事さえ二回ありしがここには記し難し。……………(中略)、金光教会は普通教会

の資格にて、各府県に対し分支教会設置の手續煩雜にして時日を要し、困却せしも、十八年六月備中分局附屬として認可を得たるものにして、未だ日も浅ければ、今直轄を出願せんは人情に於て忍び難きものあり、西視察員と篤と内談せしに、神道本局は西氏に於て取計ふ事を約せられ、井上局長亦好感を以て扱ふべく誠意を表されたり。

○三月二十一日 西視察員より山口県へ出張の招電(省略)。

○六月十五日 恰かも神道管長代理西視察員の京阪視察出張あるを以て、その随行を兼ねて、更に十五日附にて大阪京都滋賀兵庫の二府二縣信徒取調の出張を命ぜられたり。……かくて余は大坂にては神宮教本部長今井清彦氏に面会、本教信者転属に關し懇談せしに同氏は快諾せり。……更に、西視察員滋賀県に出張に付、白神、近藤兩人と三人随行す。その際、滋賀分局鳥越氏及び栗太郎瀬田村建部神社宮司大神氏は、神道分局顧問なるを以て、三人連にて訪問、爾來の挨拶を述べ、將來の事を願ひしに、快く諾せらる。同右書一八一—一九五頁。

⑤① 同右書二〇六頁参照。

⑤② 中央に大教院が開設され、地方に中教院、小教院がおかれた時、教院の費用は一八七五年(明治八年)一月廿五日の「教院備金取設の儀、人民帰依信者に任せ候儀は不苦、募金等の汚行はこれなきやう取はからわれない」旨の通牒が出ていたため、新興の神道教派が主としてその捻出に努力したのであった。黒住派、修成派が、いち早く公認せられたのも、これら教派が早く

より講社として存在しており、しかも教院維持について実質的な活動をした実績によるものとみてよからうと思う。前掲『明治文化史』一四三頁。

⑤③ 前掲藤尾論文 紀要『金光教学』第二二号 注②、③参照。

⑤④ 『信仰回顧』上、二〇八頁。

⑤⑤ この伝習といふ事は当時御神誠の読み方とその御神意の大意を伝えた。又当時大被詞は中臣被と白川流と黒住流とありて各地から參詣して大被を奏げるのを聞くと皆区々である。本教のは白川流であるから其れに統一する為であった。……伝習は三日間位で済みたと記憶して居る。そこで先に申した様に正一等から準七等に至る十四級の教師を取り立て本教の教風統一を期したのである。『金光教教義講究所史要』三九—四〇頁。

⑤⑥ 「難波分所手續各所直接扱に付本部分針訓示の件」明治二十六年六月十日

今回難波分所手續各所直接ニ扱トスルニ付^(マシ)后向ノ方針ヲ出部ノ諸氏ヘ示スヲ別紙案ノ通ニ決シテ可然ト存ゼラレ候也

既日一同ニ訓示済(朱) 佐(印)

(別紙)

○乳兒ノ離ヲ虫子ニ為^セナイ様ニ養育致積テアル其養育ノ方法ニ至テハ或ハ時ニハセンブリヲ吞セ或ハ鐵炎ヲナシツツ育ツル方針デアアル就テハ近藤教正ニ是迄諸君ガシカラレタル其恩ヲ始テ知ル処ニナルデアロウト思フ

……中略……

○教職講師ハ在来ノ者ヲシテ有名無実ニナラス様ニ注意シ新撰
 挙ハ當分中止ノ姿ト心得テ取扱フベシ

○講社結収ハ暫ク差措キ已ニ結収シタル者ヲ真正ノ金光教會講
 社ノ信者タラシムル様ニ教導スベシ

○復祭届ハ本人真正ニ復式済ノ者ニアラザレバ進達セサル様ニ
 スベシ

但シ一家族中一人ノ復式届ハ無効ニ付取次ベカラズ

○教職講師ノ昇級申立ノ際ハ注意ニ注意ヲ加ヘ私心ヲ差挾マズ
 其當ヲ誤ラザル様ニスベシ

但シ他教會ノ乱撰等ヲ見テ其ニ迷ハサル様注意スベシ

○布教拡張ノ心得

先三カ年ニナス者ヲ五ケ年ニスル積デアルベシ併シ三ケ年ニナ
 スヲ五ケ年ニナストセバ其レ丈横着ノ出來ルノカト思ヘバソ
 ーデナイ充分ニ心ニ怠リノナイ様ニスベシ

(以下省略)

⑤ 「信仰回顧」上、七九、一一〇頁参照。

⑥ 同右書四一四頁。

日天四と金光大神

岩 本 徳 雄

は じ め に

こんにち、教内的にも教外的にも、金光教の祭神は△天地金乃神・生神金光大神▽であるとされ、また、この神について様々な立場からの解説がなされてきている。そして、教会その他教導・取次の場において、その神性が表現され、△天地金乃神▽は、我々信奉者の信仰にとって、「親神」という絶対神としての位置を与えられつつある。

そういう信仰状況にあって、今、△日天四▽と金光大神との信仰的関係を問題にし、明らかにすることは、どのような意義を持ち得るだろうか。それは、たしかに、これまで定着しつつある△天地金乃神▽信仰を混乱させる危険性を孕んでいるだろう。しかし、その反面、かつて金光大神の信仰に深いかかわりを持っていたにもかかわらず、△天地金乃神▽の背後へ隠された神々の世界へ光を投げ、その神々との間で発現した信仰的エネルギーを掘り起こし、もって金光大神の信仰・神観の再確認を促す試みともなると言えようか。そうした意味では、昨今の教学研究において△金神▽が注目され、その探求の成果が挙がっているが、△日天四▽については、未だ十分には究明されておらず、したがって、△天地金乃神▽との関連、金光大神の信仰における位置等は明らかにされていない。

例えば、『金光大神覚』（以下『覚』と略記）は、その写真版と解説文が公刊されて、既に十年近くを経ているが、その中で△日天四▽は、△月天四▽等と並記される場合は七か所、単独でも五か所にわたって記されている。しかし、金光教の主神は、△天地金乃神▽である、という既成の教説にとらわれると、『覚』などに記された△日天四▽に目を止めても、それを太陽の別名あるいは尊称という程度で見過ごし、神としての△日天四▽には出会えないままに終わるだろう。本論の使命は、△日天四▽と金光大神との信仰的関係を示す事例を取り上げながら、既成の思い込みに検討を加え、神としての△日天四▽の神性、金光大神との信仰的きずな等を論証することにある。

一

……日天四が戌の年頭の上を昼の九つには日々舞うて通てやりようぞ戌年戌の年一代まめで米を食わしてやるぞ……^①

安政二年（一八五〇）四月二十九日、金光大神は、医師に「九死一生」と告げられた病床で、妻の弟古川五郎右衛門の口から伝えられる一連の神伝を聞いた。右に示したのは、その神伝の一部であるが、ここに、△日天四▽と金光大神との出合いが書き記されている。今日、我々が「太陽」と言うところのものを、当時の、さらにいえば、明治の文明開化以前の人々は、「ニッテンシ」とか「ニッテンサマ」あるいは「日の神」と呼び習わしていたが、それはまた、伝統的に△神▽と同義に用いられる場合も少なくなかった^④。右の神伝を見る限りでも、「日天四が……通てやりようぞ」というように、この場合、△日天四▽が人格的な神として描かれていることは明らかである。つまり、ここに登場した△日天四▽は、単なる物質としての「太陽」などとは全く異質な△神▽であることが了解されよう。そして、その△日天四▽なる神は、ここで、金光大神を苦難・病氣から救済し、「一代」という、生涯にわたる守護を約束し希望を持たせる、

という神性を表明しているのである。

この、△日天四▽と金光大神との出会いが、それ以後も意味を持ち続けることについては後で述べるが、先ず最初に、『覚』その他の書き物に記す場合、通常の△日天子▽でなく、△日天四▽という文字を金光大神が使用した訳をただしておかねばならないだろう。『覚』全体に見る記述からして、当て字が用いられる場合も多く、この△四▽も単なる当て字と解されたり、あるいは誤字と見られる可能性もあるが、こと神名にかかわる文字を、金光大神が何の理由もなく当て字を用いたり書き誤ったりしたとは考えられない。実は、この点については、幸い、その理由について金光大神が語った次のような言葉が伝えられている。

庭瀬の士が来て、「日天四月天四とあるが、四というが違いはしませぬか」（と尋ねると、金光大神は）「金光大神の道にあって、あれを日天四つ月天四つ（ニッテンヨッツ・ガッテンヨッツ）と言いはせぬ。人が忘れん為に、一、二、三、四と言うて、四つと言えば誰でもよう知って居るから、四と書いてある。」^⑥

この伝承資料について解説を加える要はあるまいが、この、金光大神による△四▽についての説明には、一つの補足がなされてよいだろう。それは、「此方の注連縄は、四つ垂れて四かれ（良かれ）じゃ。四（死）たれとは言わぬのじゃ。何事も四かれじゃ」という金光大神の言葉が示すところの、金光大神の信仰姿勢があったという点である。つまり、金光大神は、普通、人々が忌み嫌うところの△四▽を、逆に積極的に用いることによって、従来の慣習や固定観念を打破し、信仰姿勢を転換するねらいを持っており、それが、△日天四▽という文字にも反映していたと見なされるのである。ところで、先に掲げた神伝を語った古川五郎右衛門は、当時の村内の風習に従い、伊予の石鎧を信仰して、その先達となっていた。およそ修験道においては、△日天子▽は△日輪▽とも称され、月・星等と共に釈迦が庶民救済のために

作ったもので、その本地を大日如来、または天照大神と観じた時には「除闇遍明」の徳を示し、観音と観じた時には「除災」の徳が示されるとされ、儀礼としては、明け方、東方に向かって日輪を拝する「日待作法」があり、この修法は、自身の身を清めたあとで日天への帰依を表明し、日天と一体になると観じた上で、その力で邪鬼魔魅七難をはらい、福を招くことによって、祈願の達成を祈るものであると言われる。こうした文献上の事例と、当時の修験道における八日天子▽信仰が一致するとは言えないにせよ、先の神伝を語り出した古川五郎右衛門が石鎚修験の先達であったことと、「日天四が云々」という神伝が湧出することは、無関係ではないと考えることができる。従って、八日天四▽と金光大神との出会いは、主にこの神伝を語り伝えた古川五郎右衛門の信仰によって取り結ばれたと考えることができるが、そうした八日天子▽信仰が、その後、金光大神の八日天四▽信仰にどのような影響を与え、展開されていったかという問いを、ここから進めていかなばならないだろう。そこで、以下、伝承資料を中心に、その後の八日天四▽にかかわる金光大神の信仰を追跡してゆこう。

安政五年（癸）三月から、金光大神の教えを受けたという阪根利三郎^⑩は、その年の夏、金光大神は「神様のお告げに依り、土用三十日間、日輪を拝する。日中は教えが説けぬ」と語り、庭に荒蕪を敷き、白衣を着け、頭を斜めに太陽を仰ぎ見、両手を高く額に付けて端座するという行を、朝から日没まで続けた、と語っている。徹夜をして日の出を待ち、朝日を拝む「日待」^{ひまち}の行事は、近世以降、修験道によって地域社会に持ち込まれ、民間行事としても盛んに行われたが、この伝承が示すような、「日中」の日拝は、特異なことであったと思われる。この伝承は、多少の脚色がなされていることの可能性も考慮されねばならないが、この伝承が全くの虚偽ではないことを傍証する、金光大神の家族による伝承を次に挙げておこう。

（教祖は）日中と日の入りぎわにお礼出来たり。「日様、家の上をまわりて通る。皆、出て拝めい」と言われ、他

の者はまばゆきに、教祖は、目をパチパチせられず。^⑧

これは、いつ頃の様子を伝えるものかは明らかでないが、先の伝承が物語る事蹟についてのものと解することもできよう。安政五年といえ、^⑨「九死一生」の大病から三年余を経ているが、『覚』によれば、この年の元日、金光大神は、実弟の香取繁右衛門によって「金乃神下葉の氏子」と許され、その後、先祖のこと、農作業等について、こまごまとした神の「お知らせ」を感得し、それに従うという、神意中心の生活が定着しつつあった時期に当たり、「神様のお告げにより」行を始めたということと、『覚』が物語るこの時期の様子と符合する。また、右の伝承の他にも、金光大神が、晩年にも日拝をしていたことを伝える伝承^⑩があって、「一日中」の日拝は、限られた期間だけのこととしても、朝夕、あるいは昼の日拝は、継続的に行われたようである。

ところで、農作業など、いろんな面で神の「お知らせ」に従う神意中心の生活が定着し始めた時期に、金光大神が日拝の行などを通じて^⑪日天四^⑫との関係を深めたことは、それが、その後の金光大神の信仰に、どのような意味を持たかを考察する上で注目しておかねばならない。というのは、安政五年頃から、金光大神が感得するようになった、神の「お知らせ」について、その出どころを問題にする時、次に示すような伝承をも含めて、金光大神と日天四^⑬との深いかわりがあったことが予想されるからである。

後に占見へ行ったり帰ったりして信心をせられ居たるが、或朝、東へ向いて日天四を拜せられたるに、「手を上げて^⑭ハやあ^⑮と^⑯言うて^⑰駆けれ。西へ向けて駆けれ」とて、「何遍するのでありますか」と言うに、「龜山と手紙要らずにしてやる」と言わる。その内に、「弟が来る」と仰せらる。そこへ来らる。^⑱

占見(実弟繁右衛門の占前を指す。)へ、金光大神が行ったり帰ったりして信心していた頃とは、金光大神が取次に専念し始める安政六年、あるいは「金乃神下葉の氏子」と許される以前の時期を指すのであろうか。おそらくは、先に示した、安

政五年の日拝の事蹟と関連する時期の事柄であろう。この伝承には、金光大神と八日天四▽とが、日拝を通じて関係を結んだ時に神の「お知らせ」が感得された、ということが示されている。このことは、それまで、△金乃神▽が直接伝えたと思われる「お知らせ」が、この頃、金光大神による日拝の行などによって、しだいに八日天四▽を通じての働きへと移行していった経緯として了解できるのではないだろうか。『覚』によれば、安政五年九月、「世間の氏子が皆天に一家が無いから降る照るの事が分からんと申しておりこの方には天に一家をこしらえてやるぞ」^⑧という神の「お知らせ」を金光大神は受けているが、ここにも、△日天四▽とかかわりの深い△天▽が、天候について予告する「お知らせ」の働きと関連することが示されている。△日天四▽が、天の神に含まれることについては、後に述べることになろうが、天候に左右されやすい農作業と、この、△天▽の「お知らせ」との関連も考えられてよいだろう。

しかし、天候だけでなく、あらゆる面で△日天四▽は、金光大神の受けた「お知らせ」にかかわっていたことが、『覚』の、日天四縁日の記述を探ってゆくことよって明らかになってくる。「縁日」とは、一般的に、神仏の、この世に縁(ゆかり)の有るとする日で、その日は、ふだんに勝る御利益があるとされているが、金光大神と関係の深い神々の縁日については、

九月・十日は金光様、二十一日・二十二日金神様、二十三日・二十四日日月様。金光様、「この、月に三度の御縁日を忘れたら靈験がなし」と申された。信心を忘れぬための御縁日。^⑨

などの伝承があり、それぞれの縁日は、「信心を忘れぬため」大事にされていたことがわかる。こうした伝承に加え

て、『覚』にも、「二十四日……日天四様ご縁日」¹⁰⁾という記述があることで、△日天四▽の縁日は、二十四日であることが確認される。そして、『覚』全体を通じて、二十四日の出来事や記述、二十四日とその他の日との関係等について調べてゆくと、次のようなことがはっきりしてくる。

まず、『覚』における記述の回数は、月始めの一日と、金光大神祭日の十日に次いで二十四日が多い。しかも、その内容も、重要な意味を持つものが多い。例えば、次々に変遷した金光大神の神号のうち、「文治大明神」・「金光大権現」・「生神金光大神」という神号は、二十四日に付与され、慶応二年十一月の「鬼門金乃神大明神神力明賀命」という命号、明治元年九月の「天下太平諸国成就祈念総氏子身の上安全ののぼり染めて立て日々祈念致し……」、明治六年三月の「今までは広前へ向き今日より金光大神表口へ向き日月縁日天地乃神ひれい……」など、祈念・取次等に関する重要な「お知らせ」が、△日天四▽の縁日の二十四日に下がっている。金光大神の信仰における神々の「縁日」の意義については、未だ十分な説明は出来ていないが、こうした△日天四▽の縁日と神の「お知らせ」との関係をとらえることによって、少なくとも△日天四▽の縁日は、神意の伝達・感得に関して、「ふだんに勝る」のみならず、他の神々の縁日にも増して、重要な「お知らせ」が伝えられる日であったと言える。一面、このことは、△日天四▽の神性としての「お知らせ」の機能をとらえることを可能にするものであるが、それだけでなく、金光大神の信仰において、△日天四▽の存在と役割とがいかに重大であったかを物語っている。

このように、金光大神の信仰において、△日天四▽は、金光大神と密接な関係を保持し、そうした関係は、『覚』その他、金光大神関係資料で、その後も△日天四▽についての記述が見られることなどによって、△天地金乃神▽の「名確定」とされてきた明治六年の「天地書附」以降も失われなかったと考えられる。従って、△日天四▽と金光大神との信仰的きずなは、晩年まで、ゆるぎのないものであったと言えるが、さらには、最晩年の金光大神と△日天四▽との関係に、特筆すべきことが残されているので、次の節で記しておきたい。

その晩年、金光大神は、その靈験の灼あつかさをもって八生神∨の働きを示現し、多くの人々から八生神様∨と景仰されていた。それは、一面、神のひれいとして喜ばしいことではあったが、反面、金光大神一人の生神性が人々の中で強化され、その像は肥大化し、人々がそれに依存する余りに、神の働きを顕現し得るのは金光大神のみでなく、人皆、それぞれに八生神∨になれるという、金光大神が説こうとした八生神∨の普遍性を、後退させるものであった。「生神生神」と言うが、私は生神じゃないが、氏が生神と名をつけてくれるのじゃ」とか、「生神ということは、ここに神が産るということであります」といった金光大神の言葉・理解は、八生神∨依存と景仰とが拡大することに対処するために語り出された、と言っても過言ではないだろう。特に晩年に、金光大神が自身の死を予知するようになってからは、肉体としての八生神∨の死によって、人々が信仰の支えを見失い、精神的八生神∨、つまり、だれでも顕現できる神の働きをも死滅させないために、八生神∨依存と景仰とは、金光大神の立場から拒否しなければならなかった。最晩年であった金光大神は、信仰的八生神∨の延命を願って、次のような言葉でもって、人々に肉体的八生神∨の死を告げている。

(明治十六年正月十六日)「吾を人が生神と言うが、肉体があつては眞の神になれぬ」又、「そこで、早く此身を隠して、肉体の障りがない様にならねばならぬ」と、繰返し繰返し仰せられた。

さらには、「生きておつても棺の中へ入るぞ」という言葉を、金光大神は、まさに「繰返し繰返し」語り示したのであるが、ただ、精神的・信仰的八生神∨の永遠性が、こうした強烈な、八生神∨の死の予告によって暗示されるとし

ても、それだけで人々は信仰を保持していくことはできなかったであろう。少数の、信仰的深さを獲得できた人々は別としても、多くの人々にとっては、目のあたりに拝み、おかげを受けることのできた八生神 \vee を失うならば、それに代わって、目のあたりに具体的に崇拜することのできる神的存在が必要となったに違いない。明治十五年十月から、金光大神が帰幽した十六年九月ごろまでの間に、多くの教えを受けた市村光五郎（四八〇一五九）は、金光大神から、次のような言葉を聴き取っている。

巳の歳、わしに会おうと思えば何時でも会える。真日中が来たら空を見い。丸いものが来る。それが金光ぞ。²⁸

天空の「丸いもの」とは、おそらく、金光大神が四十二歳の時、「戌の年頭の上を昼の九つには日々舞うて通てやりようぞ……」と、その存在を示された八日天四 \vee 太陽を指しているであろう。なぜならば、金光大神にとっての具体的崇拜対象は、八日天四 \vee と呼ばれた太陽や、八月天四 \vee とも呼ばれた月、あるいは、八金神 \vee の体・大地であり、特に、八日天四 \vee と金光大神とは、信仰的に深い結びつきを持っていたことは、先の節でも述べてきた通りである。しかも、それだけでなく、その信仰的な結びつきを、永遠に生命的なものとする願いを、金光大神が持っていたことを物語る伝承が残されている。

死ぬる、ひぬるといふのは、皆、日の許へひぬるのぞ。仏で言うのも神道で言うのも一つ事ぞ。魂は生き通しじゃが、身体は死ぬる事がある。土から生じて、もとの土へ帰るが、魂は天からお授けになって、また天へ帰るのじゃ。²⁹

伝承者・難波幸（四八〇一五九）が、初めて金光大神の広前に参ったのが、明治九年であるところから、この伝承は、それ

以後の、おそらく、最晩年の金光大神の言葉を伝え残したものと考えられるが、新井白石の著した『東雅』^⑧によれば、古来、太陽神の信仰によって成立した觀念として、「日」とは靈也^⑨とし、「日」と「靈」とを同義とする考え方があって、金光大神が、このように「魂」と「日」とを結びつけたことに関連するかもしれない。又、「去ぬる」は、「死ぬる」を意味する用例もあって、「死ぬる」の方言「ひぬる」を、「日の許へ去ぬる」と意味づけしたことも首肯できる。^⑩これが金光大神の死生觀・靈魂觀のすべてであるとは言えないが、右の傳承は、その一面を示したものとして貴重であるとともに、先に挙げた市村光五郎の伝えのように、金光大神が、自身に代わる存在として、八日天四▽を指示したことの基底にある靈魂觀として、とらえておくことができよう。晩年の金光大神がなすべきことは、人々の信仰にとっての八生神▽に代わる支えを指示し、「ここに神が産るる」という信仰の生命を永遠なものにすることであったと思われるが、そういう金光大神にとって、また、神にとって、掛け替えのない存在は、八日天四▽に他ならなかったのではあるまいか。右の、難波幸の傳承によれば、金光大神は、肉体は滅んでも、その靈は「日の許へ去ぬる（帰る）」ことを希求していた。思い返せば、四十二歳の病中に、「一代まめで米を食わず」という神の約束と連なって金光大神と出会い、忘れることのできぬ感激を金光大神の心に刻んだのも八日天四▽であった。その後、神の頼みを受け止め、人民救済に専念した肉体的生命を終えようとする時、生き通しの魂（靈）が、日の許で永遠に抱かれたいという願いは、当然、金光大神の心に生まれるべくして生まれたとも言えようか。金光大神の神勳を繼承した金光四神は、八日天四▽と金光大神との、そうした関係を次のような言葉で暗示している。

前金光様（金光大神）は、日乃大御神に御孝心尽くされた。その御徳により、昼の十二時、この金光大神の御屋根を御通りなさる時は、三べんもつて（舞つて・回つて）お通りなさる。日乃大御神より、金光大神へ御礼をする。日乃大御神様、打ち通りはなさらぬ。^⑪

この、「日乃大御神に御孝心尽くす」とは、本論だけでは十分に論及しがたい事柄を示しているであろうが、その中にはおそらく、日の神 \wedge 日天四 \vee に見守られ守護されてきた自らの生命を、神願成就のために捧げたことを含んでいるに違いない。その神願とは、神の子 \wedge 氏子 \vee の救済に他なるまい。金光大神は、生涯、そのことに命を懸け、その祈りと魂とは、肉体の死を超えて永遠の神 \wedge 日天四 \vee に帰一し、なおも \wedge 生神金光大神 \vee の働きを続けることを、最後の願いとしたりではないだろうか。

三

一つ日天四の下に住み人間は神の氏子身の上に痛が病氣有つては家業出来難なし身の上安全願い家業出精五穀成就牛馬に至るまで氏子身の事何なりとも実意をもって願え

一つ月天四のひれい子供子育て方の事親の心月の延びたの流す事末の難有り心実意をもって神を願ひ難無く安心の事

一つ日天四月天四鬼門金乃神取次ぎ金光大権現のひれいをもって神の助かり氏子の難無し安心の道教え……三神天
地神のひれいが見え出した……^⑧

出会いの時、つまり安政二年四月二十九日の記述から後、『覚』に \wedge 日天四 \vee が登場したのは、この慶応三年(一八六六)で、およそ十二年ぶりのことになる。その間も、 \wedge 日天四 \vee と金光大神との関係が深まりこそすれ、疎遠にならなかつたことは、先の節で述べた通りであるが、この時点では、金光大神の信仰する神が、 \wedge 日天四月天四鬼門金乃神 \vee という神名で確認される中で、その一角を \wedge 日天四 \vee が占めていることが注目されねばならない。従来解釈では、金光大

神の信仰する神は、△金神▽から△金乃神▽へ、そして△天地乃神▽から、最終的に△天地金乃神▽へと展開、到達した、というものが定説となり、△日天四月天四▽は、付属的位置が与えられているに過ぎない。しかし、右の神伝には、△日天四▽あるいは△月天四▽も、△鬼門金乃神▽と共に神名の一角を占め、その「ひれい」つまり神威・神性も、独自のものを持つことが示されている。また、後に△天地乃神▽と書き習わされ、呼び習わされるところの神名が、△日天四月天四鬼門金乃神▽の、いわば略称として、ここに登場している。それは、この箇所の記事だけでは断定できないが、後に示すように、明治六年一月二十日の、「天地乃神とは日天四月天四丑寅未申鬼門金乃神の事」という、神名の再確認によって明らかになれる。この、△天地乃神▽という、神の略称が用いられるについては、次のような理由が考えられてよいだろう。金光大神の信仰において、△日天四月天四鬼門金乃神▽という神名でとえられるところの神が定着していく中で、内実は、もとの神名でとえられる神でありながらも、その呼称は簡略化される必要も生じたであろう。祈願においては、もとの神名が、あくまで遵守されたかもしれないが、人々への理解、あるいは『覚』等執筆の際、もとの神名が余りに長すぎて、やがて、それを約めた神名が考えられ、自然に用いられる要も起こったに違いない。右に示した『覚』記述に、「三神天地神」という書き方が見られるが、これを、△日天四月天四鬼門金乃神▽という神名の略称のモデルと考えてよいだろう。そして、おおむね、この記述以来、^⑤しだいに△天地乃神▽が、『覚』の記述に、しばしば登場するようになっていく。例えば、

明治三・十・二六「金光大神社の口で天地乃神が御礼申す」

明治四・十二・十「方角日柄みるばかり天地乃神に願うことなし」

明治五・二・六「暮れ六つ地震いり天地乃神きざわり」

明治五・七・二八「天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬき」

などがある。しかるに、明治六年一月二十日、もとの三神の略称としての△天地乃神▽が、再びもとの神名に復元して確認されなければならない事態が生じている。

一つ小田県の触れ書の事聞き神職立たと申し家内中心配仕り候天地乃神とは日天四月天四丑寅未申鬼門金乃神の
 事家内中神の事忘れな何事有つても人を頼む事すな良しあしし事も神任せに致せい心配すな世は変わり物……^{①)}

ここでの、「天地乃神とは……」という、もとの神名の再確認は、「小田県の触れ書の事聞き神職立たと申し家内中心配仕り候」という記述が物語るような、政治情況の圧迫^{②)}による金光大神広前の危機に直面して、金光大神の「家内中」の不安が深まっている時になされており、あたかも、△天地乃神▽の神性を忘れかけた金光大神一家に対して、神が、その神名と神性とを明らかに示し、叱咤激励したかのようなのである。金光大神一家は、この、神名の再確認を受けて、金光大神の「九死一生」の大病の時に、苦難の闇を貫くような一条の光を投じてくれた「一代まめで米を食わしてやる」という神△日天四▽の存在と神性とに思いを至らせ、心配の闇に奪われそうな心の眼を、△日天四▽の光・加護に向かう眼へと転換せしめられたであろう。このように、この神名再確認の意味をとらえることができるならば、明治六年一月の時点において、△日天四▽の「ひれい」は、極めて重要な働きをしたことになる。そして、この、神名再確認の事蹟は、△天地乃神▽などの神名をとらえて、もとの神とは別格の神として了解する解釈を、根底から打破するものである。さらに、△日天四月天四鬼門金乃神▽↓△天地乃神▽という神の進展がなされたという定説も、無論のこと成り立たないことになるだろう。あるいは、こうした神名の問題は、この、△天地乃神▽についてだけでなく、金光大神の信仰における神の問題にする場合、常に考慮されるべきであるかもしれない。

そこで、このような神名にかかわる問題をふまえながら、次の節では、△日天四▽△月天四▽△金神▽という、元

来、独立した神々と、八日天四月天四鬼門金乃神▽という、いわば総合神、そして八天地乃神▽という略称から、もとの神名に復元される方向で定められたと考えられる八天地金乃神▽との関係等を考察し論述していきたい。

四

先に述べたように、八日天四▽と金光大神との信仰的きずなは、終生、固く結ばれていた、と言うことができるが、同様に、八月天四▽や八金神▽と金光大神との関係も密接なものであったことを忘れてはならない。八金神▽信仰者であるところの実弟繁右衛門が、金光大神の信仰の発端において、重大な役割を持ち、影響を与えたことは周知のとおりであるが、八月天四▽についても、金光大神が信仰を寄せたことを物語る伝承^⑤が残されている。それは、安政五年の寒三十日間、金光大神が、時には雪の降る日も、木綿崎山で月の出入りを拝む行をした、というものであるが、そうした八月天四▽信仰が、その後、金光大神の信仰に、どのような意味を持ったかについては、いずれ解明されねばならないだろう。金光大神は、「三宝様とは、日の神月の神金の神、三つ合わせて世界の三宝様なり」とか、「天地日月金神様合わせ三宝神なり」と語って、八日天四▽八月天四▽八金神▽という三神を、人間、あるいは世界を根本的に支える神として示しているが、そのことによっても、これらの三神は、いずれも金光大神の信仰にとって欠くことのできない神であったことが窺われるであろう。この三神は、大まかには、天神八日天四月天四▽と地神八金神▽とに区分され得るものであるが、その、天神と地神とが結び合わされるについての仕組みを一考してみる上で、次のような伝承を取り上げてみたい。

父の大神ある事を知て、母の大神ある事を知らざる時は、一家和合せず。故に、教祖は大地の大神を教諭して天地

を和合さし下されたり。^④

このような、天を父、地を母とし、その和合が金光大神の信仰によって確立した、とする直信の解説が残されているが、天を父、地を母とする思想は、金光大神も、「天と地は夫婦とたとえてあるものじゃ。天が無うてもならず、地が無うてもならず。天が夫なら、地は女じゃ」と語っているように、一般的な概念でもあったようである。ところで、このような伝承によって、 \wedge 日天四 \vee \wedge 月天四 \vee \wedge 月天四 \vee \wedge 鬼門金乃神 \vee という三神の結びつきについての次のような仮説が可能になる。 \wedge 日天四 \vee \wedge 月天四 \vee あるいは \wedge 金神 \vee は、それぞれ金光大神の信仰に欠くことのできない神であった。そして、天神 \wedge 日天四月天四 \vee と地神 \wedge 金神 \vee とは、金光大神にとって、前者は父、後者は母にたとえられる神であり、そこから、双方の神は、必然的に、金光大神を仲立ちとして和合され、そのことによって、相互に関係し合う存在となり、独立した神から関係的な神へと変質を遂げたのではあるまいか。

こういう仮説を設定するについて思い起こされるのが、金光大神の用いた「天地の間」という言葉とその理念である。なんとすれば、天と地、天神と地神とが和合する時に当たって、その仲立ちである金光大神、普遍的には、人の住まう場・空間こそが、「天地の間」と表現されるべきものと考えられるからである。そこで、この「天地の間」という言葉と理念をも加味しながら、先に示した仮説を、さらに展開してゆこう。

天地金乃神と申す事は天地の間に氏子おっしてお陰を知らず(中略)今般天地乃神より生神金光大神差し向け(中略)氏子ありての神神ありての氏子……^⑤

「天地の間」という語句は、『覚』の中では、右に示した明治六年八月十九日の神伝の記述にしか見られない。この

神伝については、過去、様々な解釈がなされてきているが、この神伝を、天神・地神の和合、すなわち八天地金乃神Vという図式で考えれば、「天地の間」という語句の理念、あるいはその語句が生まれてくる関係が理解できるのではないだろうか。この神伝は、一見「八天地金乃神Vは……という神である」という、定義づけを目的としたもののように思われるが、実はそうではなく、「氏子」と呼ばれる人間が、天神と地神との間、つまり、「天地の間」に住み、生きているにもかかわらず、それに気づかずにいるという指摘から始められているように、「氏子」が「天地の間」に生きている自覚に目ざめ、八天地乃神Vつまり天神・地神が、人間を「氏子」という思いで見守るといふ関係と働きそのものが、八天地金乃神Vとして語り出されているものと見るべきではないだろうか。「今般天地乃神より生神金光大神差し向け」と記述されているように、人間を取り巻く神は、あくまでも天神と地神とを和合した八天地乃神Vであるが、そういう神から、八生神金光大神Vが差し向けられるという、一つの目的とそれにとまなう動きが生じる時、関係の神格化とも言うべき神が、八天地金乃神Vとして登場することになったのではないだろうか。三神の結合の仕組みについての仮説が、思わぬところに波及してきた感もあるが、続けて、さらにこの八天地金乃神Vの神性を追究しておきたい。

八天地金乃神Vについての金光大神理解を多く伝える山本定次郎（（一四八〇—一九九））の伝承の中に、次のようなものがある。

皆、金神様へ参ると言うて参拜が出来るが、此方の広前は、只金神様だけではない。天地金乃神拜んで参る氏子の願をして居るのである。人間其他万物は天地間の空気を吸て皆生きて居る。百姓の人は御土地へ万物を植付耕作する。其上は天地任せである。八天地金乃神と氏子の間柄の事を、金光大神、参って来る氏子に咄して聞かせよVと御伝下されたので、此様に咄をして居るのである。^④

多くの者が、金光大神の信仰する神を△金神▽と思う中で、このように「只金神様だけではない」天の神様も信仰するのである、という説明が要る場合も多く、逆に、天神を理解しても、△金神▽を理解できない人には、「大地の恩」を説く場合もあったであろう。それほど、人々は、常識的には、天の神△日天四月天四▽とか、地の神△金神▽といった、明確にイメージできる特定の神を祈願し、関係を持つことを信仰としていた。そういう当時の人々の心情の中へ、「雨風も天地の間のもの、神様も天地の間にござる」^⑧という、新たな神観を提示する金光大神の言葉は、特異なものであった。それだけに、神自体についての説明よりも、「天地金乃神と氏子の間柄の事」に理解の焦点が置かれなければならなかった。そのように考えれば、先に示した神伝の文脈が、「天地金乃神と申すことは……」と書き出されながらも、「……こういう神である」という結語へ導かれぬのも、むしろ当然のことになる。しかるに、天と地という全かけ離れた別々の実体の中間に、「天地の間」という位置を設定し、そこに神と人間との関係を説き示すことは、語りかける側にとっても、聴き取る方にとっても、極めて困難なことである。つまり、△日天四▽とか△金神▽とかについては、その神名によって実体を想起することが可能であっても、それらの神々の間という、関係的、空間的概念は、何らかの具体的実体に結びつけ、置きかえて、たとえられなければ、容易に描き出すことも、理解することもできないであろう。あるいは、その困難さが、この神伝の源泉となり、「生神金光大神差し向け」の要請となったものではあるまいか。しかし、すでに、元治元年（寛文）正月一日の神伝において、示されたことであるが、この神伝においても、神と人との関係が、「氏子ありての神、神ありての氏子」という、いわば「親子」の間柄としてとらえられ、関係的概念が、具体的実体にとらえ直されている。金光大神は、この「親子」の理念を用いることによって、「神と氏子の間柄のこと」を、身近で平易な言葉で説明することができるようになったであろう。金光大神の、神についての理解には、次に示すようなものが多い。

此方が天地金乃神を巳^みの年の父母^{ちちはは}と授けてやろう。親と思えば子と思う。子と思えば親と想うて信心をして居れば、神の所よりして子と思う。

こうして「親」神の登場は、神と人との關係を、「親子」という、ごく身近な關係でとらえ直し、語り示すことを可能にした。ところで、親とは、右の伝承に見られるように、あくまでも「父母^{ちちはは}」という、本来、別個の存在から成り立ちながら、子との關係が生じることで初めて親という位置を与えられることを見逃してはならない。そうした仕組みを、神々のレベルに置きかえてみると、天神と地神とは、それぞれ別々に存在し、その個性を保有しながら、「氏子」を焦点にして關係づけられる時、初めて「親神」の成立を見ることがなる。それは同時に、天神 \wedge 日天四月天四 \vee ・地神 \wedge 金神 \vee それぞれが、父性あるいは母性を持った「親神」へと、その神性を微妙に変化していくことになる。

以上のように \wedge 親神 \vee の生成を考えた上で、 \wedge 日天四 \vee \wedge 月天四 \vee \wedge 鬼門金乃神 \vee という三神と \wedge 日天四月天四鬼門金乃神 \vee 、そして \wedge 天地金乃神 \vee とは、どのように関連づけられ、判別され得るであろうか。 \wedge 日天四月天四鬼門金乃神 \vee という神名の成立は、先の仮説のように、金光大神を仲立ちとした天神 \wedge 日天四月天四 \vee と地神 \wedge 金神 \vee との和合として考えることができ、 \wedge 天地金乃神 \vee と呼ばれる神の発生が、 \wedge 日天四月天四鬼門金乃神 \vee の総称、あるいは、社会状況を考慮した外向けの神名^⑥という側面を持ちながらも、「天地の間」に住む人間、あるいは \wedge 生神金光大神 \vee を焦点とした天神・地神と人間との關係と働きの神格化として考えられてよいならば、この双方の神は微妙に関連しながらも、ある相違性を持っていた可能性があることになる。その微妙な相違性が、移行的に、不安定なまとまりを見せたものが、 \wedge 天地乃神 \vee と略称された頃の \wedge 日天四月天四鬼門金乃神 \vee として考えられるのではないだろうか。本論では、あえて、これらの神名の時期的変遷について論及しなかったが、いくらかの年月のへだたりがあるにせよ、本質的には、独立した三神から、天神・地神の和合と \wedge 日天四月天四鬼門金乃神 \vee の生成、そして、 \wedge 天地金乃神 \vee の発生、それら

の動きが、かなり密接に関連していたという感触を得たということだけは記しておきたい。こうした神名についての問題は、いずれまた違った視点から本格的な考察を加えることが必要と思われる。

ところで、先の節に続いて、直接的には八日天四ノ位置を、金光大神の信仰における神名の変遷を追究してきたが、それは、金光大神の信仰における八日天四ノ位置を、他の神々との関連で把握する試みとして欠くことのできないう作業でもあったといえる。そこで、このように、金光大神の神観を全体的な視点で一瞥した上で、再び八日天四ノに焦点を絞って、その神性を確認するべく、これまでの問題の整理をし、残されたところを論述しておきたい。

五

四十二歳の出会いと、明治六年の神名再確認の両時点において、八日天四ノが、その神性をもって金光大神とその家族とを災いから救い、不安から希望へ転じたことについては、先に論述してきたが、そういう八日天四ノの神性が、その他の時期にも、また、明治六年以降にも、金光大神が遭遇した危機において、度々要請されたであろうことは想像にかたくない。明治九年から、金光大神の広前に参って教えを受けた佐藤光治郎(三九)は、次のような金光大神理解を受けている。

左の目は日天四、右の目は月天四ぞな。み霊をお授け下さったという事は、それでもよう分かるうがな。目の玉がなんぼうよう光っても、日天四月天四のお光が無かったら、何も見えはずまいがな。日天四月天四のお光は有っても、我が目の魂が上がったたら(働きをしなくなっていたら)、明かりは知れまいが。⁶⁰⁾

我が目の魂が働きをしなくなっていたら、たとえ光があっても、見ることはできないと言い、 Δ 日天四 ∇ Δ 月天四 ∇ の光と、「我が目の魂」とが無ければ、何も見えない、と言う。この金光大神理解は、単に肉体的視力についての指摘であると言えるだろうか。伝えによると、佐藤光治郎は、信心をしていながらも、前後二度も妻に先立たれるという不幸に出会ったが、その信念は動ずることがなく、一家をあげて信心に励み、腹のすわった人であったという。右の金光大神理解は、彼の直面した不幸・苦悩とかわって語り出されたのであろうか。また別の、苦難あるいは不安を抱えた人に対してであろう、金光大神は、「日の大神の御照らしある内は心配すな」⁵⁵と説諭したと伝えられる。このような金光大神理解は、どのような厳しい情況・苦難の闇の中に在ろうとも、その中で光を見いだせる心眼を、 Δ 日天四 ∇ の神性をもって、人々の心に開示しようとしたものと、と解することができよう。「暗」は視覚の一つであり、光と暗とが根源的に伴って、視覚ははじめたものを見、永遠の未来へ向かうことができる。⁵⁶人は、苦難や不安の中で、知らず知らずのうちに、自らの魂・心の視覚を「暗」におおわれ易い。それだけにまた、「明」への希望が強く大きいものとなる。金光大神のところでは、本論で取り上げた限りでも、四十二歳の時、明治六年頃、そして最晩年と、金光大神とその家族との心は、苦難と不安の暗闇のさ中で奮え震えるような辛さを包み込んでいた。 Δ 日天四 ∇ は、そんな時、まるで約束をしたかのように登場し、その明かりは、その存在に心を向けることだけでも輝きを放ち、「暗」を「明」へと導いた。このような Δ 日天四 ∇ の神性は、おおむね、修験道において言われる Δ 日天子 ∇ の「除災」あるいは「除闇遍明」の徳性に帰せられてよいだろう。

しかし、金光大神の信仰における Δ 日天四 ∇ は、ただ、「除災」・「除闇遍明」の働きだけを、その神性としたとは言えない。一節で論じたような、日天四と「お知らせ」との深いかかわりと、三節で提示した、慶応三年の、「日天四の下に住み人間は神の氏子……」という神伝に吐露された Δ 日天四 ∇ のひれい、は、多分、金光大神のところで独自に獲得されたものであろう。また、「日の許へ去ぬる」という金光大神の靈魂観との関連、「日の大神の御照らしある内は

心配すな」という金光大神理解がなされるような、生命の原拠としての∧日天四∨の役割など、金光大神の信仰において∧日天四∨は、その神性を限りなく開示している。金光大神の信仰における∧日天四∨の役割と神性とが、このように広がりと深まりとを持つものと解される時、それが、∧天地金乃神∨と呼ばれる神の中へどのように反映し、受け継がれていったかという問題が、改めて根本的に問われなければならないことになる。そこには、∧日天四∨も∧金神∨も∧天地乃神∨も、その相違性や同一性を云々することの及ばない、金光大神の信仰と神々の世界とが待ち受けているのではないだろうか。

(教学研究所所員)

注

- ① 『金光大神覚』(以下『覚』と略)「高橋一邦解説本」二七頁。
 『覚』の解説文は、すべてこれに拠った。
- ② 後で∧日天四∨の縁日について記述する場合の都合を考えて、本論に記した月日は、すべて太陰太陽暦(旧暦)に統一した。
- ③ 『太平記』『室町時代物語大成第一』『風来山人集』『黄表紙洒落本集』などの文献に、「日天子」「日天」「日天様」「日てんさん」といった用例が散見される。岩波書店『日本古典文学大系』参照。方言としては、今日でも各地で「ニッテンサマ」という呼び方が残っている。桂又三郎『岡山方言集』・小学館『日本国語大辞典』参照。
- ④ 文献的には、「日天に祈誓を掛け」(『室町時代物語大成第一』)、「日天様掛けて」(『風来山人集』)など、「日天子」を、「神」と同義に用いたと解される用例が見られる。安丸良夫は『出口
- なお』において、「天理教の神も『月日』とよばれたこと、黒住教の神は太陽神としての天照大神だったことなども考慮すれば、『月日様』を至上神とするのは、民俗信仰の伝統に根ざす共通性格といえるかもしれない」としている。
- ⑤ 「天地書附」が定まる以前、金光大神は

日天四きもん金乃神 月天四

 などと墨書した書附を入々に下げ渡すことがあった。
- ⑥ 伍賀慶春所伝『資料金光大神言行録』(以下『言行録』と略)二卷六五九。この他、「日天四」の説明として、「この四の字につきて或人が日天四は子に御書きになられるがよろしいと申上げたところ、教祖は、『そのくらの事は此方も知っておるが、神様がこう書けとおしらせであるから此方の四は之である』とて改め給わざりし」という佐藤範雄の伝えがある。『金光教教義講究所史要』二〇～二二頁。

- ⑦ 近藤藤守所伝『言行録』二巻八四九。
- ⑧ 宮家準『修験道儀礼の研究』二〇六～七頁参照。
- ⑨ 瀬戸美喜雄「教祖四十二歳の大事蹟について(一)」紀要『金光教学』第一二号では、ここで「日天四云々」と告げられる理由を、主に修験道の修法からくるものと指摘している。尚、筆者は、今日に現存する金光町在住の石鍬先達(岡川良仙氏七十七歳)を訪ねて、「本尊さまは不動明王だが、不動明王さまは、書いて名の通り何もおっしゃらぬ。それで、いろんな神様(うしろ神)にお願ひして出て来てもらい、病氣のことなどいろいろ教えてもらう。時にはニッテンシにもお願ひすることがある」と聴いている。
- ⑩ 天保七年(三六)備中国浅口郡玉島中替町に生まれた。父友七と金光大神との間は親しく、利三郎は、安政二年頃から金光大神を知っていたと言う。明治二十五年、教師試補となり、後に名古屋市金城教会長となっている。大正二年(三九)帰幽、七十歳。
- ⑪ 早川督『天地金乃大神』(明治四十五年四月一日発行)五六頁。
- ⑫ 宮家準、前掲書一九三頁参照。なお、高橋富枝(三九～二九)は、金光大神広前において当初は、「二十三日の月待ち日待ちということありて信者集り居たり」と伝え、「月待ち日待ちの二十三日は、地方の神社等に皆ありたることなり」と伝えている。『言行録』三巻二九〇、一三六九)また、「日待」についての金光大神理解として、「正五九月に日待ちをしようがのう。日々、日待ちをすれば結構じゃのう。三百六十五日に五かん日(五節句だけ)の日待ちじゃすまんのう」というもの等がある。(小林財三郎所伝『言行録』二巻六八〇)
- ⑬ (金光大神の)御一族所伝『言行録』一巻六一一。
- ⑭ 河本虎太郎所伝『言行録』二巻六三三。この伝承資料を分析すると、明治十四年頃、金光大神が日拝をしたことがわかる。
- ⑮ 高橋富枝所伝『言行録』三巻一三五二。
- ⑯ 『覚』四六頁。
- ⑰ 市村光五郎所伝『言行録』一巻二九五。
- ⑱ この他にも次のような伝承がある。
- 「金光大神祭日は十日ということに神様からの祭日と定めいと仰せらる。二十二日は金乃神祭日、二十三日は月乃神祭日、二十四日が日天四様の祭日にせいと仰せられるから」ということを前々より話されたり。(佐藤光治郎所伝『言行録』二巻二〇二)
- ⑲ 『覚』一三七頁、明治四年七月。その他、一五六頁、明治六年三月の記述などがある。
- ⑳ ここでは八日天四▽と「お知らせ」との関連を中心に考えてみたが、△金乃神▽と「お知らせ」とのかかわりを否定するわけではない。△月天四▽も、あるいは、同様の機能を持つかもしれない。
- ㉑ 明治十五年の記述にも八日天四▽が登場している。
- ㉒ 伝記『金光大神』・『概説金光教』(どちらも金光教本部教序刊)などでこの説を採っている。しかし、金光大神関係資料には、

既に、明治四年の記述に「天地金乃神」が見られ、明治六年の時点で「天地金乃神」が確定したとは言い難い。

- ⑲ 難波幸所伝『言行録』三卷一五〇六。
- ⑳ 徳永健次所伝『言行録』三卷一四九〇の一。
- ㉑ 八木栄太郎『古々呂の手綱』。
- ㉒ 難波なみ所伝『言行録』三卷一五三三。
- ㉓ 『言行録』一卷一五三。これと同様の伝承として、市村光五郎所伝『言行録』一卷一九三参照。
- ㉔ 難波幸所伝『言行録』三卷一五一九。
- ㉕ 岩波書店『日本思想大系』35一二九頁参照。
- ㉖ 岩波書店『広辞苑』参照。
- ㉗ 三角寛『サンカの社会』によれば、三窩（サンカ）の葬制としては、明治初年頃まで、風葬（シナドオクリ）が多く、この風葬の思想は、人間の靈魂は太陽に帰るものとして靈を尊び、死体（ナキガ）は、網籠に入れて、人目につかない川の上の樹木につるして風化させたと伝えられるが、金光大神の靈魂観とサンカのそれとが類似していることは、どのように考えられるであろうか。
- ㉘ 西村菊三郎所伝『言行録』六卷三五七七。
- ㉙ 『覚』一一一〜一二頁。
- ㉚ 伝記『金光大神』の「神」の項は、
「金光大神は、はじめ、あらゆる神・仏を、信心の対象としていたが、後、それが金神信仰に統一せられることとなった。金
- 神も、はじめは「七殺金神」として地上を遊行する神であったが、後、大地の神となり、これに、日天子・月天子を配して、『天地三神』に展開し、さらに『天地乃神』『天地金乃神』によって、これ等が統一せられるにいたった……」と説明されている。この他の著述にも、「日天四月天四」について、これ以上の位置づけをした解説は行われていない。
- ㉛ 高橋富枝による金光大神理解の伝承に、
「日天四月天四丑寅未申金乃神大明神と申して拝め」と言われしが、十年ばかりも続きたらん。「大そうむつかしい様でございます」と申上げしに、「丑寅未申がつくからむつかしい様なが、神様がそう仰せらるるから、そう言うて拜めい」（『言行録』三卷二七三）というのがある。この他、祈願の際に、金光大神が、「日天四月天四鬼門金乃神」ととなえていたと伝える伝承もある。
- ㉜ 厳密には、既に元治元年（一八六四）正月一日の神伝以来ということになる。注④参照。
- ㉝ 『覚』一四九〜一五〇頁。
- ㉞ 明治四年五月の、太政官布告の主旨を受けての、明治五年十一月の小田県布達には、「従来之神官社家総て相廢」とあり、この発令後、約一か月半余にして、金光大神は、戸長から、布教行為を差止められている。なお、この時期の金光大神広前を取り巻く政治的情況については、瀬戸美喜雄「一民衆宗教者の思想の軌跡」『日本宗教史論集』下巻三六八頁に詳しく記され

ている。

- ③⑨ 早川督、前掲書五六頁。これも阪根利三郎の伝承である。
- ④⑩ 荻原豊松所伝『言行録』一卷五二六。
- ④① 白神新一郎『御道案内』本文。
- ④② 「日天神と月天神は天の神の王程高い神は無い。金の神様は地の神様ほど低い神は無い」(藤井きよの所伝『言行録』五卷二六四〇)など、△日天四月天四▽を天神とし、△金神▽または△金乃神▽を地神として示した金光大神理解についての伝承が多い。
- ④③ 福嶋儀助所伝『言行録』六卷三五七九。
- ④④ 藤原嘉造所伝『言行録』三卷一六九五。
- ④⑤ 『覚』一六一頁。
- ④⑥ 福嶋義次「金神、その神性開示について」紀要『金光教学』第一七号では、「金神の地所」ということへの人間の無知の指摘、「前々の巡合せ」という歴史を断ち切る信心の要請等が中心線としてとらえられている。瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手」紀要『金光教学』第一七号では、「天地書附が視覚に訴え直截にさし示してくる信仰の中身を、論理的に敷衍した性格のものである」として、この神伝も他の教えも、「神と人間のかかわりを説くこと」に主眼が置かれていた、としている。『概説金光教』一六七～八頁では、「神のさしむけとしての、生神金光大神の取次ぎによる人間の助かりこそが、天地金乃神の願いそのものにほかならぬことを伝えている」としている。
- ④⑦ 『言行録』三卷一七七九。
- ④⑧ 市村光五郎所伝『言行録』一卷四二〇。
- ④⑨ 元治元年正月一日の神伝には、「……天地の神が宮へ入りておつてはこの世がやみになり正真氏子の願い礼場所その方取次ぎで神も立ち行き氏子も立ち氏子あつての神神あつての氏子子供供の事は親が頼み親の事は子が頼み天地のごとしあいよかけよて頼み合い致し」(『覚』一〇六頁)というように、神と氏子との関係が、「親子」で示されている。
- ④⑩ 市村光五郎所伝『言行録』一卷一四八。「巳の年」とは、市村光五郎のこと。
- ④⑪ 先に、瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手」紀要『金光教学』第一七号において、この点に触れられている。すなわち、「天地金乃神と言うは、日月金乃神と言うのを約めて申し上げるのじや」(藤井広武所伝『言行録』三卷一六八三)という金光大神理解の伝承から、天地金乃神は、金神と天地乃神との総称であることが明らかである——という見解が示されているが、筆者は、「日月金乃神」は、天神(日天四月天四)と地神(金神)の和合による△日天四月天四鬼門金乃神▽を指すものと解している。また、この総称を要請する社会情況については、一応、同論文の見解を採った。すなわち、改暦以来の金神という神名にまつわる世間の疑惑の広範な生起と、日天子、月天子についての機械・物質視の風潮の蔓延が、この総称を促す一大契機であつたらうというものである。
- ④⑫ 金光大神関係資料によれば、明治九・十年頃と明治十五年頃

の、金光大神広前の危機的情况に集中して、△日天四▽の登場が見られる。

⑤③ 『言行録』二卷一一二。

⑤④ 島村八太郎所伝『言行録』二卷二〇〇。

⑤⑤ 植村寿蔵「暗はなぜ画かれたか」『哲学研究』vol 四一四一

168 所収参照。

資 料

小 野 家 文 書 (12)



金 光 眞 整 編
(教学研究所囑託)

「永世御用記」について

この「永世御用記」は、慶応四年八月から、深津県が里正、年寄を廃止して、戸長、副戸長制を敷いた明治五年六月まで記されている。表紙と裏表紙とは厚紙で、表紙には写真のように「永世御用記」と中央に大きく記され、右端に「慶應四戊辰八月ヨリ」とあり、裏表紙には、「里正 小野慎一郎 (中丸) □正□□」^(中丸)と記されている。美濃紙の大判を縦に折って仮綴した横長の帳で、縦十四・五センチ、横三十八センチで、本文は百三十枚である。

なお本誌十一号一三四～一三五頁の解説も、合わせて参照されたい。

凡 例

- 一、できるだけ原本の姿をとどめることにつとめた。
- 一、義と儀・庄屋と庄や・ハともなど、強いて統一しなかった。
- 一、片仮名のルビや、脇に小さく記しながらも、何の注記もないものは、原本にそれが記されたものである。
- 一、項目ごとの見出しは、原本にはないが便利のために編者がこれを適当につけ、ゴチック体で記した。
- 一、句読点、返り点なども、編者が適宜につけた。
- 一、読みにくい漢字には、括弧に入れてルビをつけた。(○すべて)など。
- 一、カヽより・ハヽえ・モヽは・而ヽて、などは原本のままとしたが、変体仮名のまヽれ・ハヽす・ハヽか、などは、平仮名にあらためた。

- 一、朱書・消去などは、その箇所全体を「」に入れ、(○「」内は朱書)のように注記した。
- 一、編者の注は括弧に入れて、(○藤田) (○粹)のように、その場に入れた。
- 一、誤字・脱字と思われるものには、その傍らに正しいと思う文字を括弧に入れ、(者カ) (得脱カ) などとし、また虫喰の箇所にも時に(林蔵カ) など入れた。誤字・当て字で判読できるものには(ママ)と注した。

永世御用記 — 慶應四年七月〜十月 —

慶應四戊辰歲（〇一八六八）

會所出役等につき達し

御取締役 江

會所江出役、金・銀御貸附、上納方共取扱并御^{（成益力）}□□向相心得、諸事兩奉行江可^{（成益力）}申談候事

同日

會所定日之節出役、諸勘定并御成益向、御取締可^{（成益力）}相心得候事

御勘定方吟味役 江

辰七月廿九日

會所江出役、^{（兩力）}□替諸帳面改并御勘定奉行^{（江力）}□附屬可^{（成益力）}相勤候

同日

御勘定奉行 江

會所出役、兩替・米・銀、御勘定請拂、御成益向引請相勤、諸

堺和伴次郎

事御取締役江可^{（成益力）}申談候事

邸木勘右衛門

同日

御賣米方被^{（成益力）}御付候間、會所江罷出、御米賣捌方并御成益向相心得、諸事兩奉行江可^{（成益力）}申出候事

郡奉行 江

同日

會所江出役、金・銀御貸附上納方共引請、御成益向相心得、諸

事御取締役江可^{（成益力）}申談候事

守安徳右衛門

同日

矢吹慎藏

佐々田孝太郎

池上富太郎

御代官 役官 江

池上彌平 □

兩替所調役被_二仰付_一候間、兩替金眞偽相改、并御成益向相心得、諸事兩奉行へ可_二申出_一候事

同日

大庄屋

吉富融三郎

御貸附所調役兼帶被_二仰付_一候間、會所へ罷出、金・銀拜借願取次、并御成益向方之事相心得、御米方御懸銀に可_二申立_一候事

一 勤金五兩貳_{〇〇}下之

(上林_九)
村庄屋

(大_九)
庄屋席

岡澤右衛門

御貸附所調役_{〇〇}申付候間、會所へ_{〇〇}罷出_{金_九}・銀拜借願取次、并御成益向_{〇〇}相心得、御米方御銀掛りに可_二申立_一候事

一 勤金五兩被_レ下之

同日

井手村庄屋
市場町年寄兼帶

藤田常右衛門

右同斷_{〇〇}勤被_二仰付_一之_{再_九}

同日

兩替所手代申付候間、會所へ罷出、兩替取引相勤、諸役所差圖次第入念可_二相勤_一候

一 御勘定奉行支配之事

同日

門田村庄屋代勤

秋山利太郎

同村庄屋格年寄

滿谷彌吉

井尻野村

小池嘉兵衛

御貸附所手代兼帶申付候間、會所へ罷出、諸役所差圖次第諸事入念可_二相勤_一候

同日

白神孫右衛門
藤田岡右衛門
國府利右衛門
矢吹良五郎
角田友次郎
松尾靜次郎

村木勘右衛門

願之通、掛屋役首尾能御免被_レ成候事

午之市
萬金講取引

寺田利平

兩替所手代加役申付候間、會所へ罷出、兩替取引相勤、諸役所
差圖次第入念可_二相勤_一候

同日

今般^(諸事カ)□□御趣法替ニ付而_レ、書□之使之會所_二引請可_二取斗_一候
但、右^(之趣カ)□□御_二儀_一と_二事_一
同日
札座會所御趣_二已來會所_一も唱可_レ申候事
同日

掛屋役以來御廢止相成候事

同日

右之通、今般被_二仰出_一候間、得_二其意_一、末々迄不_レ洩樣可_二觸知_一者也
辰八月三日 御役所

大庄屋

邸々

池田武藏守茂政夫人卒去につき触

^(池田)池田武藏守様之奥方様、久々御病氣之處、御養生不_レ被_レ爲_レ叶、
昨十八日辰之刻、御卒去被_レ成候ニ付左ニ
一 往來筋

札場兩替其外共
常平講取引
別融通取引
掛屋
銀納
御貸附取引
講□屋并濱運上
職人株運上
人運上
子方

〔今十九日〕五日之間 本部帳之事

一 普請

同日か

升五日迄

一 鳴物・音曲・諸殺生追而相達候迄停止之事
右之通被_レ仰出_二候間、得_レ其意、末々まで不_レ洩様可_二觸知_一もの也

辰八月十九日

御役所

兩村

神社の神体、由来調べ

御領内神職・別當無_レ之神社之分、神躰義由來等、
〔明カ〕
〔細カ〕
□細ニ取調、半紙□認メ、當月中可_レ指出_一もの也
□□無_レ之様、
〔罰カ〕

八月七日

御役所

大庄屋村々

九月十一日限り、鳴物、諸殺生停止御免

明十一日限、鳴物・諸殺生停止御免被_レ仰出_二候間、得_レ其意ニ末

々迄不_レ洩様可_二觸知_一者也

九月十日

御役所

兩村

蒔田相模守浅口兩村を巡村

當辰九月四日、御領主蒔相模守様、浅口兩村之内、御巡在可_レ
被_レ爲_レ遊、御道順、川邊々往來西に御通拔、夫々下_二萬村小川筋鳥打に御登り、又申高德寺ニ而御小休

但、前日愼一郎義同所へ罷出、萬端致_二周旋_一、村役人へ引合、借受之義也。玉島御陣屋々、御代官御挨拶御出張、敷村役人ハ勿論、萬端心配い_レし呉、新屋幸平治義ハ勿論之事也

夫々長尾通り、龜山端、道越村、八重村堤□之下々村方へ御移り候。朝四ツ時、少々水出有_レ之、仮橋掛申候。柳原夜燈場中島久眞太宅御小休

但し、御案内御郡奉行龜山幸右衛門様々、中島久眞太初、村役人に御達し、遠隔之處、御途中々俄ニ思召ヲ以、御小休ニ相成、尤已後先例ニハ不_レ相成候間、此段急度相心得候様久眞太宅ニ而御達し候

夫々崇道端小野愼一郎宅御小休、殿様上之間・中之間、御供士表通り、奥ノ間御家老様、同中ノ間郡奉行様・御代官様、左之

通御列座。殿様に熨斗。但床之上ニ据置、尤前簾カ

御煙草盆。御茶

但、當方ニ而調置候得共、茶箸・御茶共総而御手持ニ相成、用意之分御取遣無レ之候事

御菓子等さし出、御郡方御勘定所迄、御茶・御菓子さし出、其余ハ煙草盆茶而已さし出、同刻七拾歳以上之男女御目見被ニ御

付一座鋪正面殿様御著座、縁類御家老様御用人様縁下口邊りへ柏盛カ

口壹枚置レ之、御郡奉行龜山幸右衛門カ様、御代官二階堂民之丞

様御著座、大庄屋岡澤右衛門并村役人共ハ、庭上ニ無刀無履物

平伏、郡奉行様カ御意、此度御巡村被レ爲レ遊候ニ付、七拾歳以

上老人共御目見被ニ御付ニ候上、御拜領物被レ下置候間、頂戴致

候様御達し、此内村役人・惣代・判頭三人御召出し、惣代ハ義

平口右衛門悻鹿藏ナリ。御讀問後、御渡ニ相成候御書付文

別書口罷在事。路次門口御口被レ爲レ成候。老人被レ爲ニ

下置二分ハ別ニ記。夫カ寂光院へ御登山、御小休、夫カ賀茂古

馬場カすへ御移り、藤澤啓次郎宅御小休。夫カ花之池・天満山

八荒神・大谷須郷へ御移り、川手十右衛門宅御晝休

但、御晝ハ煮メ・御飯口事口夫々持、こりニ入、或ハ握飯

竹皮ニ入、五拾人前村方カ川手宅へ仕送り申候。尤、御晝飯

煮メ共、同家へ内々頼置、御上向カ御沙汰ハ壹人前貳合五勺

宛飯焚出し、煮メ・御辨當ハ貳合五勺宛、香物四ツ、士分貳

ッ宛村方カ仕構候様、正面御達也。尤、川手十右衛門カ御

酒・栗飯奉ニ獻上、御供士迄も御酒さし出候趣、下供へハ酒

料執斗候趣ニ承レ之

夫カ川手十右衛門宅晚七ツ時御歸陣、往來筋御乗切

御乗切御供連

口付 御馬役 口付 郡奉行

口付 御供頭

口付 御乘馬

口付 御刀番 口付 御用人

口付 御家老

口付 御醫師 御草履取 御手廻り

御〔長柄〕御手廻り (〇)内は貼紙で下の「草履取」を消去

御家老、御用人、草り取、兩人之内壹人

押 壹人

九月三日夜、御先詰御入村ニ相成、小野愼一郎宅ニ御滞留之御

方左ニ

御先詰

御小納戸

寺松彦市様 御近習三人

御勘定奉行 森川郷右衛門様

御代官 二階堂民之丞様

御勝手目付 河手源吉様

御供目附 壹人

御次坊主 壹人

御手廻り 貳人

持夫 貳人

持夫 三人

持夫 四人

御家老 貳人

御用人

御若黨 壹人

御家老

御用人

御草り取 壹人

惣供物持兼 貳人

押 壹人

ノ

右御方々様御境目は御出迎被成候。御近習、其外御先番之御方(毎方)八口家先へ御入込仕構向萬事御見繕有之

御境目は御行列之次第

箒持 貳人 兩村は壹人宛

保頭 下座觸

年寄 羽織・股引

庄屋 同 断 但、兩村役人爲御馳走、始終御案内

大庄屋 申上。尤、他村二而八先へ立、自村之村役人・大庄屋

直先列二相成候事

御代官

口付 御郡奉行

口付 御乘馬

口付 御馬役

口付 御乘馬

口付 御供頭

口付

口付 御乘馬

口付

御長柄

御傘

御杖

口付 御乘馬 御刀番

口付 御乘馬 御用人

口付 御乘馬 御家老様

口付 御乘馬 御醫師

御草履取

御手廻り

御家老 御用人 御草り取壹人

押 壹人

御境目迄御出迎村役人着用、直ニ御廻村御案内申上候事故、羽織・股引ニ而相勤、御用達・御館入、其他御會釋もの上下ニ而御出迎申上、柳原限自宅へ引取、全体御上向を御沙汰無し之、村方より御馳走ニ相勤候義ニ而、御内含ニ相成、罷出名前左ニ西澤林藏 同仲ニ 中島久真太 遠藤柳太郎 清水三右衛門 金光石之丞 清水萬太郎 金光河内 茂兵衛 十五郎 次郎右衛門 遠藤菊太郎 不參 川手十右衛門 同 直藏

前晚亦申迄御出迎、年寄代動武右衛門 判頭惣代

多平治 藤右衛門

多平治 藤右衛門 御歸陣之砌ハすへ年寄代動瀧右衛門 判頭 惣右衛門相勤

(○)内は.....の貼紙で消去してある

鳥打に御迎申上。御小休所、高德寺致ニ心配御出馬後御跡を歸村

古稀以上老人、御拜領物頂戴人別左ニ記之

秀吉父 藤右衛門母 新四郎母

源之丞 よね 桃濃 八十五才 八十壹才 八十才

右御目錄金三百疋宛被レ爲レ下之

順右衛門父 友藏母 六次郎伯父

十五郎 音十郎 三 幾 菊 七十七才 七十壹才

藤吉母 勇吉母 半四郎伯母 茂右衛門

ちよ 七十九才 七十七才 七十五才 七十貳才

羽右衛門母 春太郎父 八百藏妻 八百藏 磯右衛門 七十四才 七十四才 七十三才

寅一郎伯父	久委母				
辨次郎	と	せ	音之丞		
七十三才	七十七才	七十三才	七十貳才		
徳之丞母	平	平七妻			
つ	七	き	政右衛門		
七十四才	七十八才	七十九才	七十壹才		
小兵衛	文兵衛	紋吉母	寺内千藏母		
七十壹才	七十八才	七十九才	七十壹才		

右御目錄金貳疋宛被_レ爲_レ下之

此度御巡村之義ハ畢竟、被_レ對_三朝廷_二之事_二而、素當時勢柄ニ付、御上下御入用向萬端御_口被_レ爲_レ遊、御乗切ニ而御同勢御先詰共都合五拾人、至而御省略、御日歸ニ相成、御巡村ニ付獻上物聊不_二相成_一旨急度御沙汰ニ付、孰れも獻上ものハ不_レ仕、鳥打_方八重村迄御往來筋、村々掃除、橋等迄新ニ仮かけ仕、道筋立派ニ取繕、庄屋共上下ニ而御挨拶申上、下座觸、箒持・組頭御案内申上候由。尤、八重村ハ御跡_方、名主村境迄御供申上候趣、何分御乗切御志之義故、御案内始終ハ行届不_レ申由ニ候得共仕構ハ罷在、成丈ハ申上候趣、御歸之節も同様之由、此義ハ御上向_方承合書上候様御沙汰ニ付、彌十郎_ヲ以聞合之義也

御小休ニ付、仕構後年心得ニ記

一 掛物、狩野身信、漆鶴軸掛_レ之。其外活花・置物不_レ致候事

一 床見附ニ鹿角御刀掛ケ置_レ之

一 座鋪真中ニ上蒲團三枚相重候上ニ、赤毛氈_ヲ鋪、御著座

但、疊貳帖相重候而も、上段らしきものを仕構可_レ申候。

當然ニ候へ共、此度ハ嚴重御沙汰ニ而、村々少しも新ニ

仕構之義_ヲ堅御指留ニ付、用捨仕、已來ハ上段調可_レ申

事。縁ハ薄_{ベリ}敷新調、雪陰同斷、湯殿縁_ヲすべりハ相

止申候。已後ハ調可_レ申候

殿様御前熨斗・御茶・御菓子・煙草盆・其外共、御次坊

主衆・御近習御取扱ニ而、唯白湯湧置而已也

御家老様・御用人様へも、中番もの同様取扱、其以下文

手元_方指出候事

一 門前・路次門前共立砂・箒・水桶さし出置、多平治前_方堂

前門内_ニ素卷砂い_し申候。外門至_而見苦敷、殊ニ内法低

キ故、御馬上ニ而も、御頭上ニも相當り、且通用門之義故

新ニぬれ門ニ而も相調不_レ申而ハ相濟不_レ申候處、如何程小

門_ヲ共、仕構らしき事致問鋪御沙汰、殊ニ表門方、今年

的殺故、旁以其儘さし置、御通馬如何哉_ト案_口罷在候處、

少し御頭_ヲ御下し御馬上ニ而御入込、路次門へ御乗込、雨

戸縁へ直ニ御下_リ被_レ指_レ遊、御家老様始、以下八門内迄御

乗切、いつれ様も玄關は御通被_レ成候。已後路次門仕替之時ハチゴリウニ致可_レ申候。表門チゴリウニ致候ハ、通用門別ニ建不_レ申而ハ不_ニ相濟、然候時ハ入費甚敷、路次門へ御成之御趣意、後代に殘置可_レ申ものか後輩辨し□□、御晝所御小休所共、路次門へ御乘込被_レ爲遊、さし出候品物ハ、慎一郎宅ニ而取扱之同様之事也

一 中郡村々御近村、御小休所ハ庄屋宅ニ限り、尤、一村兩人役ものハ、先席ものへ御立寄、御晝井山寶福寺日照山國分寺兩所也。上林村も宅之御都合ニ寄、角田茂市宅、金井戸村ハ國府品右衛門宅、小屋江口勝之丞宅、尤、市場藤田常右衛門宅へハ、御入無_レ之、井手庄屋見習俊平方へ御小休御歸陣御挨拶、亦申迄すへ年寄代勤瀧右衛門、判頭総代惣右衛門相勤、尤、御馬上御乗切故、前刻罷出居申

前（つ）簾御達之寫左ニ

御巡村ニ付、村々取斗向心得方覺

一 算持貳人

一 保頭壹人 股引著用

一 年寄

一 庄屋 但 羽織股引著用

右、村限り御案内、御他領へ御通行ニ而も、同様御案内可_レ致

事

一 大庄屋壹人、羽織・野袴著用、御行列之内ニ而御案内可_レ致事
但、草履取壹人召連可_レ申事

一 御通行筋、道橋念入ニ掃除并普請等ハ堅可_レ爲無用候尤、農業等ハ勝手次第不_レ苦候得共、不敬無_レ之様可_ニ申付一事

一 御小休所御煙草盆、御家老・御用人煙草盆共有合之品相用不_レ苦。尤、御供之分ハ別段用意ニ不_レ及事

一 御晝休所寺院に、地元村役人罷出、掛もの指圖次第取斗可_レ申事

一 御他領御道筋相成候分も、前以取寄村々々、彼方村役人可_レ及ニ案内、勿論御馳走ケ間鋪義ハ、堅御斷相成候旨可_ニ申送一事

一 御行列帳・御道順帳ハ列ニ下_レけ渡し候事

一 村役人共當病、亦ハさし合等有_レ之候ハ、請持可_レ申事

一 御巡村翌日、村役人共郡方へ爲_ニ御禮ニ罷出一事

右之通奉候候、已上

辰 八月 郡奉行

御 順 路
 一 御 出 馬
 一 三 和 村
 一 柿 木
 一 中 島
 一 川 邊
 一 矢 形
 一 二 萬 村
 一 上 船 尾 村
 一 御 小 休 高 德 寺
 一 長 尾 村
 一 爪 崎
 一 七 島 村
 一 道 越 村
 一 八 重 村
 一 大 谷 村 柳 原 往 來
 一 夜 燈 場
 一 崇 道 端
 一 御 小 休 小 野 慎 一 郎 宅
 一 津 峠
 一 休 場

一 橫 池
 一 笹 池
 一 勸 請
 一 御 小 休 寂 光 院
 一 橫 渡 り
 一 橫 池 西 邊 り
 一 賀 茂 古 馬 場
 一 す へ 村 丸 山
 一 御 小 休 藤 澤 啓 次 郎 宅
 一 花 池
 一 天 滿 山 西 邊 り
 一 荒 神
 一 大 谷 村 小 田 往 來
 一 御 晝 休 川 手 十 右 衛 門 宅
 一 上 淵 往 來
 一 二 股
 一 柳 原
 一 御 歸 陣
 右 御 道 筋 村 々 叮 嚀 執 斗 候 趣、得 慎 一 郎 手 許 合 之 上 御 届 申
 上、其 後 其 御 上 向 當 上 方 御 使 者 ヲ 以 御 挨拶 有 之 候

左之村々、年寄并下座觸、箒持等迄御目錄被下之

水江村肝煎

坪 井 幾 次 郎

一 金五拾足

一 同 壹 朱

一 同 壹 朱

下座觸壹人
箒持壹人



上船尾村肝煎

中 原 武 八

一 金五拾足

一 同 壹 朱

一 同 壹 朱

下座觸壹人
箒引壹人



下船尾村肝煎

小 野 彌 右 衛 門

一 金五拾足

長尾村肝煎

五 郎 右 衛 門

一 金五拾足

一 同 壹 朱

一 同 壹 朱

下座觸壹人
箒引壹人



爪崎肝煎

井 上 半 兵 衛

一 金五拾足

一 同 壹 朱
一 同 壹 朱

下座觸壹人
箒引壹人



七島村組頭

五 三 平 治 郎

一 金五拾足ツ、

一 同 壹 朱

一 同 壹 朱

下座觸壹人
箒引壹人



道越村組頭

利 源 新 左 衛 門 太

一 金五拾足ツ、

一 同 壹 朱

一 同 壹 朱

下座觸壹人
箒引壹人



八重村組頭

得 太 郎

一 金五拾足

一 同 壹 朱

一 同 壹 朱

下座觸壹人
箒引壹人



右八年寄武右衛門ヲ以、村々々及ニ挨拶、御目錄金持參事

孝明天皇の御忌日

先帝御忌日、是迄御發日を以、十二月廿九日と被_レ爲_ニ立置候處、今般御制度復古之折柄、第一御追孝之思召_ニ而古禮ニ被_レ爲_ニ基、已來、崩御御正忌之通、十二月廿五日ニ被_レ爲_レ定、一段恭敬至重ニ御祭典可_レ被_レ爲_レ遊旨被_ニ仰出_ニ候事

但、過日被_ニ仰出_ニ候分も、御取消之事

明治と改元

別紙

今般、御即位御大禮被_レ爲_レ濟、先例之通、被_レ爲_レ改_ニ年號_ニ候。就而も、是迄吉凶之衆兆隨ひ、屢改號有_レ之候得共、自今御一代、一號ニ被_レ定候。依_レ之、改_ニ慶應四年_ニ可_レ爲_ニ明治元年_ニ旨被_ニ仰出_ニ候事

九月 行政官

右之通被_ニ仰出_ニ候間、得_ニ其意_ニ、末々迄不_レ洩様可_ニ觸知_ニ者也
辰九月十五日 御役所

大庄屋

邸々々

米価沸騰につき、酒造高元高の三分の一仕込

當辰年之儀、國々戦争、又も風・雨・^(災カ)□等も有_レ之、米價沸騰、諸民難澁之趣ニ相聞、依_レ之當年酒造之儀、元高之三步壹仕込可_ニ申付_ニ、萬一心得違過造等致し候者も、嚴敷御咎被_ニ仰付_ニ候条、此段向々々酒造向へ可_ニ相達_ニ候事

辰八月

行政官

右之通、從_ニ仰出_ニ候間、心得違無_レ之様可_ニ申付_ニ者也

辰九月廿三日 御役所

大庄屋

大谷村

天長節御執行

九月廿二日、聖上御誕辰相當ニ付、毎年此辰ヲ以、郡臣酺宴ヲ賜ひ、天長節御執行、天下之刑戮被_ニ差停_ニ、偏ニ衆庶も、御慶福ヲ供_ニ被_レ遊候思召_ニ候間、諸民ニおひても、御嘉節ヲ奉_レ祝候様被_ニ仰出_ニ候事

八月

行政官

右之通被_ニ仰出_ニ候間、村々末々迄不_レ洩様可_ニ觸知_ニ者也

九月十一日

御役所

大庄屋

邸村

口達

口達覺

- 一 御使者其外□□召連候供人・人足共へ向後まらし代不被レ爲レ下候事
- 一 呼出もの、以來刻限遅延無レ之様可レ致、自然運刻ニおよひ候節ハ、急度御沙汰可レ有レ之事
- 一 村々普請向も、年限中此上□精々吟味可レ有レ之事
- 一 横役減省、厚可ニ申談一事
- 一 御本分御引分ニ付、現夫壹人給、是迄御取立相成居候得共、御用捨被ニ仰付ニ候事
- 一 邸々惣代朔望出勤、向後御廢止之事
- 一 御使者夜中案内之節、役場燈灯(マツ)ニ限り、相用可レ申事
- 一 月役翌月五日限り急度指出可レ申事
但し、十一月改之上、相下ケ可レ申事
- 一 足輕山廻り御廢止已來、山奉行見廻り可レ有レ之事
- 一 一村役人其外下々ニ至迄、音物之義可レ爲ニ無用ニ旨、兼而相違候趣も有レ之候段、不レ辨者等有レ之、以外之事情。向後聊之品たり共、音物および候得ハ、急度可レ及ニ察當ニ条、下々迄改而申聞置候様可レ致事

辰 九月

- 小野慎一郎奇特につき軸を賜る
書落し
- 小野慎一郎
一 先般御飯上之圖義ニ付而も、骨折候段、奇特(マツ)之事情。依レ之御持傳之御掛もの壹軸遣之
辰八月廿七日
- 並足輕に仰せつけらる
清水 萬太郎
庄五郎養子
平八郎
- 一 右兩人共、並組足輕被ニ仰付ニ□而、壹右被レ下之、已來御物頭支配之事
辰九月十三日
- 寂光院へ御達し
寂光院へ御達書内抜寫
先般從ニ朝廷ニ被ニ仰付ニ候趣も有レ之候ニ付、大谷村賀茂大明神、八幡太神之兩社已來唯一ニ御改相成候。依而ハ、同村寂光院義、還俗之上、神主・社人等之稱號相持、神道ヲ以勤仕可レ致、若又無レ抛指支有レ之、還俗不相成ニ候ハ、神勤相止可レ申、否、

早々被_レ申出_二候趣、寂光院へ申達候事

辰 十月

元備前岡山藩
矢口清右衛門粹

當辰拾九才

武藤 重太郎

手配人人相書

當辰拾九才

元加州金澤今井田産
岡本 晉吉

一 中背中肉 一 顔長半方、但瘡瘡之跡有_レ之

一 眼 眇 一 鼻・目常眇

一 髮、茶煎卷

一 其節之衣類

一 著服、白木綿胸服

一 小袴、紺緋_口服

一 帶、小倉織

一 同腰もの

一 刀柄、黒漆掛_ケ、縁頭、鐵ニ小鳥ニ添彫

一 鐔、木瓜形_口之模樣、鞘、黒塗、惣丈三尺壹貳寸、無銘

一 脇差、鮫柄、黒鞘之合口

右、黒谷屯集所之内、當四月入込候處、四月廿七日脱走

一 中背中肉 一 色白きかゝ

一 眼中するとき方 一 鼻筋通之方

一 齒、揃之方 一 唇薄きかゝ

一 耳・口常眇 一 言舌さゝやか成方

一 月代・惣髮

一 其節衣類

一 衣類、紺と鼠色ニ堅縞厚もの

一 帶、西陣・博多白ト淺黄_口之堅しま

一 袴、暑寒平

一 同腰物

一 刀、無銘、長サ九貳尺貳寸、鐔、鐵丸永、鞘、黒梨子地、縁頭、赤銅

一 脇差、身六寸、厚打、黒塗、合口、下緒、白赤之丸打

右黒谷走屯集之内、當四月入込候處 六月十三日脱走

元山城之國西宮下津林村

中村藤吉悱

當辰三拾二才

中村 元三郎

一 中背中肉、色黒ク眉毛・鼻筋其外常駄。但、顔之瘡瘡之跡有之

一 惣駄ニ瘡毒之跡、鬮ニ刀疵有之(鬮カ)之事

一 衣服、白筒袖、上著、黒(備伍カ)□□服ニニテル

一 袴義、青竹輕仕立

腰物

一 刀、袴、彦根出來、武者人形彫物、柄糸茶色、衣身中(刀カ)□□

相居候

一 脇指物、糸紋巻、目貫千鳥□羽ツ、鞘、イヂ〜塗

右黒谷屯集之内、去ル四月入込候處、六月廿日脱走

當辰貳拾五才
元筑後國久留米産
少年モ京都成レ兵
中村 四郎

一 背低ク脹肉、色黒キ方

一 顔丸キ方 一 眼細キ方

一 鼻低キ方 一 眉毛薄キ方

一 耳大キ方 一 口舌齒共常駄

一 髮毛厚キ方

一 衣類、生布帷子

一 帶、小倉織

一 袴、淺黄ニ白之縞、外ニ色糸入、暑寒平

同 腰物

一 刀身、備前物、長凡貳尺三寸、縁頭鐔、鐵之無地、目貫、赤ニ而丸ニ茶卜實紋入、鮫黒塗、柄糸黒、鞘(イカ)チヂ〜

右、元二條城ノ屯集人數之内、去ル六月廿三日ニ入込ノ處、

同廿四日脱走

當辰廿五才
元彦根藩
高橋 右傳次

一 中背中肉、色白キ方

一 顔、長キ方

一 眼丸キ方 一 口・齒共小キ方

一 眉毛、薄方 一 鼻、高キ方

一 髮毛、薄方 一 小(同カ)□□有之(備カ)

一 其外常駄、言舌少しよキ方

其節衣類

一 著服、生布帷子

一 帶、小倉織

一 袴、淺黄ニ紺、暑寒平

同 腰物

一 刀身之長貳尺四寸

一 脇指、身凡壹尺五寸、縁頭赤胴ニ而波之彫もの、鐔、鐵ニ
而桐之透彫大小揃、柄糸黒、鞘鼠色
右八、二條城屯集之内、去月廿三日入込、同廿四日脱走

當辰升貳才

元信州須坂藩

岩井 要人

一 中背中肉、色黒半方
一 額丸半方
一 鼻、低平半方
一 眼丸半小半方

一 眉毛、薄半方

一 言舌、常躰

一 髮毛、厚半かゝ

其節衣類

一 著服、生布帷子

一 帶、小倉織

一 袴、紺ニ白之縞、小倉織

同 腰物

一 刀身、長凡貳尺五寸、縁頭、鐔、鐵作、柄糸黒、脇差、身

長、凡壹尺位、其外

右、元二條城屯集人數之内、去月廿三日ニ入込被ニ仰付ニ候處、

同廿四日脱走

元肥 後
佐々木 英之助

一 中背中肉、色黒半方
一 額、丸半方、鼻、高半方

一 眼・口・耳・常躰、一 齒、白半方

一 眉毛、大半方 一 言舌早半方

一 月代、惣髮ニ而濃半方

其節衣類

一 著服、越後帷子

一 袴、仙臺ひら

一 刀身、貳尺三寸、鐔、丸形、鐵之縁頭、目貫、鐵線之形

右、元二條城屯集、去六月廿三日入込被ニ仰付ニ候處、同廿

四日脱走

當辰十八才
元三劔武養出生
小木 曾

一 背低半、中肉、色白半方

一 額、丸半方 一 眼、細半方

一 鼻筋、通し方

一 眉毛・耳・口・言舌常躰

一 髮毛、赤前髮、少々延掛候事

其 節

- 一 衣服、調子絹單物
- 一 黒輪羽織
- 一 帶、小倉織
- 一 袴、小倉掛、豎縞、紺足袋
- 同 腰 物
- 一 刀身、長九貳尺四寸
- 一 脇指、身九寸
- 元、二條城屯集人數之内、去六月廿三日入込被_二仰付_一候處、同
廿四日脱走

當辰三拾才

三河國出生
中谷 幸三郎

- 一 中背中肉、赤キ方
- 一 頭、長キ方
- 一 眉毛、細キ方
- 一 齒、揃之方
- 一 言舌、早キ方
- 一 鼻、高キ方
- 一 眼・耳・口共常躰
- 右、二條城屯集人數之内、去六月廿三日入込被_二仰付_一候處、同
廿四日脱走

元 作 菟
谷 村 取 鳥

當辰十九才

- 一 背、五尺五・六寸
- 一 面長、白キ方
- 一 眼、太キ方
- 一 眉毛、太キ方
- 一 鼻、高キ方
- 一 齒、白長方
- 一 唇、薄キ方
- 一 耳、大キ方
- 一 □丈□黒して□入ニ□ひ有_レ之
- 一 衣類、白筒袖
- 一 袴、白黒淺黄□しま(継丸)

同 腰 物

- 一 刀身□□兩□□小□鞘青イヂ_レ塗、柄糸黒柄頭□□、鐔、
鐵丸無地
- 右、黒谷屯集人數之内、去四月入込去月廿三日脱走

城州愛宕郡

大賀茂社人

岡 本 監 物

當辰廿九才

一 背、五尺五・六寸

一 顔、白キ方

一 色、黒キ方

一 眼、細キ方

一 眉毛、濃方

一 白筒袖

一 腰物

一 小刀斗帯して、常作不_レ異

一 短刀ハミダレ鐔

右人體もの見請候者留置、早々可_レ申出、萬一隠し置、外々相
知候ハ、可_レ爲_レ曲事_二もの也。右之通被_レ仰出_二候間、得_レ其
意、村々末々迄不_レ洩様可_レ觸知_二もの也

十月十三日 御役所

大庄屋村々

生國大坂

山本大助

當辰升五才

一 丈、中背

一 唇、厚キ方

一 眼、常躰

一 耳、不分明

一 著服、帶布

一 帶、不分明

同 大 小

一 面色、黒キ方

一 鼻、高キ方

一 眉毛、不分明

一 髮、常躰

一 羽織、關布

一 袴、暑寒平、堅縞

一 刀鞘、鼠色、柄不分明、身、同斷、縁頭、鐵之梅之花様

一 目貫、不分明

宮田真喜男編

(教学研究所嘱託)

教団史資料 二 — 明治十八年（一八八五）～明治三十三年（一九〇〇） — (2)

凡 例

- ① 資料の件名は、原本通りの件名を付し、件名のない資料は、編者が解説のうえ、件名を付した。
- ② 神道本局、神道管長、神道金光教長、神道金光教会長、神道分局、神道直轄教会等は、いずれも「神道」を省略し、また、金光教会分・支所は、「金光教会」を略した。
- ③ 本局第〇号等の表記は、本局通達による金光教会通達である。

神道金光教会設置、認可、進級

番号	年月日	件名	発	宛	法令番号
15	20・8・5	金光教会直轄教会昇格出願につき、金光秋雄の出頭命令	本局	備中分局	
14	〃・9・17	金光教会所信徒の階級授与許可願取扱			〃
13	〃・8・12	金光教会職制々定許可願取扱			本局稟議
12	〃・〃・15	金光教会講社結収手続問合	備中事務分局 井上泰憲	事務局	
11	〃・〃・14	金光教会講社役員所持提燈、旗、許可願取扱			本局稟議
10	〃・7・5	金光教会講社結収手続大意届	佐藤範雄	管長 稲葉正邦	
9	〃・〃・〃	分・支教会所設置手続問合	〃	〃	
8	〃・〃・23	金光教会会長推薦願添書	〃	〃	
7	〃・〃・14	金光教会所設置許可報告	備中事務分局長 井上泰憲	事務局	
6	〃・〃・10	同右 設置願	金光秋雄・信徒惣代	〃	
5	〃・6・3	金光教会所設置許可願	管長 稲葉正邦	岡山県令 千阪高雅	
4	〃・5・10	金光教会所設立幣帛料問合	備中事務分局長 井上泰憲	事務局幹事	
3	〃・4・15	金光教会所講社結収願	金光秋雄他	備中事務分局長 井上泰憲	
2	18・3・15	金光教会所講社開設進達願	金光秋雄・佐藤範雄		
1	17・4・22	備中分局への醸金帳			

4	3	2	1
29・1・17	28・10・31	27・4・12	26・4・13
本部採用辞令	専掌会議規定許可	支・分所等に関する建議	専掌会議開催
金光教会会長	金光大陣		
川手松五郎	専掌 佐藤範雄他		

金光教会本部人事、会議

4	3	2	1
不明	33・4・12	//・4・5	32・3・16
教職義金受領紙製作	本局への寄附金募集	教会費年金納付	教会費徴集規定案
	金光教会本部庶務課	金光教会長 金光大陣	
	〃	分・支所、説教所	

金光教会会計

2	1
21・3・1	18・4・
金光教会條規	金光教会規約

金光教会條規

16	24・8・15	三等直轄教会進級取扱	
			本局稟議

分・支所設置、人事

13	25・3・24	講社事務所設置願事務取扱	本局庶務課	金光教会本部	
12	24・7・14	講社福岡組事務所設置願	吉木栄蔵	〃	
11	〃・8・3	第一等小倉支所設置願	桂松平	金光教会長 金光秋雄	
10	〃・〃・28	周防国各支所、講社事務手續変更	〃	日積・中山支所、各講社	
9	23・5・10	小倉支所担任者指定	専掌 佐藤範雄	第55番教区藤守組	
8	22・4・17	大阪分・支所新築願	白神新一郎	大阪府知事 西村捨三	
7	〃・12・8	北長狭通支教会所設置願取扱	本局幹事	金光秋雄	
6	19・4・5	兵庫県下分・支教会所を金光教会直接扱とす る請願	金光教長 金光秋雄	管長 稲葉止邦	
5	〃・12・	浪速分教会所設置願	近藤与三郎	大阪府知事 建野郷三	
4	〃・11・26	支教会所開設願	吉田坂太郎 利守千代吉	岡山県令 千阪高雅	
3	〃・10・30	大阪分教会所開設願	白神新一郎	大阪府知事 建野郷三	
2	〃・〃・22	〃	瀬戸廉蔵・金光秋雄	〃	
1	18・8・20	支教会所開設願	高橋藤吉・金光秋雄	岡山県令 千阪高雅	

6	不明	専掌会議々案			
5	29・2・14	第二等分所増設建議	専掌心得 畑徳三郎	金光教会専掌	

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
〃・ 8・ 20	〃・ 〃・ 30	〃・ 〃・ 20	〃・ 〃・ 10	〃・ 〃・ 〃	〃・ 7・ 2	〃・ 〃・ 29	〃・ 〃・ 10	〃・ 〃・ 6	〃・ 6・ 3	〃・ 〃・ 24	〃・ 〃・ 20	〃・ 4・ 4	〃・ 3・ 12	〃・ 〃・ 〃	26・ 2・ 25	25・ 5・ 22
共信組署名簿不備却下	関説教所設置願取扱	美作国講社臨時監督任命	難波分所手続支所変更に伴う事務取扱	美作国講社監督規則施行	四日市説教所設置取扱	名古屋組事務所開設届取扱	難波分所手続支所を本部直属扱とする方針訓示	講社標札下附	飯田町講社加入願取扱	名古屋市内講社取扱	難波分所、芝支所の派出説教所設置願却下	福岡支所設置願	山口町事務所設置願却下	千住説教所設置願取扱	四谷説教所設置願取扱	姫路支所移転照会
		金光教会長	〃	金光教会本部		教監						吉木栄蔵				本局庶務課
		草地寅四郎	武部長三郎	久米北・津山支所		阪根利三郎						金光大陣				金光教会本部

47	28・1・5	福岡、糖塚、富野各支所の本部直轄編入	金光教会長	小倉支所長 桂松平	
46	〃・10・	久留米組事務所設置願	石橋松次郎	福岡県知事 岩崎小次郎	第一号
45	〃・〃・24	川崎支所の本部直轄編入		川崎支所	
44	〃・〃・〃	小倉支所派出所設置願	桂松平	金光教会長 金光大陣	
43	〃・7・22	明光組、明道組の本部直轄編入			
42	〃・〃・28	京都上京出町組事務所設置願取扱			
41	〃・〃・〃	東京派出願(中野米次郎)却下			
40	〃・〃・22	平安支所長(中野米次郎)辞任願却下			
39	〃・〃・18	東京派出願(魚住半次郎)却下			
38	〃・5・13	岡崎組事務所設置願取扱			
37	〃・3・30	美作国講社臨時監督(増亦利平)補充			
36	〃・〃・10	東京派出願(魚住半次郎)却下			
35	〃・〃・3	姫路市野里並びに高砂講社臨時監督(魚住半次郎)解任			
34	27・2・2	修道組役員撰挙取扱			
33	〃・11・22	分・支所、説教所設置願取扱	金光教会長 金光大陣	分・支所長	
32	〃・10・	関説教所設置願並びに所長推戴願	山川源三郎	管長 稲葉正邦	
31	26・8・20	広島組署名簿不備却下			

64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48
〃・5・5	33・4・5	〃・12・25	〃・〃・10	〃・11・5	〃・10・18	〃・7・10	〃・〃・24	29・1・8	〃・11・1	〃・〃・	〃・〃・	〃・10・10	〃・7・18	〃・4・14	〃・〃・	28・3・12
関説教所、支所改称願	神戸支所長（杉原太馬介）推戴願	難波分所手続同窓会人名簿	芝第一等支所長（大場吉太郎）任命	東京分所副長（大場吉太郎）任命	美作国講社臨時監督解任	遠敷事務所紛議取調	芝支所、第二等分所に昇格	高津説教所設置願却下	大宮組講社役員任命願	久留米支所設置願	福岡組事務所廃止届	難波分所、第一等分所に昇格	福泊支所廃止	自道組説教所設置願取扱	九州組仮説教所設置願	九幡組事務所設置願取扱
松沢定七	大森竹蔵		金光教会長 金光大陣		金光教会本部				松岡善次郎	石橋松次郎	吉木栄蔵	金光教会長 金光大陣			友村仙吉	
管長 稲葉正善	金光大陣		大場吉太郎		草地寅次郎				金光教会本部	福岡県知事 岩村高俊	福岡市長 奥山亨	第二等難波分所			福岡県知事 岩崎小次郎	

7	〃 〃 〃 〃	教職撰挙願（二宮光三他）取扱			
6	〃 ・4 ・14	教職撰挙願（東邁造）取扱			
5	26 ・3 ・4	教職撰挙願（中村亀吉）取扱			
4	24 ・8 ・13	白神新一郎昇級補状取扱	本局幹事	金光教会長 金光萩雄	
3	21 ・1 ・10	金光教会への転属願	〃	備中事務分局長 井上泰憲	
2	19 ・12 ・24	教導職遂行誓約書	高橋藤吉	管長 稲葉正邦	
1	18 ・2 ・	青井益造改式願認可	岡山神道事務分局	青井益造	

教師身分（昇・贈級、撰挙願）

72	〃	講社結収願（宮崎栄太郎）取扱			
71	〃	桜井組 〃			
70	〃	高田組説教所設置願取扱			
69	〃	講社員鑑札改正			
68	〃	講社に関する事務取扱			
67	〃	豊橋支所設置願取扱			
66	不明	分・支所、説教所、事務所職員録			
65	33 ・5 ・10	八戸説教所設置願取扱			

金光教会学問所、金光中学

1	28・7・7	第購入			
21	31・11・17	教師受験願(山森甲次郎)取扱			
20	〃・2・6	昇級請願(岩崎平次郎)	専掌心得 畑徳三郎	金光教会本部専掌	
19	29・1・13	昇級請願(木村慶蔵)	平安支所 中野米次郎	金光教会会長 金光大陣	
18	〃・12・28	昇級願(田地和吉)却下			
17	〃・〃・28	免職通達	金光教会本部	大喜田喜三郎	
16	〃・7・15	免職——高田千代蔵			
15	28・3・8	教職昇級案(高橋藤吉以下四三名)			
14	〃・9・14	贈級(準六等脩信講師)授与	金光教会会長	故 山森新助	
13	〃・7・25	昇級願(川西清太郎、石橋松次郎)取扱			
12	〃・3・30	教職撰挙願(鶴田小市)取扱			
11	27・1・27	贈級(七等脩信講師)授与	金光教会会長 金光大陣	故 大場シナ	
10	〃・7・28	昇級願(片岡次郎四郎・武乗治藤太)推挙	金光教会本部詰 金光金吉	金光教会会長 金光大陣	
9	〃・6・2	大阪船場支所信光組への転講上申書	瀬口熊吉	金光教会本部	
8	26・4・21	教職復職願(松岡金次郎)却下			

巡教、視察

12	30・11・24	講師希望者に辞令下附	金光教会教監	分・支所、説教所	
11	29・1・17	藤枝説教所視察（畑徳三郎）任命	〃		
10	28・10・2	香川県下信徒視察（黒田徳次郎）任命	〃		
9	〃・11・9	教務視察に佐藤範雄任命	〃		
8	〃・9・11	教務視察区域及び権限制定	〃		
7	〃・4・13	信濃国視察派出願（畑徳三郎、八木栄太郎）却下	金光教会本部		
6	〃・3・13	特派講師派出取締	〃	分・支所長	
5	〃・〃・23	静岡県下教会設置視察任命	金光教会長 金光大陣	専掌 佐藤範雄	
4	〃・〃・〃	特派講師補命に関する建議	安部喜三郎		
3	〃・〃・18	特派講師撰挙	金光教会本部		
2	〃・〃・15	藤枝説教所長につき具申	駿河志太郎	金光教会本部	
1	26・2・6	藤枝説教所長取調			
3	33・2・26	金光中学入学志願者募集	金光教会長 金光大陣	分・支所、説教所	
2	29・3・2	杉田常次郎退所願取扱			

金光教会祭典、儀式、説教

1	19・2・12	説教開催届	入田支教会所 瀬戸廉蔵	玉島警察署笠岡分署	
2	27・3・29	教会創設十年祝祭次第			
3	28・3・12	祭典・説教に関する取締	金光教会長 金光大陣	分・支所、説教所	甲第一号
4	32・5・15	教殿に霊舎新設			

金光教会独立

1	32・7・10	独立請願書類、教規		内務大臣・管長	
2	〃・〃・21	独立添書願	神道管長	内務大臣	

その他

1	18・9・30	金光教祖贈級授与請願書取扱	事務局幹事 大畑弘国	備中事務分局長 井上泰憲	
2	19・1・18	教規制定による神道事務本分局の改称	管長 稲葉正邦	事務分局、直轄教会	第二号
3	〃・9・4	金光教会神符授与許可願	金光教教長 金光菽雄	本局	
4	〃・11・15	神道各教派連合問題につき注意	管長 稲葉正邦	〃	
5	20・12・27	管長稲葉正邦位階昇進	本局	金光教会	
6	21・9・25	神道各教派連合問題につき注意	管長 稲葉正邦	教導職一般	号外

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
〃・11・28	28・8・30	27・12・28	〃・〃・28	26・6・26	〃・12・16	〃・〃・24	〃・7・10	25・3・8	〃・12・16	24・2・9	〃・11・17	〃・〃・26	23・3・24	〃・11・	〃・9・6	22・7・20
酒類の金光教会御用達願	金光教会神符佩用禁止	金光四神貫行之君奥城建設打合	管長稲葉正邦位階昇進	諸達類を雑誌「神道」に掲載	稲葉正縄留学帰国	金光教会紋章使用取締並びに献納受領証廃止	金光萩雄の金光大陣改名	金光教会紋章使用取締	備中分局から神籬教への転属願取扱	井上哲次郎に説教書贈呈	御神札授与規定制定具申	金光教会神号授与取扱	金光教会紋章使用の営業諸願取扱	布教文書講読勧誘奨励	諸令達類番号制定	金光教会紋章の売標許可禁止
古川繁太	金光大陣	宮永延蔵、藤井広武 白神新一郎	金光教会長 金光大陣	本局	本部幹事	金光教会長 金光大陣	金光教教監	〃	本局	安部喜三郎			本局庶務課	管長 稲葉正邦		
金光教会本部	分・支所、説教所		部下一般	〃	分局、直轄教会	本部一般	分・支所長、講社事務			金光教会長 金光萩雄				分局、直轄教会	号外	
				号外		号外			本局稟議							

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
〃	〃	不明	〃・12・8	33・8・13	32・8・17	〃・12・15	〃・11・19	〃・〃・6	31・5・1
金光教会本部定宿認可取扱	金光教会教規、条規、大祓出版	金光教会消防名簿	分局所有土地の売却禁止	諸達類の雑誌掲載を「神道新志」に変更	前管長夫人稲葉鏗子逝去	故稲葉正邦管長葬儀費支払表	新管長就任式、故管長靈祭案内	改正条約実施に伴う訓示	参事員選挙届
			〃	管長 稲葉止善	本局幹事	〃	本局	金光大陣	管長 稲葉正邦
			〃	神道分局	金光大陣		金光教会	分・支所長	分局、直轄教会
			乙第二号	号外				甲第二号	乙第二号

昭和五十二年年度研究論文概要

五十二年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載した以外の、各所員、助手の研究論文の概要をここに掲げる。

第一部

「金光大神の世界観」試論

—明治六年の法難の意味を尋ねて—

高橋行地郎(所員)

金光大神が、お上による布教禁止という外圧を受けて、その信仰内容を質的に昇華せしめたもの一つに、金光大神の世界観の構築があったと仮定して、本稿はその中身について分析、考察を加え、試論とした。

一章では、金光大神が認識したカタストロフィーの諸相を、家庭を中心とした日常世界、出社という信仰の集団世界、世すなわち秩序世界、そして天地、神の世界の四つに分けて、それぞれ具体的に状況分析した。二章では、「お上ご変革」と「此方も天地乃神も変革」の関係構造を、「金光生まれかわり」、天地書附の

誕生という脈絡から押さえ、金光大神の自己変革の論理を探った。三章では、明治六年の法難を契機に、金光大神の信心が、心の世界をグローバルに展開せしめていくことによって、幻想的、神の国的でない地上的現世的な世界観を形成し、しかも世直し的でない内面的世界観を構築していく過程を描き、その意味世界について論じた。

(3066)

川手家の研究 —その二—

金光道(所員)

五十一年度の研究報告「大谷村と川手家」で、宝暦から文政にかけての川手家について明らかにした。そこで、五十二年度は宝暦以前の川手家、すなわち川手八兵衛以前の川手家について、できる限り明らかにするべく研究に着手した。その結果、次のことが判明した。

○ 善兵衛は太郎右衛門養子孫(明和三年判鑑帳)と記されているので、善兵衛のころは、八兵衛の養父は太郎右衛門となっていたこと。

○ 小野家文書によれば、太郎右衛門の初見は寛永十二年で、そ

の後、次第に田畑を増加させていると思われる。

○延宝九年の「田直シ帳」には「今は屋敷分、太郎右衛門」と記されているところから、このころ田を屋敷にかえたものと推定できる。

しかし、『覚』にある「二屋敷」はいつごろつぶれたのか、『覚』と川手家の先祖についての藤井きよのの伝承との関係、太郎左衛門と太郎右衛門との関係など明らかにならず、まとめるまでには至らなかった。

神人の再生とその胎動としてのまつり

—生神金光大神社研究—

石 河 道 明(所員)

本稿では、生神金光大神社がどのような諸要因を契機として形成されたのかということについて、明治二年三月十五日のお知らせに着眼して、明治初期の金光大神の信仰動向を描くことによりて究明しようとした。

このお知らせは、後に金光大神祭り日とされる九月九、十日の祭り日に先祖の祭りを一体化させることと、明治元年四月三日に

中断された金神社普請の中断の再確認などから成っている。そこで、このお知らせの構造をまつりの視角から究明しようとした。この先祖の祭りは、家の発展と永続とを前提とした祖先崇拜に基盤を置いた民俗祭祀であり、後年の金光大神祭り日の萌芽的な内容を含んでいる。さらに中断された金神社普請を、神道国教化政策、特に国家の祭祀制度の観点から考察した。

そこで明らかにされたことからは、この時期の金光大神の信仰動向に、在来の神人合一観を展開させた神人の世界の萌芽的な要因と、金光大神自身の信仰と擬制としての金神社との軋轢が生じてきていたという要因とがみられる、ということである。その結果形成をみた生神金光大神社は、金光大神の信仰世界を制度化させる弊害から脱したものであった。

第二部

テキスト批判の試み

—金光大神理解研究ノート—

福 嶋 義 次(所員)

金光大神理解研究の領域で、主として分析、または解釈の素材

となる資料は、今日まで集積されてきた金光大神言行記録資料と、金光大神自らの手になる手記類とである。研究を進めるうえで、前者の資料批判は欠かせないものである。それというのも、言行記録資料は、伝承過程でさまざまな変貌を余儀なくされているので、その変貌の諸相を把握し、その把握に基づいて、その祖型を予測し想起しつつ、金光大神理解のことばに迫らねばならないからである。

今回は、市村光五郎の伝える金光大神理解のことばのなかから、金光大神四十二歳の事蹟に関するものをテキストとして選び出し、金光大神自ら記した『金光大神覚』の同一事蹟に関する記述との比較分析を試みた。その分析に用いた方法は構造的な分析方法である。特にA・J・グレマスが『構造意味論』で提示した「行為体図式」を援用してテキスト分析を行ったが、それによって、テキストの信頼度の確認の用途に示唆を与えられたと共に、四十二歳の事蹟解釈上の諸問題、さらに理解のことばの伝承過程で生起する変貌の質の問題などが浮上してきた。いずれも、機会を得て、さらに厳密に追究したい問題である。

第三部

信心の系譜

藤尾節昭(所員)

西三十三か国へと伝えられていった信心の特徴的なものを把握すべく、「金神」と称された布教者達の生活やその生活環境並びに彼等が手渡された信心の経路及びその布教圏を明らかにすべく図表化を試みた。信心の特徴的なものをとらえる視点は、理解や祈念や先行宗教慣例との相互の関係がどのように組み合わせられていたかという点にある。各地における先行宗教やその慣習とかわって、布教者達がそれらの問題とどのように闘い、人々を救いに導いたのか、且つ圧迫する官権に対してどのようにして布教の合法化を求めてきたのか、そして何を根拠として合法的な宗教団体を組織しようとしたのか。尾道地方から山口県東部に至る地域に一応フィールドを限定し、時代を明治初期から二十年代に限って、「金神」の信仰は、どのような信仰形態を形成し保持していたのか、ということを明らかにしようと試みた。

明治末期～大正初期の

教義状況について

—教義確認の相克をめぐって—

久保 田 紘 二 (所員)

五十一年度の「信仰と世代」で指摘された問題は、明治期を中心に活動した信仰一世代と、明治後期から大正時代にかけて輩出した信仰二世代との教祖観をそれぞれに内で支えていたものが何であったか、ということを教義論的視点から、より明確にしてい、という問題であった。

そうした問題を究明する一つの試みとして、今回は、明治末期に刊行された二つの教内誌、すなわち「大教新報」と「新光」にあらわれている教祖観の分析を通して、信心継承をめぐる世代的課題が何であったかを究明した。

とくに今回は、「神訓神誠」の理解、教義的位置付けの問題に焦点をあて、検討を加えた。明らかにされたことは、信仰一世代にとっての神訓神誠の教義的位置付けは、それを純粹信仰的にとらえていたのに対して、二世代のそれは、神訓神誠に、より教義的普遍性を付与するために、人格的教祖像を形成する、というこ

とであった。つまり、二世代が求めた教祖観の構造を内で支えていたものは、それまで伝統とされてきた靈驗的教祖像、神話的教祖像を退け、人格的、合理的教祖の信仰観を描くことであった。

教団史研究・序章

—問題意識を開くために—

西 川 太 (助手)

本稿では教団史研究を進めていくについて、その研究の意味・目的の確認、及び研究の視点・方法の模索を試みた。

私たちは日常性というものを形成しないでは生きていくことができないが、その日常性は、それ自体において充足しているのではないし、それ自体において安定しているのではない。私たちに於いて問われるべきものは信心生活というものの日常性であり、教団というものは、その日常性の一つの表現形態である、と考えることができる。従って、教団・教団史を問うことは、信心生活を進めていく上で不可欠の要件であろう。その時に、教団形成過程において教団の周縁に位置づけられてきた人々、もの、事柄……などから教団・教団史を見るときという視点を取ることによって、

私たちの日常性を形成する一つの重要な契機であるところの教団の存立構造が見えてくるのではないだろうか。なぜならば、周縁性にこそ私たちの問うべき問いの本質が隠されているからである。

近代日本における「神」の

所在についての一考察

—その問題意識と要綱—

山根 聖 真（助手）

本稿では、信仰を問う、問いの基盤として神を措定した。信仰を構成する本質は神の存在であり、教祖・教義・布教などは、神の媒介なくしては本来的な姿に再生されないのではないか、との仮説を提起し、その考察を試みた。

神は信仰を答えるための道具だてとして取りあげられるのではなく、どこまでも問うていく、問いが生まれゆく基盤としてある。それが、神との関係の実りを待たず、耐えながら問うてゆく姿勢を放棄するならば、信仰はいつのまにか思想・イデオロギーに変質するだろう。人が日々了解している日常の意味世界が崩壊させられた働きの場で、信仰のさまざまの営みは理解されるもの

である。ところが、靈験や教えが日常的意味世界の領域で認識されるならば、社会の価値観で捨象されたり、説明として直線的に解釈される。そこには神や教祖と私たちとの距離の確認はない。右の視点にたつて、教団の中心的人物であった佐藤・近藤・和泉らにおける神の所在の様態を大略的に考察した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、所外からの批判、検討を仰ぐために、紀要掲載論文検討会を開催してきている。去る昭和五十二年十二月六日、その第九回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第十七号掲載の全論文、すなわち、福嶋義次「金神、その神性開示について——金光大神理解研究ノ——ト——」、瀬戸美喜雄「神の怒りと負け手——明治六年十月十日の神伝をめぐって——」、金光和道「川手家の研究——宝曆から文政にかけて——」であった。以下に、その検討の概要を掲げることとする。

なお、出席者は、所外から、姫野教善（厚狭・北九州大学経済学部教授）、前田祝一（気多・駒沢大学文学部助教授）、山崎達彦（花輪・岩手大学社会学部助教授）、米本鎮雄（御器所・副教長）の各氏。所内からは各論文執筆者と高橋行地郎（司会）、宮田喜代秀（記録）であった。

福嶋論文

○ 「神の神自身による隠れ蓑を解く歴史事象の経験」が神性開示の条件として把握されているが、金光大神の出現なくしては神

性の開示もあり得なかつたのではないか。その観点からすると、金光大神の個人的な意識は、その時々々の状況によって鍛えられ、深まり、広まりはするものの、そのことが信仰的昇華に結び付くのは、金光大神その人の人間的信仰的實質に負うところが大きい。それに、神性の開示という問題は、歴史的状況との関係で慣習信仰の迷信性が明白にされたからといって、直ちにそのことが天地金乃神の神性を開示することにはつながらない点を押さえておくことが大切ではないか。

○ 金神信仰が未だ慣習世界の中に組み込まれている時の問題として、慣習世界における分有の問題が一種の悪循環としてとらえられ、断ち切らねばならないものであると主張されているが、慣習世界の中には否定的なものばかりでなく、例えば、人間の難儀のよってきたるところを分有可能なものによって意味付け、道付けることで人間の存在が支えられているという積極的な意味も見いだせる。そして、そこに宗教の基本的な成立要件がある。その点、慣習世界の問題性を悪循環として断ち切ったり、主体の中に収斂せしめて分有不可能なものにしてしまうと、新たな神が生まれる契機を自ら閉ざすことになる。慣習化が熟し崩れることで、もっと違う意味での分有可能な何かが生まれて神性が開示されるのではないか。

○ 神が金光大神との関係で展開し、最終的に天地金乃神になつ

たという従来の本教神観のとらえ直しを示唆しているが、その方向で考えるところでも、開示された金神の神性と天地金乃神とは、どういふ位置関係にあるのか。両者は同一の神なのか別個の神なのか。仮に金神と天地金乃神とを現象と本質との関係で押さえてみる。それを天動説と地動説との関係で考えると、太陽が東から昇って西に沈むという現象を本質としたところに天動説の立場があり、実は地球が太陽の周りを公転していたということがわかったところから地動説が成立した。現象を分析しないで本質には到達できないが、現象に惑わされると天動説という誤った考えに陥る。そのように天地金乃神と金神との関係も、もともと内実神としては天地金乃神であったが、現象としては金神という形で現れ、当時の民衆に密接な関係があった金神信仰を、便宜的に利用していた、という考えも成り立つわけである。その辺をどのように考えたいのか。

○ 筆者は、これまで『覚』を対象とした研究と『言行録』を対象とした研究を進めてきたわけであるが、その間、方法の違いこそあれ一貫して近代という立場に立って研究を進めてきていると思う。この論文では、随所に自己中心、自由、個人、個的という言葉が見られるが、これらの言葉はそれ自体価値的なものを含んでいて、しかも、ある面では、筆者が批判する近代的な思想の側が価値として掲げているものである。その点、これらの言葉で

何をイメージしているのか。また、近代的なものが掲げる価値と、どこが同じであり、どこが違うのか、明らかにされる必要があるのではないか。

○ 筆者の問題意識は、人間の問題を、個的な側面と集団的な側面とから押さえるという点で、社会意識論的なものとも通じるように思われるが、その際、人間という抽象的な概念を、どのように具体的にイメージするかということがポイントになる。過去の論文においては、そこがはっきり踏まえられ、論文と論文とのつながりにも、その点を読みとれたわけであるが、今回の論文では、神の問題を扱ったせいも、そこが少し欠けているのではないかと、折角かつて踏まえられていたものが、その後展開される場合には、その点がずっと論究され続けている方が読む側にはわかり易い。

瀬戸論文

○ 原拠と無礼との関係であるが、原拠によって無礼が明らかになる、ということはあると思う。しかし、原拠から遠ざかるうとするのが無礼だということになると、論旨の一貫性からいってそこはどう考えたらよいか。例えば、「一部分や一時の生活行動が問題意識にのぼされるのでなくて、存在自体が、これまで生きて来た長い過去を挙げて問題となるとき」と記されているように、

人が天地の空間の中にミクロコスモスとして存在しているということそのことが無礼である。けれども人間は、無礼であろうと天地の間に存在せざるを得ない。そういう無礼な存在自体が、そのまま救われ、原拠の中に位置付けられる、ということなのではないか。

○ 金神の福神化が、これまでの教内の常識である、という前提に立って、それに反省を促すという論調になっていると思われるが、大衆レベルの信仰においては、崇り性が信仰を支えている実際があるし、また、布教現場においても、神の恐ろしさ、こわさという認識がなければ、布教は成り立たないと言える。福神化の傾向は確かにあるわけだが、それに対立する形で崇り性を際立たせすぎると、今日の問題状況を切り開く神観を求める場合、かえって問題自体の根があいまいなものになりはしないか。

○ 無礼の問題と関連して思うことは、金光教の信心では安全、安寧、安心を求める人間のありようをどう位置付けているのか、という問題である。さらにその点に関して、今日の教義と、われわれ経験科学の分野で同じく人間とか社会の問題を扱っている立場との接点は、どこにあるのだろうか。現代の人間は、かつて物質的なものに安全性を見いだそうとし、その結果勝ち取った安全やその証としての幸福をむなししいものと思ひ、改めて、安全とか安寧というものは一体何か、ということを開いて始めている。そう

いう問いに、われわれはどのような形で答えるか、ということである。その意味でも、今日、庶民の日常生活の中にまではいりこんでいるむなししいという精神状況と、論文で書かれているような人間の無礼の問題とがつながる通路があるとすれば、それは何か、そこを明らかにすることが要るのではないか。

○ 「負け手」のとらえ方であるが、崇りの神、怒りの神と、とりなす神とが両面的なものなら、負け手を出すということが、神が敗れ去ることでもないし、悲痛な立場に立つということでもないのではないか。従って、負け手を出すことは、神にとつては、それほど悲痛なものであり、悔しいものかどうか、ということが問題になる。同様に、金光大神を「神の贖罪的な身代わり」と規定すると、キリスト教におけるキリストの悲痛さ、悲惨さまでが連想される。そういうキリスト教的なものとは違うのではないか。

金光論文

○ 資料がふんだんに使われており、資料の取り扱いは見るべき点が少なくないが、一方資料が豊富であればあるほど、その中に埋没しがちになる。その点、たぐさんの資料を手際よく処理し、こなししていく研究視点が資料を取り扱う場合には特に要請されてくる。例えば、「大谷村では有力地主層の下降、本百姓の増加を

もたらした」とか、「養父衆治郎が川手与十郎から田畑を安価に購入することが可能であった」ということなどには、その背景に歴史的な条件があるわけで、そういう歴史的な資料によって裏打ちされた考察がなされていれば、もっと説得的であつたらう。方法論の確立に基づいた資料の解釈なり、取り扱いが今後の課題であらう。

○ 教祖の信仰形成には、近世大谷村の歴史的状況とか、川手家の経済状態という客観状況と、エートスというか、社会精神というか、人間の深層の部分と関りを持つ主体的状況との両面が考えられる。教祖が主体的に自己形成をはかるについて、養父衆治郎がどのような影響を与えたかという観点から、衆治郎のエートス形成、ないしは衆治郎の生き方に関する点に論究の焦点を絞ることも要るのではないか。

○ 金光大神の伝記を明らかにするについて、埋もれた資料の発掘と同時に周辺事情の解明がなされることは欠かせないことである。そこで、川手家の研究はもとより今後とも継続して進められるべきであるが、金光大神の血筋という点で、香取家の歴史も明らかにして欲しい。

以上が、各論文についての批判検討の概要である。次に、今回の検討会において提起された、教学研究全体にかかわる問題指摘

を以下に掲げる。

○ 本教の歴史の中で、「あいよかけよ」「実意」という言葉が、倫理の問題として長い間人間の側に引き寄せられて説かれてきた感があつた。しかし、神観を扱った今度の論文で、その問題は人間対人間の問題でなく、あくまで神に対する人間のありようの問題である、ということを改めて認識させられ、同時に共感を覚えた。歴史的状況からの迫りではあるが、神性の解明に迫る気運を感じるとともに、そのような点に研究の力点が置かれている現在の金光教学に、新鮮なものを感じた。

○ 神性の開示についての研究は、今日の教学における大きな課題を主体的に受け止め、それを遂行したところからの所産ではあるが、神の側からの開示が基調になっているため、いきおい歴史的条件に力点が置かれ過ぎていきらいがある。むしろ、神観の問題を、神の側から論究することは必要で、今後とも進めていくべきであると思うが、同時に人間の側からの神の出現というか、神の見いだし方を求めることが要る。その意味でも、教祖個人の信仰資質なり、教祖の信仰展開に照応した神の出現という観点からの神性の開示をテーマとした論究が、教学全体の一つの課題になると思う。

○ 金神と天地金乃神との関係のとらえ方が、研究者個々人の間

で多少異なるようであるが、もし、将来、金光教としての統一的な見解を出すことが要請されるとすれば、その辺のことも教学研究の中に位置付けられる必要があるのではないか。

○ 紀要論文検討会が持たれ、そのとりまとめが年々の紀要『金敎教学』に掲載されているが、検討会での発言なり問題指摘が、その後どのように生かされているのか。研究者個々のところではそこがどうなっているのかということに加えて、教学研究全体の財産として、そうした問題指摘をどう生かそうとしているのか、という問題をいつも感じる。

彙報

— 昭和五二・一・一〇 昭和五二・二・二一・三一 —

昭和五十二年度の業務概要……………	一八三頁	資料の複写・整理……………	一八六頁
第一部		『教学叢書』の編集……………	一八七頁
『金光大神覚』ゼミナール……………	一八四頁	教学研究所総会……………	一八七頁
金光大神に関する資料の収集・整理……………	一八四頁	『お知らせ事覚帳』資料検討会……………	一八八頁
小野家資料の整理……………	一八四頁	教学に関する懇談会……………	一八八頁
第二部		資料委員会……………	一八八頁
金光大神言行記録検討会……………	一八四頁	各種会合への出席……………	一八九頁
第三部		研究生の養成……………	一八九頁
布教史資料の収集・整理……………	一八五頁	評議員……………	一九一頁
教団史既存資料の分類・整理……………	一八五頁	囑託・研究員・その他……………	一九一頁
教団史に関する懇談会……………	一八五頁		
研究報告……………	一八五頁		

昭和五十二年度の業務概要

本所は、教学研究機関としての基本的性格を明確にし、主体的な研究のあり方を追求すべく、多年、研究、運営両面にわたってその努力を積み重ねてきた結果、昭和五十年十月から三部制をしることとなり、以来その体制が充実した内実を備え、本来あるべき教学研究、研究運営が成就していくことを願って、各年の諸般の業務を遂行してきた。昭和五十二年度は、特に「教学論的、教義論的問い」をもって、研究、調査、資料収集などのあらゆる研究活動を改めて問いなおすことを運営上の主たる方針として掲げ、そのことよって研究と運営との緊張関係を喚起し、ひいては研究者相互の横断的なつながりが形成されていくことを願いとして業務を進めた。

そうした中で、各部の担当した業務、つまり金光大神関係資料（第一部）、金光大神・金光四神理解関係資料（第二部）、教団史・布教史関係資料（第三部）などの収集・整理の業務の面は、着実にその成果を積みあげることができた。しかし、研究面に即していえば、資料収集などの業務が、研究課題を見定め実質研究に没入しようとする研究者の意識を中断、もしくは分散せしめる状況を生起せしめてきたこと、また研究課題・方法論などが従来措置されてきた一定のパターンを出ることなく、したがって新たな研究

課題、研究領域の開拓が困難になってきていること、さらには研究上の指導関係が必ずしも必然的、内発的なものになっていない、などの問題が浮上した。

そうしたこともあって、教学研究が抱えさせられている問題を「教学論的、教義論的問い」を問うことの一環として、また方法論の明確化を求めていく手がかりとして、各人が現時点なりに主体的に担い、厳しく問うこととせられた。具体的には、改めて「教学とは何か」というテーマのもとに、各研究者が自らのよって立つ教学的立場をそれぞれ明確にすることに努めた。その内容は、『教学叢書』（第一巻）として編集され、五十三年三月の刊行をまって、教内外の批判を仰ぐこととなった。

そのほか、本所の資料万般のことを総合的に検討し、その有効な使用を可能ならしめるために、資料室を資料委員会のもとに構想し、一層充実した資料の複写、整理、分類作業をすすめていくように努めた。さらには金光大神直筆資料の解説、教団に寄贈された高橋正雄師関係資料の目録作成などの作業が行われた。

なお本所は、昭和四十年九月以来十二年間所長であった内田守昌の任期満了にともない、新所長に瀬戸美喜雄が就任し、昭和五十二年九月三十日から人事も刷新され、新たな陣容と構想のもとに研究業務を進めていくこととなった。

第一部

『金光大神覚』ゼミナール

このゼミナールは、『金光大神覚』についての従来の研究成果を吸収し、関係資料の確認作業を行い、その上に立ってゼミ形式で新たな問題点の発掘究明を行っていく、との趣旨のもとに第一部を中心に開催してきた。一〇回実施し、その内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。

金光大神に関する資料の収集・整理

(1) 調査・収集

- (イ) 神田家とその下社家調査。吉田治郎氏（金光町古老）より資料聴取。（4月19日）
- (ロ) 金光大神とその家族に関する調査。安部菊恵・安部光恵・藤田茅野三氏（金光町古老）より資料聴取。（6月23日）
- (ハ) 金光大神と高橋・富枝とに関する調査。高橋綾子・高橋和治両氏（六条院教会）より資料聴取。（7月25日）
- (ニ) 橋本卯平および吉野・大峰に関する調査。角楚武一・兼子両氏（富田教会）より資料聴取、吉野郡丹生郷一帯（現大和下乡町）吉野一山、洞川などを採訪、写真撮影、同地の人々より資料

聴取。（11月24・25日）

(2) 整理

五十二年度内に追加された金光大神関係資料一〇点をカード化し、撮影した写真を整理した。

小野家資料の整理

(1) 紀要による資料の紹介

永代御用記 慶応三年〜四年。

(2) 裏打ちによる文書の補修

所内では一回実施し五点（宗門送手形など）の裏打ちを行った。専門家に依頼したものは三二点（水論、山論にかかわるものなど）である。

(3) 所在確認のためのカード作成

裏打ち完了分三七点。

第二部

金光大神言行記録検討会

- (1) 『研究金光大神言行録』の講読会を二回行い、注釈を作成した。

- (2) 各筆写本の対照作業を行った。
- (3) 「補遺」作成のための残余資料の確認を行い、『研究金光大神言行録』第六巻を作成し、タイプ印刷に付した。また、同第六巻の索引を作成した。

(4) 本部当局の依頼により、教報掲載「金光大神御理解」の起案、原稿作成を行った。

第三部

布教史資料の収集・整理

御影教会所蔵資料二九点、京極教会所蔵資料一〇五点、洲本教会所蔵資料七五点、豊岡教会所蔵資料二一〇点を近畿布教史編集室と共同で収集した。岩国教会所蔵資料九点、由宇教会所蔵資料一〇点、尾道西教会所蔵資料一点、入田教会所蔵資料二〇二点を収集し、資料目録を作成した。また、柳井市宮本金神講所蔵資料三七点を写真撮影した。阿知教会では、教会長、ならびに教信徒より、初代・二代の布教実態につき聴取した。

教団史既存資料の分類・整理

五十一年度に引き続き教団史資料の活用を図るために、既存資

料（明治十八年～同三十三年、神道金光教会資料）の整理を行い、項目別に分類した。
分類されたものは「教団史資料目録4」として一七五点を紀要本号に掲載した。

教団史に関する懇談会

教団史懇談会は、従来収集されていなかった布教史資料の収集を目的として開催した。五十二年度は、「朝鮮布教」に焦点をあて、以下のごとく実施した。

第三回 「朝鮮布教に関して」

- (1) 日時 昭和五十二年六月十一日
- (2) 会場 吉備乃家
- (3) 出席者 藤井 正、天野 直、生沼逸郎、川初正信、高 山広巳の各氏。

研究 報 告

五十二年度の研究報告は、五十三年二月十日までに提出し、所内関係者による内容の検討を行った。

その報告のうち、研究論文の体裁をもったものについては、一

部を「研究論文」として、他を「研究論文概要」として、それぞれ本号に掲載しているのです、それ以外の研究報告の概要、もしくは研究状況を以下に記す。

○ 瀬戸美喜雄（第一部所員）

『金光大神覚』と『お知らせ事覚帳』との対比研究に資するため、『覚・覚帳の事蹟対照』を作成し、『覚帳』を参照することにより、『金光大神別冊』（既刊）中の「金光大神年表」の月日・記事を訂正し、新たに『金光大神覚年譜』を作成した。

○ 高橋 一邦（第二部所員）

村上重良校注『金光大神覚』の原稿添削および校正、自身の『現代金光大神覚』の原稿浄書および校正に当たり、『お知らせ事覚帳』の現代語訳ならびに年譜を試作しつつ解説文原案の作成に従った。

○ 宮田喜代秀（第二部所員）

金光大神言行記録の検討作業、ならびに『研究金光大神言行録』第六巻の索引作成に従った。

○ 小柴 宣和（第一部助手）

『金光大神事蹟資料集』を作成するため、「大教新報」（明治三十九年～四十四年）・「新光」（明治三十九年～四十年）から、金光大神事蹟関係の事項を抜粋する作業に従った。

○ 堤 光昭（第二部助手）

金光大神言行記録の検討作業、ならびに資料の複写・整理、既存資料（二部）の索引カード作成作業に従った。

資料の複写・整理

第一部収集の金光大神関係資料および第三部収集の布教史資料（金光大神言行録関係資料を含む）その他既存資料を各二部複写・製本し、そのうちの一部分の索引作成を行った。

なお、近畿布教史編集室および各教会へ原資料に複写各一部を添えて返却した。

この作業には、録事近藤穂雄・御用奉仕堤美智代・同堤光昭が当たった。

『教学叢書』の編集

本叢書は、紀要論文以外の形で教学の内容を発表し、より積極的に批判、指教を受け、研究の上に確かな方向を得て行くことを願って、編集した。

今回はその第一巻として、「教学とは何か」との主題のもとに、教学方法論を焦点として編集し、教学の基本的意義についての模

索・検討と、教学の担うべき現代的役割の明確化とを目指した。
以下にその題目を記す。

教学研究 所総会

第三十二回総会（昭和52・9・27）

教学とは何か

教学の意義・課題を求めて

「教学とは何か」を答える前に

布教史資料雑感

教学の歴史と現在

「神のうちうら」への問い、教学三十年史

〈共同討議〉 教団・布教と教学

私にとっての教学——模索・吟味・課題——

なぜ問うか

研究主体を志向して

乞食僧の生と私

教学における一つの問題

「虚学」のすすめ

教学する「私」を問う

神性を尋ねて

素朴な教学者

批判と了解の間で

瀬戸美喜雄

福嶋義次

藤尾節昭

高橋行地郎

佐藤・宮田編

石河道明

小柴宣和

宮田喜代秀

久保田絃二

早川公明

山田実雄

岩本徳雄

金光和道

佐藤光俊

趣旨

五十二年度の総会は、今日における新たな課題意識を培うことを願いとし、教学研究の現状と問題点、今後進むべき方向について、本所関係者および各機関関係者それぞれの立場からの批判検討を受けた。

行事

(1) 業務報告

人事関係——佐藤・豊

研究関係——高橋行地郎

(2) 基調報告

「教学研究の現状と問題点

——研究史と金光大神——」 久保田絃二

(3) 全体討議

「今日における教学の課題」

(4) 講演

「教学、その回顧と展望」

(5) 総括発表

「教学研究に望むもの」

内田 守昌

藤村真佐伎

出席者は、本所職員のほか、評議員三名、嘱託三名、研究員五名、学院長、学院学監、図書館長、中国教務所長、東京出張所職員一名であった。

『お知らせ事覚帳』資料検討会

本所は、昭和五十一年十一月一日、金光山神家所藏教祖御染筆資料（『お知らせ事覚帳』）の解読調査を本部教庁から委託された。

これをうけて『お知らせ事覚帳』資料検討会を設け、五十三年度中にその解読作業を終えるべく、嘱託二名を含め九名をメンバーとして調査研究をすすめることとなった。昭和五十一年十一月六日から解読作業を始め、昭和五十一年には全職員が参加して一二回の講読会とメンバーによる三回の検討会をもった。さらに、五十二年度も引き続き検討会（二回）をもち、九月一日に活字文の草案の中間報告を本部教庁へ提出した。

その後は、解読文作成のための検討をすすめ、五十二年度は二回の検討会をもった。

教学に関する懇談会

教学研究の現状に立って、本所の基本的性格の明確化を願ひ、

「『教団と教学』—教学に何を望むか—」のテーマのもと、教務、教会布教、信仰実践の各立場からの出席者を得て、以下のごとく実施した。

- (1) 日時 昭和五十二年五月三十日
- (2) 会場 本所会議室

(3) 出席者 竹部教雄、棚橋信文、田淵德行、津田貴雄、藤井

記念雄、松井雄飛太郎、内田守昌、福嶋義次、佐藤光俊

なお、本討議の内容は、『教学叢書』第一巻に共同討議として編集した。

資料委員会

従来とり進められてきた資料の整理・分類や、新たに収集された資料の複写・整理について、問題点を確認しつつ、研究活動にふさわしい機能を備えた、資料の複写・整理・保管を主とした資料室を本委員会の下に設置することを本所に対して答申し、その同意を得、とりあえず所員山田実雄・助手堤光昭・御用奉仕山本真喜子がこれに当たることになった。また、答申後、本委員会は研究活動と資料整理との双方から提起される問題の調整をはかりつつ、資料室の実現をめざすに至ったところから、委員を変更した。委員会は八回開かれた。

なお、昭和五十二年六月に高橋家から高橋正雄関係資料が教団に寄贈され、本所がその目録作成を本部当局から依頼されたので、その作成作業に高橋(一)、瀬戸、福島、藤尾、高橋(行)各所員が当たった。整理作業は八回行われた。

各種会合への出席

(1) 学会・その他

- 岡山民俗学会総会(2・27)一名
- 歴史学研究会(5・28)2名
- 第十四回NCC夏期研修ゼミナール(8・24)2名
- 日本民俗学会(10・1)一名
- 日本宗教学会(10・14)3名
- 関西哲学会(10・21)一名

(2) 教内会合

- 金光教平和祈願広島集会(7・31)一名
- 第五十九回臨時議会(9・26)一名
- 第六十回通常議会(12・2)一名

研究生の養成

五十二年の実修は、左記の研究生三名が五月から六か月間委嘱され、実修を行った。

西川太(龜山教念)、月俣修(田野浦教念)、山根聖真(冊子教念)

実修の概要

(1) レポート

(イ) 入所時までの研究関心、問題関心をまとめたレポートを一回提出した。

(ロ) 資料・文献解題

資料・文献に対する正しい理解を得、問題意識を明確にするとともに、批判点をまとめて表現することを目的として、資料・文献解題レポートを三回提出した。

(ハ) 実修報告

実修期間を総括して左記の実修報告レポートを十月に提出した。

○ 西川太

信仰・教団にとって教祖とは何かを問うために、教祖像が共同幻想であること、教祖性が教祖像に根ざしていることを確認しつつ、教祖と信仰の始源との関係を問うた。

○ 月俣修

自己の信仰的立場を吟味して行くについて、歴史的に形成された信仰遺産との関係がどのように改めて問われるべきか、という点を確認しようとした。

○ 山根聖真

歴史的に伝承されてきた教えの背後を問う問いの意味、および問う者の姿勢を近代社会の状況との関係で模索した。

(2) 講座・ゼミナール

(イ) 講座

「教学とは何か」、「教学研究の歴史」、「教学研究の現況」のテーマで行った。

(ロ) ゼミナール

(a) 各部の研究動向、資料紹介ゼミナール

資料紹介を中心として各部の研究動向、方法、課題などを説明するゼミナールを三回実施した。

(b) 方法論ゼミナール

問題関心と研究との関連について理解を得るため、金光大神研究・教義研究・教団史研究の方法論ゼミナールを合計七回実施した。

(c) 紀要論文講読ゼミナール

自己の研究関心以外に幅広く研究に触れ、その内容を理解することに主眼をおいた論文講読ゼミナールを一〇回実施した。

(3) 資料・図書整理

(イ) 資料整理

人物志作成のための基礎作業として教内図書(九冊)の人名索引カードを作成した。

(ロ) 図書整理

本所所蔵図書の整理作業を四回実施した。

(4) その他

所内各種会合、ならびに教内各種会合傍聴、儀式事務御用奉仕、所内各種行事の運営事務に従事した。

なお、西川太、山根聖真は、十一月一日付で本所助手に任用された。

研究生(特別)露木大久(ロサンゼルス教区)は、左記の論文を英訳した。

・福嶋義次「慣習世界と信仰形式——金光大神理解研究ノート——」紀要「金光教学」第一五号所収

・瀬戸美喜雄「民衆の宗教意識と変革のエネルギー」伝統と現代社刊『変革期の宗教』所収

・福嶋義次「金光大神論」同右書所収

・福島義次「秋浮塵の事蹟について——『御覚書』解釈のための試論——」紀要『金光教学』第八号所収

・真鍋司郎「民衆救済の論理——金神信仰の系譜とその深化——」紀要『金光教学』第一三号所収

なお、露木大久は十一月三十日をもって委嘱を解かれ、実修レポート「特別であること」、「教祖金光大神像と教祖性」二編を提出した。

評 議 員

本所の運営は、教学研究機関という性格上からして、教務教政の直接支配を受けてはならない。しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任を負い得るものでなければならぬ。評議員制度は、このような特質を持つ機関である本所の運営が、全教的視点に立って適切に進められることを目的として設けられているものである。

昭和五十二年年度の第二十三回評議員会(52・9・3)は、五十三年度の方針ならびに計画案および経費予定を主たる議題として開催した。

審議の焦点は、(1)本所として、昭和五十年十月に三部制をしき、前述(昭和五十二年度業務概要183頁)のように、資料収集・整理をはじめ

め研究面においても実質的成果をあげつつある反面、いくつかの問題が浮上してきている現状確認について (2)現状確認の上にして、この種の問題は、今後、継続して研究運営上の課題として取り組まねばならないこととして、五十三年度においては、(1)部の研究実質を培うについての適切な場づくり (ロ)信心と教学との関係の究明 (イ)本所が担う教学領域の再検討、という三つの柱を立てて取り組もうとする試みについて (3)資料室設置の問題について(4)資料と研究領域の問題について (5)研究生の育成にかかわって、研究者の人材の得がたさの問題について (6)本所の施設問題は、その基本性格からして、総合庁舎建設のことと直線的にはつながらないという問題について などであった。これらの問題なり、問題性について質疑が交わされ、昭和五十三年度の方針ならびに計画および経費予定について了承を得た。

なお、出席者は、市川彰、出川真澄、田淵徳行、三矢田守秋の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

嘱託・研究員・その他

金光真整、竹部教雄、高橋一邦三嘱託は、覚帳資料検討会に出席し、検討に加わった。嘱託宮田真喜男は、毎月本所に出仕し、教団史関係の資料整理を行った。また嘱託露木大久は、五十二年

十二月から「研究文献翻譯に関する事項」を委嘱され、研究論文の翻譯に従事し、本教教義の理解を深めている。なお、同嘱託は研究報告「教祖金光大神——永遠なる救済者——」を提出し、そのなかで日系三世の立場から教学をどのように理解し深めてきたかということ、自身の信仰にとって教祖がどのように把握されるか、という問題とを明らかにするべく努めた。

五十二年度の第十回研究員集会は、九月二十八・二十九日に開催した。本所の現在の研究状況や動向の報告の後、相互に意見交換し、職員とも懇談した。出席者は、畑愷、藤村真佐伎、行徳照真、荒木美智雄、奥林登世雄、の各研究員（欠席松井雄飛太郎）と、本所職員六名であった。話し合わされた主な内容は、次の通りである。

(1) 本教における総合的研究機関としてのあり方を求めていくについで、基礎教学の形成という教学の純粋な面と、本教信仰に有効な働きを及ぼす機能的な面との関りがどのようであったらよいか。(2) 研究課題・方法論などが、従来の研究領域内で見定められてきたところをせず、固定化してきていると思われるが、基礎教学のなかには未だ埋もれた分野がたくさんあり、そこを切り開いて欲しい。(3) 御伝記『金光大神』で描かれる金光大神の信心と、金光大神直筆資料にみられる金光大神の信心とに、どこか違いが見受けられないか。(4) 研究所は全教的な視野のなかで、地方との

関りを深め、人材育成の面に、より力を入れるべきではないか。(5) 四十六歳までの金光大神と、明治期にはいつてからの金光大神とは、信心のあらわれ方が異なってきたのではないか。そこを教学的にどう把握するかが重要な点ではないだろうか。

金光教学第十七号正誤表

頁	段	行	誤	正
1		△6	井原市	現井原市
5	下	2	がやはり、明治初年	が、元治元年
25		3	大歳	太歳
51		△6	一端	一端
69		3	七十五歳	七十八歳
92	上	△4	破算	破産
98		△6	〃	〃
114	下	△9	神祇事務惣督	神祇事務惣督
151	下	△2	研究全般	研究所全般

(△印は後ろから数えた行数)

金光教学第18号

昭和53年9月20日印刷

昭和53年9月25日発行

編集・金光教教学研究 所

印刷・榑玉島活版 所

発行・金光教教学研究 所

岡山県浅口郡金光町

発刊に当って

このたび、当研究所紀要「金光教学」を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととして、いまましく陣容もとのい、内容も充実するをまっして実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰の実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分の神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基礎は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してきょうなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に「金光教学」の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのこともであることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部長 大淵千 侶)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1978
No.18

CONTENTS

JITSUO YAMADA

Formation and Collapse of the Shinto Mihashira Sect
—Historical Research of Early Konkokyo..... 1

KIMIAKI HAYAKAWA

A Study of the Konjin-shrine Construction
Activities29

MITSUTOSHI SATO

Systematization as Mimesis
—Establishment of Shinto Konkokyokai
and Its Unification Movement62

TOKUO IWAMOTO

Nittenshi (A Sun Deity) and Konko Daijin113

Materials for Research

The “Ono” Documents (No.12) —Eisei Goyoki.....138
Categorical Subject Listing of the History
of Konkokyo (No.4)159

A List of Brief Outlines of Papers Written by the Staff of
the Konkokyo Research Institute for the Year 1977172

Summarized Records of the Meeting for the Critique of
Papers Submitted in the Previous Edition177

A List of Activities of the Konkokyo Research Institute
in the Year 1977182